

第百十二回
参議院通信委員会會議録第十一号

昭和六十二年五月十二日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

山田 勇君

補欠選任

橋本孝一郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

上野 雄文君

添田増太郎君

宮田 輝君

守任 有信君

大森 昭君

岡野 裕君

長田 裕二君

志村 愛子君

陣内 孝雄君

永田 良雄君

成相 善十君

西村 尚治君

山内 一郎君

及川 一夫君

大木 正吾君

鶴岡 洋君

山中 郁子君

橋本孝一郎君

青島 幸男君

平野 清君

國務大臣

郵政大臣

中山 正暉君

政府委員

郵政大臣官房長 森本 哲夫君

郵政大臣官房人 白井 太君

郵政大臣官房経 山口 武雄君

理部長 田代 功君

郵政省郵務局長 中村 泰三君

郵政省貯金局長 相良 兼助君

郵政省簡易保険 局長 奥山 雄材君

局長 成川 富彦君

郵政省電気通信 局長 大野 敏行君

郵政省放送行政 局長 岩島 康春君

局長 黒川暢一郎君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 日本放送協合理 事

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

郵政大臣官房建 築部長 尾西 清重君

郵政大臣官房資 材部長 尾西 清重君

た。

○委員長(上野雄文君) 郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川一夫君 大臣には大変恐縮なんです、この法律には直接関係ないんですが、どうしても政治の分野に一定の役割を持たしていただいておる私たちといいますが、今、政局として大変問題になっておる奥野国土庁長官の発言問題なんです、いろいろやばり国民の皆さんからもどうしてああいふことになるのかというふうに聞かれもしますし、また、私も直接奥野長官と話してみたいと思いましたが、国会の運営上、その個人の意見が勝手に突っ走るわけにいかないものですか、これは奥野さん個人というよりも、内閣の問題として一言郵政大臣にお伺いをしたい、お許し願いたいというふうに思います。

どう考えましても、総理の御発言と外務大臣の中国における対応、発言、それと奥野長官が言われていることについては私どもは一緒だとはどうして思えない。奥野長官の発言は別に私は聞こえるわけでありまして、したがって、それ自体をとらえれば、私の理解が正しいとすれば当然閣内不統一ということになるわけであって、かつこれは国際的、しかも外交という大きな課題を抱えている問題であるだけに、閣内不統一というのは国民にとっても我が国にとっても決してプラスにならない、こう思うんです。したがって、当然のこととして閣内統一を図るというか、仮にそこまで言わなくとも、今現実には国会で問題になっていることについて、内閣としてどうするかということとは

御協議があるはずではないか、こう私は理解をするわけです。

したがって、閣議においてこの問題に対する取り扱い、あるいは物事に対する見解、そういうことを御協議になったことがあるのかないのかというのが一つ、同時に、郵政大臣、閣僚の一人としてこの事態についてどうお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○國務大臣(中山正暉君) 閣議の内容については公開を差し控えるということが長い間の伝統になつておりますので、閣議で何が語り合われたかというのを申し上げるわけにはいかないとはいませんが、私は、総理大臣は全閣僚を統括する立場にいらつしやるわけですから、総理大臣の御発言ですべては語り尽くされているのではないかと。特に、日中が話し合いを始めて国交回復をして、それが十五年という記念の年も去年来たわけでございますし、お隣の隣国であります中国との関係というのはアジアの平和に貢献をするというところで、私も今日まで評価をしてきておるわけでございますので、その関係が崩れることのないように我々内閣として懸命に努力をしていくというのには当然のことでございますから、私は、その意味で総理の御答弁によつて内閣を代表するものと、かように理解をしております。

○及川一夫君 お答えはそれなりに私は理解をするわけですが、私どもはただ単に奥野長官を問詰める、突き詰める、それだけでは私はいけないというふうに思うんですね。したがって、みずからは一体どうこの事態を考へるのか、本当に奥野長官が言われていることが正しいものとして受けとめていいものかどうかということについて、私は一言だけ意見を述べさせていただきます。もし反論があればしていただきたい、こういうふうに思うわけでありまして。

○委員長(上野雄文君) 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上野雄文君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十八日、山田勇君が委員を辞任され、その補欠として橋本孝一郎君が選任されました。

私は昭和四年生まれですから、戦前の教育を中学二年、高等小学校二年まで受けています。しかも志願兵ではありませんけれども、海軍航空隊に私も所属をいたしました。あのときはいざいざも聖戦ということで語り尽くされ、また教育をされてきましたから、全くそのとおり思つて戦争に参加をした、幼稚ですけれども、一人だというふうに思つていたのであります。

当時の教育のことと、それから現実に民主主義が持ち込まれて、民主主義というものが実践をされて今日に至っている経過、国際的な展開、あるいは日中友好の関係、あるいは朝鮮半島との関係などについていかなる対応を我々はしてきたのか、歴史的な検証を含めて私は今日の国民的な合意としてあると認識をいたしますが、とにかく我々は侵略行為をしてはならないという、最低この点では私は合意が成り立っていると思う。侵略してはならないというんですから、侵略行為をしたということに私は裏返しのなると思うんです。本當のみんなの気持ちを集めるにはそこまでは私が行っていると思う。そして真の平和を求めてきたものだというふうに、素直に私は実は思っているわけであります。

しかし、我が国、我が政府は侵略ということを考へてなかつた、してはいなかつた、こういう御発言なんですけれども、非常に私は問題がある、非常に違和感を正直言つて感ずるわけです。もともとの侵略をしたかしないかというの、他國へ踏み込んだ人間が私は判断するものじゃないと思つておるんです。やはり踏み込まれた方がどう理解をするかということが一番大事なわけでありましてね、少なくとも満洲国と言われた、あるいは今の中国と言われた地域は我が國でないことだけは事実でありまして、そこに踏み込んでいたことも事実なんです。だから、踏み込まれた方がどう考えるかということになれば、侵略だ、こゝろ明確に言つておるし、同時にまた、リットン調査団という、一九三一年、二年ですか、当時満洲事変というものが起きて、そして、それから始ま

つて、当時の國民政府、蔣介石國民政府が、いわば國際連盟、國連に対して調査団を要請して、日本は侵略をしてゐる、調査をしてほしいと、それに対する調査にリットンという人が団長で行かれたわけですが、そのリットン報告の内容においても明確にそのことが言われておるんです。したがつて、國際的な判断ということをやっている竹下総理のお言葉も、私は何も東京裁判のことだけではなしに、やはり一九三一年にさかのぼつて、リットン報告というふうなものも踏まえながら國際的に侵略行為があつたという、そういう結論が出てゐることを重視をしなければいけません。配意をしなければいけません、こゝろ言われているらうと私は思ふんです。私は、このことまで奥野長官が否定をされるということになりますと、非常に我々自体、では歴史というものを一体どう理解をしたらいいのか、平和に対する、あるいは戦争という行為に対してどう理解をしたらいいのかということについて非常な戸惑ひを私は受けるのではないかと気がしてならないのであります。

したがつて、私の方は侵略があつたと、だからしてはいけない、その上に立つて恒久平和というものを求めていかねばいけません、こゝろいう立場に立ちたいと思ひ、同時にまた、昨日参議院の本會議におきまして、長官が盧溝橋事件は偶発だつたというお話もあるんです。しかし、これなどについていろいろな著書があるんですけれども、とりわけ終戦時の航空兵器総局長官であつた遠藤三郎先生という方が、この人もB級戦犯で追及されて、無罪にはなつたようだけれども、いわばこの盧溝橋事件についてやっぱり述べられてゐるわけなんです。

満洲事変は、確かに日本の政府の方針を無視して当時の關東軍が勝手に動いたという話、あるいは國民政府は、張學良という人とは政治、政權的には全く別の形、掌握できなかったということがあるんですが、そういう人たちの、關東軍と張學良という指導者との間で仮にぶつかったものは事

変と呼んでいいかも知れないが、それがきっかけになつて十数年という不幸な戦争が続いた、しかも中国全土において、いざいざ大變な損害を与えたといふことなのでありますから、偶発的というライシヤワー先生の発言をとりえて、私もそのように思つてゐるんだというところ方というのはいささか度が過ぎてゐるんじゃないか、こんなふうにも思ひ、同時に、東京裁判についても懲罰的な意味がある、こゝろ言われるんですが、私たちの常識から言へば、懲罰という、死刑なんというものは僕はあり得ないと思ふんです、懲罰ということになれば、やはり懲罰という意味よりも、戦争によつてそれは敵も味方も大變な命を失つた、そのことに對する一つの責任性を明確にするという意味ですね、もちろん裁判のやり方、あり方についてはいろいろ批判のあることは私も知つてゐるし、私もそんな一面を考えなきゃいかぬという気持ちもあるんですが、しかし單なる懲罰ではないといふこと、むしろ我々日本人が日本人の手でそれこそ裁きたかつたという気持ちすらする一つの戦争終結としての行為だつたと私は思ふんです。

ら、お答え願ひたいと思ひます。
○國務大臣(中山正暉君) 今、先生が昭和四年の生まれとおっしゃいましたが、私は昭和七年でございまして、満洲帝國という、かいらい政權ができた年に私は生まれております。また、その年の三月の二十二日に私の、個人的なことになつて恐縮でございしますが、おやじ、この参議院の大變ありがたいことに第八委員室に、二十四年六月務めしたので掲額をしていただいております。私のおやじが、衆議院に戦前當選しましたのが昭和七年でございました。

そのおやじが、昭和十四年のあはれは五月の九日でございますが、ノモンハン事件が起きましたときに国会から派遣されまして、ノモンハンに現地調査で行つて帰つてきたときのことを私、子供ながら覚えております。羊の腹子の帽子をかぶつて帰つてまいりました。そのおやじが、実は衆議院で進行係を四年やつておりましたときに、昭和十五年の東条陸軍大臣に対する斎藤隆夫先生の反軍演説がありまして、そのときに除名になつたわけでございます。斎藤隆夫先生が除名になられるとき私のおやじが弁護士でございましたので、死刑の判決がおりても執行までには間があつてしまふべきであると、それを即時に除名するといふことは間違ひだといふことを言つたもので、私のおやじは、ついに永井柳太郎先生あたりから夜中にも電話がかかつてきておりましたが、これまた寝巻きのままで飛び出していきおやじを見ておりました、いろいろ感じておりましたが、子供ながらに大變なことが起こつてゐるんだなと思つておりました。その永井柳太郎先生のお勧めにも従はず大政翼賛會に参加しませんでした。昭和十六年の選挙が昭和十七年に戦時体制で延びまして、そのときおやじは非推薦になりました。落選をいたしましたわけでございます。大都市でございまして大阪でございまして、世の中の風潮、軍国主義的な風潮の影響をもろに受けたそのおやじでございます。おやじは、その反軍的な言辭を弄したために右翼の人に連れていかれたことが

ありましたり、政治家の家庭に育ちました者として、その当時のいろんな体験を今先生のお話聞きながらよみがえらしておたつたわけでございます。

大先輩の奥野長官に対する私は個人的な見解は申すわけにはまいりませんけれども、かような意味で、いろいろな評価がありまますけれども、私どもは政府見解と言われている昭和四十七年の日中共同声明の中で述べられているとおり、「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という認識は私ども当然のことと思っております。いろいろと満州の地で日露戦争が起こったという悲劇、それから韓半島、朝鮮半島で日清戦争が起こったという悲劇、いろんな悲劇の重なりが第一次世界大戦で列強が中国を去っていった中で、のめり込んだ日本の姿というものがあつたと思ひます。しかし、人様の領土で戦争を起したりするということは、これはもうそこには何が起つていたかということとはもう明らかでございまして、私はそんな意味で、アジアの平和というものがこれからひとつ堅持されていく必要がある。その意味で、もう古い話ですが国会の場での議論されることによって真の友好といふものが、新しい国民の心の中に亀裂を生じていくようなことは厳に避けるべきである、そんな感覚で今いろいろな成り行きを注目しているところでございまして。

○及川一夫君 今のお答えを私もかみしめながら、これからの政治運動にも、平和運動にも参加をしていきたいというふうに思ひます。

次に、これもまた今提案された法律に直接関係ないんですが、この前の通信委員会では電波法の改正を行いましたが、それが、そういう責任といふますか、というふうなものを感ずるものでございまして、朝日新聞に掲載されました、五月九日でありまますけれども、「電波法改正に医師困った」という記事が載りました。これを見たときに、私ははつと突は思ひました。十分な審議を尽くさず、人命にかかわることにはノータッチだったのかとい

う反省を含めてよく見ましたら、たまたま私は議員でなかつた時期に、しかも法律改正ではなしに施行規則の改正という形で、要するに電波法の改正が行われた。それが結果として、お医者さんが皆困つてしまつた、言いかえれば、人命にかかわる問題が今ここに再現をしようというふうな受けとめたものでございまして、この点はぜひ郵政省にも善処を願うという意味合いを含め、緊急的な意味で問題を整理させていただきたいというふうな思ひであります。したがって、まず第一点として、一九八六年五月の施行規則による微弱電波の規則改正、これによって医用のテレメーター使用というのはいくらに思ひます。

○政府委員(奥山雄材君) 昭和六十一年の五月に電波法の施行規則の一部を改正いたしましたので、微弱な無線局の許容値の改正を行ったところでございまして、これは諸先生方御承知のとおり、近年の電波技術あるいはマイクロエレクトロニクス技術の急激な発展によりまして、無線機器が大変発展すると同時に、弱い電波で障害を受ける事例が増してまいります。そのようなことから無線局を保護しなければならぬというものが、今世の中の大変大きな関心事になつておりますし、社会的な要請でもございまして、それらの具体的な妨害の事例を受けまして、微弱な無線局であるがゆえに、今まで免許を要しない形で位置づけられていたものに付しまして、理論的にあるいは実証的に精密を定めておいて、規則改正を行つて新しい基準値を定めさせていただいたところでございまして、その中に医療用テレメーター、あるいは構内で連絡用に使うようなトランシーバー型のもの、あるいはワイヤレスマイクといったようなものが該当することになります。これらはいずれも微弱な無線局でございまして、それまでは古い規則の基準値でよかったわけですが、妨害を起こす可能性が出てまいりましたので、それらを一定の検討の結果、新しい規則として整理をさせていただきましたので、微弱な無線局の一環でございまして医

療用テレメーターにつきましても、六十一年の五月二十七日の規則施行以来新しい制度に変わったところでございます。ただ、経過規定を置きました、施行の前に設置されたものにつきましては、昭和七十一年の五月二十七日までは利用ができるというふうな措置を講じておるところでございまして。

○及川一夫君 いや、規則を何のために直したかということではなしに、規則が変わることによつて、経過措置を経て実施に移されたらどういう事態になるんですかと、特に医療関係ですね、これをお聞きしておるわけなんです。

○政府委員(奥山雄材君) 医療用テレメーターを含む微弱な無線局につきましては、今回の改正によりまして、先ほども申し上げましたように、一定の経過期間後は、新しい基準値に基づくもので外は免許を有する無線局ということになるわけでございます。

○及川一夫君 その結果、例えば心電図などという、今使つている機械が使えるんですか、使えないんですか。

○政府委員(奥山雄材君) 微弱の範囲にとどまるものであればもちろん使えますけれども、恐らく現在使われておりますものかかなりのものにつきましては、新しい微弱の許容値の範囲を超えるものがあるようでございますので、それらにつきましては一定の経過期間後は使えないということになるわけでございます。

○及川一夫君 それなら日本全国に病院と名のつくものはどのぐらいありますか。そして、その中で総合病院というものはどのぐらいあると把握してありますか。

○政府委員(奥山雄材君) 病院の数につきましては、私現在承知をしておりません。

○及川一夫君 私から言わせればそこが問題なんですよ。つまり、この微弱電波を現行より規制をしていくというときに、どんな影響が出るのかというところが事前にわかつておれば、また、あなた方がそういう理解があれば何らかの措置をするで

しょう。例えば関係医療機関に意見を聞いてみるとか、そういったことが僕はされるはずだと思ひますが、そういったことは全然やってもらないんですか。

○政府委員(奥山雄材君) 電波法の施行規則を改正する際には聴聞を行うことになっておりますので、当然聴聞を行いました。医療関係機関の方からの御要望の申し出は聴聞を行いました。後出てまいりましたので、聴聞の場では御意見が聞けませんでした。したがって、その後御要望を受けまして、医療関係機関には当時省の関係者の方から説明をいたしましたところでございまして。

○及川一夫君 いや、釈明をしてどうなるんですか。もう実際の実施日がどんどん迫つてまいりますわね。それで、今この際、便宜的に業界と言わせていただきますが、MEなどを初めとした業界関係、あるいは医学関係から要請があつたというんですけれども、どんな要請があつた、それについては一体どうしたるつもりなんですか。

○政府委員(奥山雄材君) このたびはまた新しく医療関係の学会あるいは業界の方から御要望を承つておりますが、この中身は、今後この法律の施行規則の施行によりまして、医療用テレメーターの利用が今回の新しいシステムの制度化によつて十分な周波数の割り当て及びその特殊性を考慮した技術基準の策定等を要するという中身になっております。したがって、私ども行政の立場としていたしましては、こうした御要望もございまして、財団法人でございまして電波システム開発センターというものがございまして、ここに医療用テレメーターの専門の一つの研究部会を設けまして、医療関係者及びメーカーを含めてこの新しい医療用テレメーターの研究開発について早急に検討する運びにしております。現在人選中でございまして、早ければ今月の末、遅くも来月中旬には発足をさせたいと思ひます。その検討結果によりまして、新しい医療用テレメーターの技術基準並びにその周波数あるいは安全対策というものについて結論を得て、できればことしじゅうにはその

検討結果を得たいというふうに考えております。

○及川一夫君 局長ね、これは私は人命にかかわる問題だという認識でおるわけです。大体いかがでしょう、これはいい悪いは抜きにしまして、医療機関がよもや電波法の規制によって機械が使えなくなるということは、国民全体から見てもそういう理解をする人はもうごく少数じゃないでしょうか。私も実は、電波が医療機関に使われていることは知ってはおりましたけれども、これが心電図であるとか脳波を調査する機械であるとか、そういうものはほとんど使えなくなってしまうと。今までは百メートルぐらい離れておてもできるようになってきているものが、この規則の改正によると、三メートル以内でしか使えない。三メートルの距離じゃどうにもこうにもなりませんわね、今の病院の心電図やなんかの使い方から見してもね。もう全然使えなくなるんです。

ですから、私は病院数については、六十一年段階で全国で九千六百九十九あるというふうにお聞きしております。その中で総合病院一千四十一。この総合病院が、九千六百九十九のうち、一台、二台、それは台数には限りがありますけれども、どちらにしても九五%、もう心電図などは普及している。多現象という機械なんかについても七〇%、全体で無線を利用して医療器具を使っているのが平均で見て八九%と、こう言われているわけですよ。これはほとんどがいっぱい使えなくなってしまう。使うのには、今局長が説明したように、その基準に見合っても使えなすという新しい機械が開発できるかどうか。いわば電波障害を起こさないというところでしよう、これは。電波障害というものの、妨害というものを解決するというか、それをなくそうと、こういう意味合いで規制というものが行われるというのがねらいだと思っておりますが、そのために機械が全部使えなくなってしまうというようなことは、僕は当時仮に委員会に提起されても出てこなかったかしらぬのですよ。ただ当時、五十九年の四月二十二日に既に、これは日経新聞なんですけれども、「郵政省法で

規制強化へ 業界五年間の猶予を」というようなことで、何か話し合ったような内容がちょっと載っているんですが、実際に業界の皆さんにも聞いてみますと、ほとんど事前の御相談も受けていない。それから、今局長も言われたように、規則を改正してから御要望があったと、こう言われているでしよう。ですから、非常に規則を改正するということの扱い自体が細心の注意を払ってなかったということだけは私は明確に言えるんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、これからどうするということ前に、局長自身が、省自身が本当に医療機関にある電波を使用している機械そのものが使用できなくなってもやむを得ないというところまで検討し、そして改正に踏み切ったのかどうか、そこを私はまず聞きたいと思うんです。いかがですか。

○政府委員(奥山雄材君) 医療用テレメーターが人命にかかわる大変大事な役割を果たしていることは私も十分承知しておりますし、その認識については及川先生と全く同じであらうと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたように微弱な無線局でございますので、微弱な無線局というのは、自分自身も混信を受けても保護されない、それを受忍しなければならぬということが大前提でございますし、そういう条件のもとに免許も不要、微弱ならだれがどういふ場合に使ってもいい、全く野放し的に使ってもいいことが許されているわけがあります。したがって、むしろ人命にかかわるような医療用テレメーターであればこそ、微弱である限り、いついかなるどんな妨害を受けるかもしれないという、妨害を与える面と受ける面の両方の心配がございます。

現に、先般も医療機器の中の心臓のペースメーカーが誤作動を起こして大問題を起したことがございまして、大変社会的にも騒がれたことがございまして、現在これだけ無線機器が普及いたしますと、単に医療用テレメーターが妨害を与える可能性のみならず、妨害を受ける可能性も非常に

ふえてきておりますので、それはもしそういう事態がかりそめにも起きて、何かの拍子に心電図に異常な波形が生じたというようなことになりましたと、これはまさに人命に大きな影響を与えかねないものですから、転ばぬ先のつえという事で、人命をむしろ尊重することから、今回いいいますか先般の改正もそうした一環で考えたものであるということをぜひとも御理解賜りたいと思えます。

○及川一夫君 いや僕は、改正自体がどうのこうの言っているんじゃないんです。医療にそういう影響を与えることについてどうするかの問題なんだ。あなたはそんなことをおっしゃるけれども、電気通信局の監視監理課の方から、電波障害の実態というやつを私は伺っていますよ。昭和六十年度で申告数が四百八十五件あった。そのうち四百四十二件が妨害として認められる。それから昭和六十一年度で、申告数八百三十七件のうち三百四十八件が要するに妨害として認められる。その中に医療用のテレメーターに起因するものが含まれている可能性がある、こう言っているわけですよ。だから、医療テレメーターが受けるという前に、衛星放送とか地上波によるテレビ放送とか、どちらにしても、これから情報化社会という問題を含めて電波妨害というのは、障害というのは大変なことになるといふんで、その改正をしようとしていることは私は認められるんです。それ自体は。ただ、その妨害の中に、今使っている医療用の電波が衛星放送やらあるいは今のテレビ放送、ラジオ放送なんか電波障害を与えることになるのだから、微弱電波が、これが大きな疑い問なんですよ。可能性があるといつたって、可能性がないとも言えるじゃないか。

だから自分の都合のいいように解釈すれば、可能性があるというなら、そういう実態があるのかどうか、とことん追求してみろと、こういう話で言いましたら、二件持ってきたら、二つあると。ただし、これは周波数を若干変更すればそんなこと関係ない、こういうことが断り書き両方についているんです。二件しかないんです、これ。だから、六十一年度が三百四十八件、六十年度が四百四十二件、つまり四百九十件ですな。このうちに医療用で電波障害を起こした、妨害を起こしたというのは、たった二件しかないということ。あなたのところ自体が言うているんですよ、これ。しかも、それはちょっと周波数を改善すれば、変更すれば直るし、直したと書いてある。だから、医療用の電波によって電波妨害が起るな、んというところはゼロと言ってもいいじゃないかと、こんなふうに私は思うんです。

これは、局長やなんかと相争うような問題では私はないと思う。問題は人命に関することなんです。だから、まずもって医療用は除くということにして、この改正された規定に沿ってでもできるということが確認をされたら、そのとおりやればいいじゃないですか。ただし、それだって病院は金のかかる話ですからね。現状のままで使えるやつを全部かえなさいかぬのですから、機械は新しくみんなかえなすんですよ。だから、何か医療機器の業界ははくそ笑んだという話もちろっと聞いたりするんですけれども、まあそんなことは横におくとしても、いずれにしても、今使っているのが使えなくなつたということになると大変でしょう。

そしてまた、医療機械はそういう電波というものを使得、集中センターで何百人という患者の動きを見ながら集中治療をしていくという、そういう方向にあるというところも多くのアンケートでも実は出されているわけですね。ですから、ぜひとも局長、これはききょうここで、はいそうですかと云えるかどうか知りませんが、考えていただきたいということと同時に、中山大臣もたしか病院の関係はお詳しいんじゃないかというふうな思話、ことしの十月からこれがやられる、十月から使えないということになったら、これは医者としましては本当に困るでしょう。患者もまた命にかかわる問題でしょう。しかも私は微弱電波、医療が使

っている電波は電波妨害は起こさないという、そういうふうに見える実態があるではないか。だからこの際、新しい技術開発ができるまでは、今の改正から医療関係は除くというに当面しておくべきではないかというふうに考えるんですが、大臣いかがですかね、これは。

○国務大臣(中山正暉君) どうもお話を伺っておりますが、先生のお気持ちも理解ができる、そしてまた局長の答弁もなるほどという両面性があるような気がいたしました、確かに農家は農機具で大変月賦を払うので困っているという話と、それから病院は新しい器具、どんどん入れてくるその器具で、そのために倒産する病院まであるというふうな話もよく聞くわけでございまして、法律の改正がそんな意味でいろいろ面に悪影響を及ぼすというふうなことになる問題があると思いますが、とにかく局長が先ほど申しましたように、逆に人命に影響があった場合に役所としての責任を一体どうしたいのかというふうな面が最後に残る問題ではないかと、こう思いますので、なおひとつ適宜にどういうふうに対応していただければいいのかということを検討させていただきます。

○及川一夫君 まあ一応十二月までにいろいろ検討して方向づけをしたいということを先ほど局長も言われておりますから、それまでの間に確かに大臣も言われるように、もしものことがあれば郵政省の責任だというふうなこともなりかねない問題だと思ふんです。我々通信委員としても、やっぱり電波改正というのは何げなしに決めているというところであつてはいけないと思ふんですね。電波の時代ですから、それだけに電波法を改正するというのは、それだけの大きな意味合いを持つというのを私も反省も含めて気持ちを変えたいということなんです。ですから、少なくとも人命に関するものであるというのを前提にして、余りラジコンとかそういうものとちゃまぜにして、あつちの方が強いんだから、電波の方は。そういうふうにおもちやとそれから医療機械をこち

やまぜにすることのないように、ぜひ医療関係は除くというところで当面結論を出し、そして、その上でこの体制に対応できるような新しい技術の開発、機械の開発を期待をするというふうにしていただくように強く要望申し上げておきたいというふうに思います。

次に、郵便法関係全体に入りたいんですが、一つは郵トピアの展開について大変成功しているように総括をされているんですが、一面この問題について社会的な摩擦というんですかね、そういうものが起きてくるように私は把握をするんですが、この点どういう現状になっていますか。

○政府委員(田代功君) 郵トピア構想そのものはたびたびこの場でもお話しましたので御承知と思いますが、全国画一的な郵便サービスから地域社会に密着した、あるいは全国さまざまな種類のサービスをその地域地域にいろいろ試してみよう、そしてその中からいいものをまた全国に広げていこう、こういう趣旨で昨年から実施しているものでございまして、ことしの三月でしたか、関係の市町村の市長さん方にもお集まりいただきました、この半年間の試行の結果をお伺いしました、が、大多数からは非常にいい施策だということをお聞いております。

ただいま御指摘のありました摩擦という面では、この試行サービスの一つに、あて名を省略して、ある町内なら町内すべての家庭に郵便を配るという、私もタウンメールと称しておりますが、このサービスを実施しておりますが、これが新聞販売店のチラシの折り込みと競合するという苦情といえますか、指摘をちょうだいしております。

○及川一夫君 それで、その摩擦の部分ですがね、申し入れというのか、要望とか意見書とかそういうものが出されているんです。

○政府委員(田代功君) 日本新聞協会から郵政大臣に対する申し入れでしたか、ちょうだいいたしておきます。その内容を申し上げますと、もちろん中心はこのうちのタウンメールが新聞販売店の

経営を圧迫し、ひいては日本の新聞の配達制度そのものにひびが入るといいますか、こういうおそれがあるので、むしろやめてほしいという趣旨でございまして、それに付随しまして、これが果たして郵便だろつかとか、あるいは新聞販売店の折り込み広告の場合は内容を審査して倫理上問題のあるようなものは扱わないとかやっているが、郵便になると、その辺はどうなるのかといったような指摘もあわせてございまして。

○及川一夫君 問題は郵務局長、大変歯切れよくお答えになっていきますけれども、その問題を扱う私は姿勢の問題について非常に疑問を持つわけですよ。

実はこの問題は三月の二十二日の通信委員会、平野先生が時間の関係もあつて短かつたのですけれども、端的に指摘されているんですね。私ももう覚えたものですから、実は会議録をばつと見たわけですよ。まず第一点、あなたはしばらくやらしてくれと、まだ十分になっていませんと、そのときには郵トピアはもっと拡大しますというふうな話は全然ないんですね。要するにこの二十カ所というのを前提として物を言われているし、平野先生も恐らく薄々何かあるなと思ひながら、二十カ所を前提にして御発言なされているように私は受けとめました、これは。

ところが、四月の八日にあなたの方は地方機関に対して拡大の通達を出されているでしょう。報道資料としても配っておられますよね。これは一体どういうことなんだろうと。いろんな注文というのか、疑問というものが平野先生から出されて、それに対する答えなんかも、例えば郵便の定義は何だと、こう言われたことに對して、後で読んだら、否定して肯定しているんです、これ。こういう答弁になっているんです。郵便とは何かというのを、実は法律上きちんとした形では決めてないわけでありまして。決めてないと、こう言っているわけですよ。これは明治以来そのときそのときの社会の情勢の変化に対応しながら、中身は少しずつ変わってきておりまして、郵便法に従って

いろんなサービスを提供している。基本のところはきちっと法律でしておりますが、と、ここで基本のところはきちっと法律でしている。何だろかと、前の方ではきちっとしてないと、こう言ってます、基本のところはきちっとしている。おります、若干のところは郵政省でいろいろ新しい工夫もできるような仕組みになっております。つまり郵トピアというものをやることは許されているのだと、無理無理ないでいるような感じなんです、ね、これは。

私は今郵便の定義を議論するつもりはないんです。ないんですが、社会的にさまざまな問題が出ていますよということが指摘をされて、それに対して、じゃどういう手だてをするか。成果がまだわかりませんからちよい待ちと、こうなっているのに拡大計画が出されて実践されている。これではますます紛争が拡大していくだけじゃないですか。そういうやり方ではないでしょうか。ここが大きな一つの問題だと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(田代功君) 郵便の定義その他について私、舌足らずな説明をしておりますして御迷惑をかけておりますが、その問題はその問題といたしまして、この郵トピアの構想の中で、あて名のない郵便、タウンメールを実施しておりますが、これはスタートのころから新聞販売店の方からはいい心配は来しております。ですから、私もそれは十分念頭に置いて各郵便局を指導しております、これは例えば料金一つとりまして、販売店の場合例えば一枚二円から三円程度のものから受け付けておるようでありまして、私も二十円から四十円といった料金の上でも封筒に入るとか、あるいは私どもの場合ちゃんと封筒に入るとか帯封をするとかいった折り込み広告とは違ってお客をとれるような、そういうことをねらいながら試行的にやっております。

私どもの行うサービスが、今の新聞の販売制度に非常に大きな影響を与えることを別に好んでやるつもりは毛頭ございませんので、各郵便局でも

その辺は十分承知しながら、どんな影響を与えるのかというところを見ながら今試行中でございませう。この四月に二十四追加いたしましたのが、この郵トピアの構想そのものが全国、例えば三千の市町村のうち今二十の市町村で昨年から始め、ことしまた二十四追加いたしました、まだまだ日本、北から南までいろいろな地域で、いろいろなニーズのある中で、どういうサービスを始めてみればいいかという検討はいろいろしたいものですから今回追加したわけでありまして、この追加したことによって新聞販売店に対して特に脅威を大きくするといいますが、恐怖感を大きくするといふようなことのないような注意は十分してまいりたいと思っております。

○及川一夫君　そういうお気持ちなら、少なくとも新聞協会から四回も何か要望書、意見書などが出ておりますね。それに回答しているものもあれば回答してないものもあるというふうな実態とか、そういうのは改めてもらいたいと思うんです。しかも法律の問題としても、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律なんというのがありますね、これに違反したものでないかという指摘もされているわけでしょう、これは。第三条に、「当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者の利益を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。」侵害されたところへは思っているわけですからね、新聞協会の皆さんは、四十五万人の人を抱えている話ですから、これも大変な問題だと思えますよ。

ですから、別に郵政省がこういう事業を拡大をしていく、郵政省は企業なのか事業なのか、企業と事業の違いはどこにあるのか、これももうさ議論になるんですよ、やるとすれば。だから、それは郵政省あたりからいえば、そんな中小企業の事業活動云々のこの法律なんかはおれたちは適用されねえなんていうような説だつてないわけではないですからね。しかしどっちにしても、実際に仕事の面で食われていくことになるれば、や

はり大きな摩擦が起こるわけですね、しかも国の事業なんですから郵便事業は。その国の事業が何か全部中小関係を追いつくような、そういうやり方になったということになる、これは単に事業者を追いつくだけじゃない、当該の新聞配達をされている労働者といいますが、そういう方々にまで大変な影響を与えるわけですから、もう少し誠意を見せて協議してもらいたい、そして問題解決を図ってもらいたい、そしてやることは堂々とやってもらいたい、こういうことをお願いしておきたいというふうに思っています。いかがですか。

○政府委員(田代功君)　新聞協会と私も今までも何回もお話し合いをしておりますし、これから私も私どものこの試みは、実施しております状況などだんだん材料を集めて、誤解のないよう十分意思の疎通を図ってまいりたいと考えております。

○及川一夫君　それでは郵便法の一部改正の問題の中で絞って御意見を申し上げたいというふうに思います。

まず第一点として、これは質問の部分なんです、料金を値上げする条件として累積欠損金、あるいは平年度の欠損金というものを理由にされているんですが、特に累積欠損金というものが「政令で定める額」というふうに書いていますね。政令で定める額とは一体どのくらいなんだろう、これが一つ。

それから二つ目には、累積欠損金と平年度の欠損金の二つとそれから物価云々というのがあります。値上げをする場合の条件ですね。これは物価の範囲内というのとは何かとして、審議会にかけ値上げを諮るというのとは、累積とそれから平年度と両方二つの条件が満たされて初めて審議会、そして省令で決めるという意味なのか。どちらか一方に引っかければ、どっちでもできるというもののなか。この辺がどうも定かでないようです。それから、ひとつ明確にしたいというふうに思っています。

そして三つ目、これは意見を含めた質問に答えても、要するに、特例というものをこのままやっていたらというわけでしょう。素直にそれを受けとめて、やっていた形を考えて、そこで値上りがついていたというのを想定します、とにかく封書で言えば六十円が八十円になったり、八十円が百円になったりしますね。これは当然のこととして、ところが、本体の法律の方には依然として六十円というやつが書かれているということになる。法律というのは、いかに特例といいたが、そういう二本立てですと永久にいつてしまふのかどうか、どこかでやはり本体自体を整理しなきゃならぬということが出てくるはずだというふうに思うんですが、またそうしなければ国民の方から、料金幾らだと言つて法律見たら、あつちもこっちも引張り出さなきゃわからぬなんというんじや私にはかなわぬと思いますよ。

したがって、特例は特例として、こうあるんだけれども、一体、本体の法律との関係をどう整理されるつもりなのかということについて、その三点お伺いします。

○政府委員(田代功君)　まず第一点の、累積欠損金の額が政令で定める割合に達したときという条文でございますが、これは現在のところ、年間の郵便事業の収入の五%に達したときという政令をつくる予定にしております。つまり最近の例でいいますと、一兆三千億ほどの郵便事業収入ございまして、その五%ということで、七百億弱くらいまで累積がたまつたらこの条件が発動できるといふふうに考えております。

それから第二点の、累積欠損金と単年度、その年度年度の欠損金、両方生じた場合に限るか、あるいは片一方かという御指摘ですが、これは両方でございます。加重要件でございます、一年赤字が出て、まだ累積がないようなときはこの発動はできない。したがって、何年か赤字がたまつて、累積が今の五%になり、かつその年もまた赤字である。累積があつても黒字になった場合にはこの条件は発動できないと、こういうことでござ

います。

それから第三点ですが、法律には四十円、六十円、その他という料金が書いてあつて、あと今のようないろんな条件、厳格な条件のもとではあります、省令でその料金を値上げできることになりまして、将来的には法律に書いてある料金と省令の料金の乖離といいますが、その差が出てくることは予想されます。この点、私も現在この郵便事業に携わっている者としては、今の物価の安定が続き、私どもの郵便に対するお客さんの信頼がある限りは、しばらくの間は値上げしないので郵便事業を経営したいし、またできると思っておりますので、近い将来この乖離が大きくなるということは私も想定しております。しかしながら、理論的には将来乖離がだんだん大きくなつてくることもあり得ますが、その場合には、将来のことでございますので、法律の手当てをどうするかというのは、またそのときに御相談させていただきます。

○及川一夫君　これは法制局なんかに意見聞かなきゃならぬ問題だろうと思うんですが、特に特例、特例という、赤字国債のことを頭にふと思ひ出すんですね、特例なんか認めちゃつたから、百五十九兆の大変な赤字になつちやつたあみだに演説されるでしょう。だからこれなんかも特例を認めちゃつと、特例、特例って、勝手に郵便料金値上がついていくんじゃないかと。大体ずるい方法じゃないか。どうもこれは永久に特例でいくのかなと、こういうふうになつてきますと、非常にずる賢い提案になるよと、これは。むしろ本体自体の中にちゃんと入れるなら入れるというふうになつた方がいんじゃないかと。はつきり言うならば、料金の決め方として法定主義にするか、そうでない方法にするかという今問題です。議論をするなら大胆に議論をした方がいいんじゃないかと、こういう気さえするんですよ。ですから、僕はこの特例措置というのは、できればそれは値上げしなければ一番いいわけで、だから特例措置があるというだけに終わるんです。

が、具体的に値上がっていく形を考えると、特例と本体の関係はそのまま放置できない。やはりどちらにしても整理をしないかぬと、こういうふうにも思っておりますから、その点はしっかり踏まえて、法制上の問題としても、特例というあり方が、こういうあり方が正しいのかどうか、検討しておいてもらいたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、さつぱらんな話、カードの発売問題では一つだけお願いしたいんですが、前払い金を受け取るわけですから、その集まった金を運用して利子稼ぎができますわな。だから、J RにもNTTにもあのカードに対してはサービス料金は無いのかと、こういう話になって、何か度数でサービスするような話になっちゃった。そういうものは考えているかいないかということ、もう一つは、郵政審議会の構成の問題もあるんですが、これは残すことにして、実はこれだけちょっと申し上げておきたいのですが、ここに就職あっせん資料請求カードというやつがあるわけですが、これは別納料金に全部なっているんですけれども、これが来年卒業の大学生に向けて、五冊、この種のものが、これ、全部ここに何か書き入れて、そしてそれぞれの会社に送り込むわけですね。要するに、会社の資料をもらうというやつですね。これがこのぐらいあるんです。しかも、今やっているのは五社あるんです。私のところに大学生が一人おりました、やたらと小包が来るわけですよ。それで、何だと思つて楽しみにしてあげると、みんなこれなんです。

これは正直に言つて、何か資源のむだ遣いという感じもする。腹が立つから戻そうと思つて郵便局に持つていくことを考えてみたら、これは料金がかるんですね。だから腹が立つて送り戻そうとしたら料金がかるという話になっちゃってね、何かこう自分の不満のやりどころがなくなつてしまつた。端的に言えば、そういうときにこれを発送したところが料金を負担してくれるというふうな、そういうサービスというのは考えられない

いかどうか、こういうふうに実は思っているわけ

です。これはきょうはお答えはいただきませんけれども、そういう問題がまたにあるということ。もう大変な量なんですから、本当に山になるんですからね。そういう状況にあつて、必ずそういうような意見が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、以上、与えられた時間が参りましたので終わりますけれども、ぜひひとつ御検討いただきたく思います。カードの問題だけお願いいたします。

○政府委員(田代功君) プリペイドカードでございますが、結論から申しますと、私も今のところ割引を考へてはおりません。と申しますのは、カードで買える切手そのものが実はプリペイドでございまして、私も切手を買つて、それをすぐ使うお客もありませんけれども、しばらくの間は私も金をお金を預けられてもらう状態のものもありまして、そういう性質のものなんです。今、今のところちょっとこのカードに割引を入れると全体の体系の中で非常に複雑になりますので、とりあえずは割引なしで売らせていただきたいと思います。

○大森昭君 まず最初に、今日の郵便の財政状況についてどうなっているか、質問したいのであります。

実は非常に不愉快なわけですが、三月の二十八日に当委員会が私に質問した際には明確な御返事がないにもかかわらず、一カ月もたたないうちに日経、朝日等のマスコミを通じて、当面黒字になるといふようなことが発表されておるんですが、こういうことなら国会軽視も甚だしいと同時に、むしろこういう法案を出して、責任ある経営を目指して法律の改正をしたいなんというの、正直申し上げて、ちゃんちゃらおかしいというふうになりますので、一体今日における財政見通しについてはどうなっているのか、初めにひとつ回答してもらいたいと思います。

○政府委員(山口武雄君) 郵便事業財政でござい

ますが、六十二年度予算上、単年度二百八十五億円の欠損計上ということでもまいりました。現在、年度が終わりまして、鋭意決算の作業に取り組んでおる最中でございます。

その過程で損益の一つの面、収益の方の大宗を占めます郵便業務収入でございしますが、これが実績、概算では約一兆三千二百億ということでございます。予算との対比では、およそ四百四十億円の増加いたしております。

一方、支出等でございすけれども、これにつきましては現在鋭意計算中でございまして、なお時間を要する状態でございます。したがって、現時点におきましては、昭和六十二年度の郵便事業の損益見通しを明確に申し上げることは困難なものでございすけれども、単年度の予算上の欠損、先ほど申し上げました二百八十五億、それから累積の欠損金十億、いずれも解消の見通しというふうに現時点で考えてございす。

○大森昭君 正確な数字は無理であることはわかっていただけれども、考えてもらいたいたんですが、会社で一つの経営をしておればどこでも、いいですか、私が質問したのは三月二十八日ですよ、三月の三十一日で年度は終わるわけですよ。赤だつたらどうするんですか、会社だつたら。どこかの銀行から金借りてこなければいけません。黒だつたら一体全体、こういうことを言っちゃよくないけれども、税金を幾ら払つてどうなるかという問題だつてあるでしょう。そうすると、少なくとも企業を経営する限り見通しが、それは半年前だとかなんとかというならまた別ですよ、私が質問したのは三月二十八日ですよ。三月の三十一日にその会計年度が切れるんですから、ですから私の言っているのは、その正確な数字を幾らだといふんじやなくて、少なくとも黒になるのか赤になるのか、大体どのぐらい黒になるのか、どのぐらい赤になるのかのぐらいの見通しが立たないようなことで、もしかそういうことが今後ともできないというんなら、こんな法案を私は提案する資格がないと思ふんですよ。

しかし、今まではそうであつたけれども、これから少なくともある程度一定の、今の及川先生じゃないけれども、一定の条件があつて、あるいは値下げをしたり、そういうこともこれからやると、大転換ですわな、値下げなんて今までしたことがないんだから。だから、すばらしいその考え方でこれからやるということになれば、少なくとも経営見通しについてなければいけないと思ふんですが、私があえてでかい声で言っているわけじゃないんですよ、声もともとでかいんですが、大体そういう私の考え方について、今後改めるという考え方があつてこの法案を提出しているのかどうか、郵務局長どうですか。

○政府委員(田代功君) 確かに民間の経営者に比べますと、郵務局長の仕事の仕方、非常に何といひますか、羅針盤なしに航海しているような感じがしないでもないという感じがします。

例えば、売り上げ一つとりましても、同じ郵政省の中でも貯金と保険は、これはオンラインが完備しましたもので、翌日の朝には貯金局長、保険局長のもとにきょうまでの売り上げ幾らというのが出る仕組みが既にでき上がつております。残念ながら郵便につきましても、いろんな推計値を入れて、非常にアバウトな数字を集めようとしてしまつても、やはり一カ月近くかかる、数週間ばかりかかってしまつてというのが現状でございます。ましてや、その支出面になりますと、今、経理部長が申し上げましたようないろいろな事情がございまして、なかなかわかりにくいということで、現状はそういうことでございす。やはりこれだけ変動の激しい、しかも競争の激しい世の中で、郵便事業をまともに運営していくためには、今、先生がおっしゃいましたように、もう少し時々刻々の、例えば民間でいいますと、月次決算のようなもので、経営の現状がわかるような仕組みをつくつていく必要があるかと思ひまして、会計の専門家の方にもいろいろお願いし、私もいろいろんな推計その他の方法をとれないかということも検討したい、かように考えております。

○大森昭君 この郵便の、さつきも指摘がありましたけれども、決定方法を省令にゆだねるという事は非常に問題があるんですよ、率直に申し上げて。

ただ、今日の郵便事業を見たときに、国営事業であるから何も国会の中で決めていくということも少し無理があるかと、今日の状況の中で。そういう意味で自主性を持たせると同時に責任を持たせて、また機動性を持たせて郵便料金の決定をやるのがいいんじゃないかということ、私どもは実は割り切っているわけです。貯金なんか見てもみずと、三月は非常に落ち込んだと、四月はやや伸びたと出ていますね、新聞に。そういうように少なくとも三事業ともというか、二事業はそういうデータができるのに郵便ができないというやうなことであつては、これは省令で任したつてやみくもじゃないですか、これ。六十二年の決算が六月ごろになったら、七月ですか、これはつきりして、それから対応を立ててなんだったから、これはもう料金を値下げする問題についても非常にいいことであるけれども、これも一年か二年ずれちゃうんですね、そうでしょう。

だから、値上げする問題だつてさつき言ったように、物価だとか、あるいは累積赤字だとか、あるいは短年度赤字だとか言つたつて、一年たつてすぐ出るわけじゃないですか。だから、そういう意味からいくと、今私どもが考えておるこの法案に対する態度は、そういう意味合いで機動性があつて、自主性があつて、責任あるいわゆる経営をしつかりやつてもらうという意味合いで、いろいろ問題点は、決定方式についていろいろ問題点はあるけれども、まあやつてもらおうじゃないかという意味合いで考えているんですが、今郵務局長は、そういうシステムの中でこれから改善をしていくという今の御意見だつたですから、恐らくそういうふうにしなきゃ何の意味合いもないと私は思いますので、どうですか、大臣、私の言っていることは間違ひですか。

○国務大臣(中山正暉君) 先生の御指摘になつて

おられる問題というのは、我々もこれからの大きなお金をお預かりをするその郵政省としても、いろいろ郵便事業の方でも心してまいらなければならぬところだと思つておりますが、郵便は国営、独占である点では、国の制度としてある程度の制約はやむを得ませんけれども、独立採算制のもとで健全な経営を維持していくためには、可能な限りの民間的な手法も取り入れて、ひとつ郵便事業、十四万人の巨大な組織でありますので、職員の士気が低下することのないようないろいろな手だてを講じてまいりたい、かように思つております。今も私、隣の官房長に、一般で言う出納閉鎖みたいなものはないんですかと、ここで私語を交はしたしておりましたような次第でございます。まして、これからの問題として、先生の御指摘を肝に銘じて進んでまいりたいと思つております。

○大森昭君 私がなぜこういふことを強調するかと申しますと、例えば今日現在なら今日現在で、六十二年の決算がどうなるかということ、聞いて明確な答弁があれば、六十三年度は大体郵便料金は上げていくか、上げないで済むか、いわゆる省令で郵政省が決める以前に私どもが意見言えるわけですよ。今度は、今までは国会で法案を審議して、国会でそれはだめだということになれば郵便料金の値上げはできない、こういうシステムですね。しかし、ある一定の条件はありますけれども、省に任せるわけですよ。そうなれば、事前に私どもがよほど郵便財政について現状を把握しなければチェックすることがなくなつちゃう、ちょっと言い過ぎかも知れないけれども、省は省で一定の条件下で上げるわけですから、まるきりなくなつちゃうわけじゃないけれども、やっぱり責任の範囲の中で私どもが事前にそのことが察知できないということになるから、今のようなことを私が言っているわけです。

少なくともどのような時点でも、それは間違ひも起きるかも知れぬし、推定ですからそれは確実な、完全な数字じゃないにしても、経営者らしく見通しについて述べられるように今後はひとつ

やつてもらいたいということを私は言っているわけですから、そういう意味で理解してもらいたいんですが、しかし何と申しても今大臣からも答弁がありましたけれども、国営事業であることはこれは間違ひないんであります、そうなつてまいりますと、やはり財政法第三条に明記されております、その料金というものは「法律又は国会の議決に基いて」という従来のことになりまして、前回も私、実はこれ反対したんですが、今回は賛成をするという意味合いでちょっと聞くんですが、そういういわゆる財政法第三条に明記されている問題について、財政民主主義の要請をどのようにとらえてこの法律の提案をしたのか、ちょっとその辺について伺いたいんですが。

○政府委員(田代功君) 財政法三条では国の独占事業、まあ郵便がそうであります、国の独占事業の料金は、「法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。」これは財政民主主義という考え方のもとにこういう規定がございます。法律または国会の議決に基づいて定める、この定め方には立法政策の問題ではございますが、いろいろな方法があるかと思ひます。法律に直接定める従来のやり方もあります、法律上先ほどのいろいろ厳格な要件を付した上で行政府に一任をするといった方法もあります。いろいろな組み合わせがあるかと思ひます。

郵便事業について考えますと、法律上独占ではあります、その中でもやはり競争、競争といいますが、通信のメディアもたくさんふえております、電気通信、その他厳しい競争環境の中で事業運営していかなければいけない。そしてまたお客さんの方から見ても、郵便だけに頼らなければならなかった時代に比しますと選択の幅が広がっている、こういったことを考えますと、郵便の料金の決め方も、従来の決め方以外の決め方もあるのではないかと、かように考えまして、今回の提案のような改正をお願いした次第でございます。

に与える影響の度合いについてもという意味合いのお話であります、いずれにいたしましても、財政法第三条との関係はなしとはいえないわけでありまして、もう少しこの七年間、前回この法案を提案をして七年たつわけでありまして、その間にもう少し具体的に郵便がどういふように変わつてきたということは明確にできませんか。

○政府委員(田代功君) 昭和五十一年に今の弾力化条項をお願いいたしました、その後七年間の状況をいろいろ調べてみますと、例えば当時なかつたいわゆるダイレクトメールの宅配便でございますが、昭和五十四、五年当時はまだほとんど全国的に見当たらないわけでありまして、現在では全国組織の会社までできる、あるいは地方の新聞紙あたりまで、先ほどの新聞販売店あたりもこの世界にどんどん進出してきておりまして、信書以外のものについてはかなり民間でも扱う業者がふえてきております。

それから、電気通信につきましてはもとと急速な発展を遂げておりまして、従来記録の分野は郵便がメインでございましたが、最近ではファクシミリが各家庭にまで普及いたしまして、昭和五十五年当時十四万台しかなかったファクシミリが、昨年度ではもう既に百万台に達したと、こういった数字もあります、またファクシミリ通信網サービスの契約件数、これも五十六年に七百九十件程度だったものが六十一年度で八万五千件まで飛躍的にふえてきたりしております。あるいは通信教育といえども郵便だけだと思つておりましたが、ファクシミリを使った塾などが最近広告で生徒を募集しております。これは通信教育にとつて、私どもにとつても大きな競争相手だと存じております。また、企業関係の金銭の決済も昔は郵便で大方行つておりましたが、最近ではデータ通信システムで非常に簡便に実施することができまして、このデータ通信システムの端末の数をとりまして、五十五年当時八千にすぎなかったものが六十一年度で二万を数えるに至つております。そのほか電子メールといひまして、コンピユー

ターの中にいろいろな伝言を蓄えておいて、お客さんはいつでもそれを引っ張り出して見ることができるようにならねばならぬ。実用化になりましたし、パソコンやワープロも単体で使っておったものが、今通信回線を使って相互に連絡し合ひながら使えるということ、私にとっても強敵でございます。

それからもう一つ、フリーダイヤルといまして、これは通信販売の先ほどの返信用のはがきとの競合でございますが、電話料は通信販売業者が持つ、ただでかけられる電話といったものがございまして、こういったものも六十一年の十二月に始まったばかりであります。既に一年八月で二万五千回線にまで達している。こういったものもろのことがございまして、私も現場の郵便局で実際に営業活動しております。ついこの前までは郵便局のお客さんだった大手の利用者が民間に流れたとか、あるいは電気通信の設備を入れたから、ファクシミリを入れたから使わなくなったとかいう話も現場から上がってきておる状態でございます。

このようにいろいろ数字を申し上げましたが、私どもの事業をめぐる環境は大きく変わった、大変だという感じをいたしております。

○大森昭君 確かに局長が言われるように、小包でも一時はもうまるっきり減っちゃって、どうなるかということで大変な場面でも心配をしておいたわけでありまして、五十五年の法案の改正で一挙に倍に値上げしまして、はがきなどについても全然物数がふえないという状況があったことで、確かにこの七年間にはいろいろなことが起きて、その反省の上に立って恐らく法案を提案して、少なくとも今までのように値下げもやれるというように、これは歴史上始まって以来なんですけれども、しかし、値下げもやれるからひとつ省の方に任せてくれということだけではちょっと私どもも、値下げもしないくせに、一応値下げのできるように言っているだけの法案だというのはちょっと困りますので、一体値下げをやるのと

いうようなことの法案が通つたら、具体的に何かに値下げをすぐできるようなことがあるのか、さらに去年の郵便法の改正で広告郵便の割引制度が導入されたわけでありまして、その成果などについてはどうなっていますか。

○政府委員(田代功君) 初めに、昨年十月から実施した広告郵便物の割引の成果でございますが、まだことしの三月までの半年の数字でございますので、はっきりした傾向をつかむまでは至っておりませんが、当初私も割引を実施するときには予想しました物数が、割引をしなければ広告郵便は例え月六千万程度出たのではないかと推定しておりました。これが八千万ぐらいになるのかという実は見通しを立てましたが、実績を見ますと、やっぱり八千万を超えていまして、九千万程度までふえているということが言えるかと思ひます。六十二年のトータルの数字を見ましても、封筒の郵便物数がトータルで一割伸びておりますが、全体が八割の中で封筒が一割ということ、その後半の半年間にDMがそれだけふえたということのあらわれだろう、こういう分析をいたしております。

それで、今回の法案で値下げを何を考えているかということでございますが、この省令による値下げは、値下げをすることによって、それが需要増につながつて事業の運営が安定するということ、事業運営の健全化につながるような場合にのみこの省令による値下げが可能なる仕組みとなっております。

そういった観点から現在考えておりますのは、一つは市内特別郵便でございます。これは現在の法律では、重さ百グラムまでに限られております。これを二百五十グラムまで重たいもの、これも市内特別郵便の対象に入れて需要拡大につなげたいというのが一つでございます。もう一つは、定形外郵便の比較的重いところ、五百グラムを超えるもので、例えば五百グラムから一キロまでは今七円という非常に高い料金で、これは四キロまでですが、四キロになりますと二千八

百円という、小包の最高が四キロで九百六十円です。それで、それに比べて非常に高い料金を設定しております。この辺が必要を殺しているのではないかと今も思ひます。ただ、この辺は非常に事業財政に与える影響が大きいございまして、この七月に出ます決算のきちんとした数字を見た上でないと、幾らに値下げして大丈夫か、ふえるだろうかといった、そういった検討も必要かと思ひますが、いずれにしてもこの辺は値下げの対象として考えていきたい、かように考えております。

○大森昭君 局長の発想といいますが、今の考え方というのは非常にいいんですが、ただ問題は、そういうことで少し発想を変えて事業の活性化を図っていただきたいと思ふんですが、ただ、値上げをするときには郵政審議会の役割が非常に大きくなるわけですね、従来と違って。ということになりますと、郵政審議会の役割の重大性にかんがみまして、今までも同じような委員の構成でやるのか、あるいはこういう形の中で郵政審議会の機能強化を図っていくのか、その点はどうですか。

○政府委員(森本哲夫君) 御指摘のとおり、郵政審議会は、これまでも郵政事業全般の経営に關して大変重要な役割を担っておるわけでございます。さらにまた、今回の改正で一段とその重要性を増すわけでございますが、この委員につきましましては政令がございまして、全体として二十五人の委員をもって構成し、できるだけ広く国民の意見が反映されるよう、各界の有識者を網羅して構成される必要があるということになってございまして、その趣旨に沿って現在の委員が任命されているものと理解いたしておるわけでございまして、御指摘のとおり、今後ともこうした重要な役割に照らして、できるだけ審議会の意見が広く国民の意見を反映したものになるように、委員の選任については、各界各層の分野から慎重な人選をしていく必要があると考えておまして、そうした意味でさらに努力を重ねてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○大森昭君 官房長ね、前からそうなんだけれども、衆議院でも参議院でも各委員の人は、与党の人というのは余り発言しないから別だけれども、全部言ってるんだよ、これ。何年も前から言っているの。恐らくまた人事で、今答弁してね、官房長もあと二、三年官房長をやるならひとつ信用して、まあきょうはここの辺で質問をやめてもいいやと思ふんだけれども、どうもまた人事の発令でもあつて、また官房長かわつちゃうんじゃないかと。大体官房長も一年ぐらいい、今言つたような答弁してね、大体皆終わって、すつすつすつしているけれども、何にもやらないんだよ、はっきり言う。

それで、こういう委員会でも少なくともいろいろなことが、聞いたり言ったりすると議事録に残つたりしてうまくないうことなら、委員会じゃなくて別な機会を設けて、一体、先生方異口同音に郵政審議会のことについて意見を言うけれども、具体的に社会党はどう考えているんですかと、公明党の先生方は何を考えているんですかということ聞いて、いや、私もはこういふ立場でどうだというのをもう少し、この委員会じゃ無理なら無理なような仕組みで、毎回同じことをやらして、毎回同じ答弁をして、何にもやらないで官房長ばかりかわつていっているんだけれども、郵政審議会はもっとも変わらないんだ。官房長だけがかわつていっているんだよね、これ。だから、まあひとつ少しね、きょうの場合はこれでおしまいにしますけれども、これは衆議院でも参議院でも全部言っているんですよ、これ何回も。それで官房長が言うようなことで大体終わっているんですよ。だからもう一つ、今度は法改正をして、郵政審議会の役割分担というのは大変なことになるんだという意味合いも含めて、人数もそれでいいの、あるいは学識経験者というけれども、今までやってきたような何とか社長だ、何とか会長だというのがいいのかどうか、もう少し今後別な機会に、これは委員長に一任しておきますがね、そういう場をつくつて、十分にひとつ聞いてだね、あなた

が二、三年残るといふ別だ、また官房長で、これは大臣に質問するわけにいかないけれども。

さてそこで、さっきから私が言っていますように、郵便の事業の運営の仕方を変えて、少し公共性と企業性の役割分担——私も学者じゃありませんが、別にここで公論論とか企業論について論じるわけじゃないんですが、変化していることはわかるわけですね。この変化に基づいて、問題は、どう職員をこの変わっていく需要に対応していくかというのをやらなきゃならないと思ふんですが、普通の会社でいきますと、郵務局長がこういう提案をして、事業を運営していきたいということになる、大体郵便事業を活性化するには一体どのぐらいの予算が必要、人間の訓練とか任用だとか採用だとか、あらゆることに付いてはこうしなきゃいけないというんだけれども、残念ながら役所の方は、郵務局長は郵便事業について、こういう問題で提起をして、こうやりたいと言われども、人の訓練だとか、人の採用だとか、人の問題というのは人事部長がやっていると。郵務局長が見識があつて、人事部長がいないと言つて、また怒られるからそこまでは言いませんが、郵務局長がいろいろいいことを答弁したつて、人事部がやらなきゃいけないわけなんだけれどもね。

そこで、僕は人事部長にちょっと聞くんだけれども、この活性化計画、ここにあるんだけれども、余り細かいことをいつも質問しちゃつて、あいつばかだと言われるから、あなたの方の書いたやつを言うんですけれども、私はやっぱりさつきから議論していますように、郵務局長は、例えばはがきだとか封書を値上げした、しかし、値上げばかりしたつて郵便がふえるわけじゃない。値下げをして、今度ひとつ郵便をふやしていこうというところになれば、それはやはり過去の経過を見ながら、反省をしながら事業の運営をどうしようかというところになるんですな。ところが、人事部の発想というのは、そんな発想ないんだ、悪いけ

れども。これ読んでも、従来の延長線上にとどまるんじゃないくて、新たな見地から敢然と挑戦しようというんです。確かに、何だつて今までの延長線であるというところはだめだということとは全部わかつてはいるわけですね。それ以前に今まで郵便の関係だとか、あるいは職員に働いてもらつたために、どこにどういう欠陥があるんだと。

この間、郵務局長が何か新聞に書いてあつたよね。あなたが労使関係で、年賀のこと、何かそういう意味合いの、何新聞だったかちょっと忘れたけれども、郵務局長は割合に素直な書き方しているんだよね。なぜかという、余り労使関係にこの方は携わつてないから、非常に常識的にあの新聞は書いてありましたけれども、別にここで私は郵政省が悪かつたとか、組合が悪かつたとか、よかつたとかと言つてはいるんじゃないんです。私は、大出さんが今国対委員長やつてはいるけれども、二人で郵政省側にも行つたし、組合側にも説得して年賀を通すべきじゃないということでも随分苦勞しましたけれども、結果的に年賀はあつたというふうな意味合いで人事部が、従来のそういう職員のもろもろのことに携わつてはいる人たちが何ら反省なくて、ただ、今までと同じじゃないかなんという前書きがあつて、しかもその次のページへいきますとね、人事部長ね、これがまた、とほけておるのも甚だしいんだけれども、事業の発展こそ労使関係改善の原点である。事業の発展が頭に来ているわけだ。違ふんだ。労使の関係の改善が事業の発展に結びつくんだ。全然書いてあることが逆さ。個別に答弁しなくたっていいよ。いいですか、これを見たら、本当に今一生懸命仕事やろうなんていう気が起きないね。

いいですか、主任というのがあるんです。大臣もよく御存じないかもわかりませんが、大体郵便局に五人に一人ぐらいいるんです。偉くなるというの、やつと主任になるのが偉くなるんです。ここに並んでいる人というのは、主任やつたことないんです。みんなもうすぐ偉くなつて

いる。その郵便局の主任の人というのは、他局に任用するの原則だ。貯金だつて保険だつて、あそこは娘は結婚して子供がもうそろそろできるから、じゃ貯金でも入つてもらおうとか、あるいは保険にも入つてもらおうとか、主任になるのには他局、あなた、小岩の郵便局の一般の人が主任になつて、渋谷へ行つて何ができるんですか。郵便やるのに、配達するの、そういうばかしたことを書いてあるし、同時にまた、もつとひどいんですよ。降格の問題、降格させなきゃいけないというわけだ。それはそれで、悪いことをしたら降格させなきゃいけない、当然の話だけれども、その降格の問題もですね「役職機能が充分發揮できない者に対しては降格、降格制度等の適正な運用を図る」、それが図るんです、これ。大体この条項に引つかかる管理者がやるんじゃないの、これ。例えばこういうことがあつたにしても、本人が降格だとか降格されるというたら大変なことなんです、これは。そうでしょう。そういうものをばらまいておいてですよ、何が郵政事業の活性化ですか。活性化しますか。職員はどこへ飛ばされちゃうかわからない。

しかも自分が勤務評定する人というのは、尊敬している、敬つてはいる人なんでしょう。今あなた見てごらんない。現場の課長やつて二年でしよう。局長やつて三年でしよう。それなら、今守任先生ここにおられますけど、それはおまえの言うとおりで、二年じゃ短いから三年におれはするんだと言つて、やや三年がふえたんですかな。何かそうらしいですけど、二年ぐらいいた人がですよ、この人間は成績が悪いから降格だ、降任だ、それで、この人間はもう主任になるから、小岩の郵便局から渋谷の郵便局へ、他局に主任でやつちやう。管理者が他局でもつてやるんなら、まだ話はわかりますよ。貯金外務員だとか郵便外務員だとか、保険の外務員が主任になることによつて他局に任用するよなこととか、あるいは降格が一方的に、どの上司が降任、降格するかわからぬけれども、厳格にやるべきだというものを

出しておいて、これ、なぜ言ふかという、人の言うこと聞いて、ああこの活性化計画は間違ひでしたと、もうちょっと修正しましようなんという考えがあればいい。ところが、お役人というのは、一回出した文章というのは絶対直さない。メンツを重んじるわけ。つまらないメンツなんだよ。いいメンツならまた別だけれどね。

郵政事業の活性化計画なんて出しているセンスでもつて、まとめて考えてみますと、郵務局長非常にいい答弁しているんだけど、果たして郵便事業にこういうことを任しちゃつて本當にうまくいくだろうかという疑問。人事部からあなたの方に話が飛んじやつて悪いけれども、だからその辺のところを人事部長総括して、今貯金でも保険でも、もうしつちやめつちやかか一生懸命事業の活性化図つてやっていると、一体人事部なんというのを何を考へているんですかね、これ一体。総論でいいから。

○政府委員(白井太君) せつかくの先生のお言葉ではございますけれども、私どもの認識といたしましては、先ほど来先生各般にわたつての御指摘があつたわけでありまして、郵便、貯金、保険、それそれぞれが抱えておられます問題は、なかなか容易ならぬものがあるということで、そういう事業の環境というのを背景にいたしまして、私も人事部の受け持ち領域の問題につきましても、過去の誤りから抜け出し新しい対応をしていかなきゃならぬというふうな気持ちで実はそういう活性化計画をまとめ、また新たにいろいろな施策を打ち出したりしてはいるつもりでございます。ただ、体が十分ついていないんじゃないかと思ふような御指摘は、これはあり得ることかと思ふますけれども、しかし、考え方としては、私も思ふように、先生がお話のようことを十分に頭に入れてやつておるつもりでございます。それから職員任用、転勤なんかの問題につきましても、実は過般の当委員会においても先生からの御指摘もあつたところがございますけれども、そのときも十分お答えできなかったわけ

で、三年残るといふ別だ、また官房長で、これは大臣に質問するわけにいかないけれども。さてそこで、さっきから私が言っていますように、郵便の事業の運営の仕方を変えて、少し公共性と企業性の役割分担——私も学者じゃありませんが、別にここで公論論とか企業論について論じるわけじゃないんですが、変化していることはわかるわけですね。この変化に基づいて、問題は、どう職員をこの変わっていく需要に対応していくかというのをやらなきゃならないと思ふんですが、普通の会社でいきますと、郵務局長がこういう提案をして、事業を運営していきたいということになる、大体郵便事業を活性化するには一体どのぐらいの予算が必要、人間の訓練とか任用だとか採用だとか、あらゆることに付いてはこうしなきゃいけないというんだけれども、残念ながら役所の方は、郵務局長は郵便事業について、こういう問題で提起をして、こうやりたいと言われども、人の訓練だとか、人の採用だとか、人の問題というのは人事部長がやっていると。郵務局長が見識があつて、人事部長がいないと言つて、また怒られるからそこまでは言いませんが、郵務局長がいろいろいいことを答弁したつて、人事部がやらなきゃいけないわけなんだけれどもね。

ありますが、私どもとしては、主任の任用などの問題につきましては、他局で任用するということが原則にすぎないような極端なことまで実は言っておるわけではございませんが、従来考えてみますと、とかくその局で主任に任用するということとにどちらかという、むしろこのあたり過ぎてお

つたために適材適所の配置というようなことが、あるいは人事上のバランスをとるというような観点から考えますと、余り局に限定をしてしましますと、かえって適材適所の配置をするという点で不都合なことも出てまいるものですから、その辺につきましては、むしろ余り自局任用、その局で任用をするということにこだわらずに、ほかの局も含めて適材を探そうじゃないかというように、むしろその辺に力を入れて言っておることが先生の御話のようにもなつたのではないかと思いますけれども、いずれにしても人事につきましては適材適所、あるいは今日の事業の置かれた環境というのを十分に頭に入れて、むしろ今までのやり方というのにも余り縛られずに、新しい発想をどんどん取り入れてこれからの事業に当たっていきなさいというふうに思っておるところでございます。

○大森昭君 皆さんの手元にこれはないから、何となくあなたの言っておることがもつとだとか、そうじゃないんだって、これ読んでみますか。

「主任の任用に当たっては、積極的に他局任用を図っていくこととする。」と書いてあるんだよ、これ。今の答弁と同じかね。今あなたが言ったことと同じことの意味なの。これは通じませんよ、それは日本語として「積極的に他局任用を図っていく」ということと、あなたが今言ったのは、いや、自局で余り主任にこだわっていますと、うまくないので、何全然違うじゃないか。そういうようにこの問題をやったら、これはあなたを何かとつちめるようなことにもなるから、そういうことは嫌らしいことだから、これ以上やらないけれども、余りそういう説弁は使わずに、私が言ったように、確かにこの文章は「積極的に他局任用

を図っていく」ということを書いてあるんだから、原則的にもう他局の任用だと、主任は、というふうにとられるでしょうね、というぐらいあなた素直にならないう、これ読んで人というものは、人事部長がここで答弁したようなことで理解しませんが、だれも。

しかも、私がつとつと言いたいのは、いいですか、郵便を配達しているというのは、幾ら今住居表示制度ができたって言ったってね、そんな簡単なものじゃないでしょう、郵便の配達するんだって。主任になれたって、今年も二十年もかかると、主任によつては、そういうせつなく新しく入った人間に仕事を教えるような人が、他局へ行つて何に使いものになるの。だから、例えば管理者の問題として他局に任用するとか、あるいは人事が詰まると、その人が主事なら主事を長くやっていると、事業もマンネリ化すると、だからこの人はほかのところへ行つてもらつてやつてもらおうじゃないかというのはいいんですよ、僕は全然認めないと言っているんじゃないですよ。ところが、郵便だとか貯金だとか、保険の主任さんになる人を他局に任用したら営業妨害だよ、本当に。僕はきょう予定してないから、郵務局長、どうですか、見解ね。経理部長きょうおられますけれども、一体あなたの見解どうですか。一人一人聞いたっていいんだけれども、そうすると、人事部長と意見が違つちゃうと、また大変なことになつちゃうから、これ以上質問しないけれども、だから総括的に私が言うことは、人事部長ね、あなたが、いずれにしろ郵便事業が大きな変革を迎えている、事業の活性化を図らないう、という気持ちにはわかります。

だけれども、一たん出したものであつても、よく一体これについて職員はどう反応しているのか、対応する組合もあるんだから、全郵政もありや全通もあるし、郵産労働もあるし、三つも四つもあんな組合は。みんな組合によく聞いて、私はこう思つてこの活性化計画を出しているけれども、一体皆さん方はどういう、この活性化計画に

ついては意見をお持ちですかと聞いて、私が言うようなことでないやいいですよ、あなたが言うようなことでもってみんな理解しているならいいけれども、そうじゃないということになるれば、やっぱりこの点は直さないう、かぬというようにして、とにかく労使の関係というのは、その郵務局長の文章の中にも、今郵便事業が非常に活性化してよくやつてくれている、累積赤字も解消したこと、まさに労使一体で事業の運営をやつてくれたからだと。人事部長ならもっと違うんじゃないかなという感じもするんだけれども、それはちよつと人事の介入で言い過ぎになつちゃうけれども、そういう視点で、ひとつ労使の関係というのはもう少しやつてもらわないと、それは各事業局の局長さん方が、もう厳しい状況の中で民間と競走しながら幾ら一生懸命やつたつてだめ。それから経理部長も、これは僕はあえて言うんだけれども、少しは黒字になりそうだったら、郵務局もいろいろな施策でもって金を使わなければならぬだろ

うというんだつたら、いや、黒で残しておいて、むだな金使えという意味じゃないけれども、各事業局としては、もう少しここでこういう金を使いたいけれども、当初予算があるからなかなかさうはいかないだろうというところについて遠慮している点もあるんだらうから、黒字になるときに際少しお金を投入して、事業がうまくいくということになれば、やつていくということにならないとまずいと思つてますよ。

だから僕は、そういう意味でいくと、少しこの事業全体が今非常によくなつてきているところの中で、経理部長とか人事部長がこれに即応して——いや、そんなこと言わなくたって即応しているの、経理部長は言いたそうな顔をしているけれども、即応して対応してやつていただくことをお願いしておきます。

それで、きょうは実は建築部長見えてるんですけど、きょうは三事業一体とか、地域に密着してとかいろいろ言っておりますが、従来の建築基準

に従つて局舎を建てるのじゃなくて、用地が少し余つてるところはどう活用していくとか、あるいは新しく局舎を建てるときにはどういうように今日の事業の状況からやらないう、いけないうとか、何か考えていますかね、建築部長。

○説明員(黒川一郎君) 先生御指摘のとおり、ただいま郵政事業の経営は営業の側面を重視しなければならぬという状況の中で、郵便局舎につきましても当然これに対応していかなければならないというふうに我々思っております。そういう観点から従来の機能中心、あるいは内部の業務処理の観点に立つた設計、あるいは職員の作業環境の充実といったことは従来からやつておるわけでございますけれども、それらを踏まえた上で、これからは窓口の店舗性を重視し、お客様の視点に立つた設計を心がけるべきだというふうに考えております。

また、地域の情報拠点、あるいはコミュニティ活動の拠点としての役割も重要性を増してきております。そういった観点から最近の局舎の建築、特に窓口回りの設計におきましてはスペースを拡大する、それからサービスを向上する、それから局舎イメージを一新する、この三つの柱を基本理念として計画をしております。

具体的に何点が申し上げますと、個性的な建築のデザインを採用する。あるいは二点目、町のアクセントになる局前広場を整備する。三点目、地域に開放できるコミュニティルームを設置する。それから四点目、郵便局の所在をわかりやすくする。あるいは局前のスペースから窓口に至るまでの表示の関係でございますが、これをわかりやすい体系的なものにする。あるいは五点目、ハイテク機器、あるいはニューメディア端末等を窓口を導入する。六点目、拡大する時間外サービスに対する対応等々を現在行つておりまして、お客様に利用しやすい郵便局をつくりたいというふうに思っております。

また、地域によりましては歴史的な景観の保全に対処しまして、町並みに合った設計を採用して

おります。これら新築の局舎につきましては、従来とはイメージが一新したのになつてゐるというところは先生も実物を見ていただければお感じいただけるんじゃないかと思うんですけれども、大半を占めております既設局の窓口にござりますては、まだまだ古いものがございますので、これを今年度予算をつけていただきまして、現在の最新の水準にこの既設局を近づけるというふうに考えまして、ことしから七年計画でもって実施する計画でございます。

郵便局舎のあり方につきましては、従来からさまざまな調査研究を行つておりますけれども、今後ともお客様の動向、あるいは有識者の意見等を反映させまして、時代のニーズに合った局舎づくりということを進めてまいり所存でございます。

○大森昭君 いろいろ工夫して、確かに非常にすばらしい局舎が、旭川の方へこの間行つてきましたけれども、すばらしい局舎ができ上がつてゐることも見てゐるんですけれども、何せ土地が非常に上がつちやうて、東京都内だつて高いビルができていて、郵便局が何か谷間の中にぽこっとあつて、ちよつと調和がとれないような局舎があつたりいろいろありますので、特に今建築部長が言われたように、ひとつ工夫をしていただきまして、ぜひひとつ地域に密着をし、同時にまた親しまれる郵便局舎になることをお願いしておきたいと思ふんです。

そこで資材部長、今お祭りだとかなかで、テレビを見ていますと、郵便局員が全部出ていくんです。営業所——営業所というが、小さいあれですね、そして、何とか祭りといったら、祭りのはつびを着たりして、なんかやつてゐるわけですね、けれども、そういうのは被服規程はないんだけれども、何か援助してゐるのかね、そういうのは。

○説明員(岩島康春君) 先生のお話の、今地方でイベントなどございますときに、臨時出張所などを郵便局が出すときにそういったカラフルなブレザーなどを着ているのが多くなつております。こ

れは全国統一したユニホームとは違ひまして、地方ごとに地方郵政局、あるいは大きな郵便局で独自で調達いたしまして、近隣局に必要なときには貸し出したりしてやつておるものでございます。

○大森昭君 この間銚子でもって、イワシを郵便小包で送つてもらつたというので、銚子の郵便局員の人が行つてやつていただけれども、あんなのは制服を着てやつていたよ。だけれども、やっぱり今この法案の提案で郵務局長が言うように、値下げをして需要を図るというふうな話もあるけれども、もう被服も何年来同じような、郵便局員が制服着てイワシ詰めたりして、そんなお祭りに参加したつて、とても本場に地域の人と溶け合ふなら、それはあんな、みこしが出たらみこしを担ぐぐらいなことにならないう、ただ制服着て、出張所にいて記念切手いかがですかなんて言つたつて、なじまないんだよ。そうなければやっぱり被服の方も、それは国の予算ですから大蔵折衝もあるだろうし、難しい点もたくさんあると思うんですけれども、少し大きく発想を変えて、出すところは出してもらうことをお願いしておきます。

それからもう一つ、郵務局長、記念切手なんだけれども、テレホンカードがいかに悪いかというのはいろいろ議論があるんでしようけれども、ある地方へ私が行きまして、実は非常にここ観光に来るんですけれども、記念切手を何とか本省に言つてもらえないでしようかという話があるんだけれども、今日まで記念切手を出す経過というのはいろいろありまして、余りたくさん出しちゃ、切手を集めてゐる人に対して値上がりしないからどうかとか、どうか知りませんが、そんなこともあるんじゃないかと思うんですが、いずれにしてもこの記念切手の発行というの、依然として昔から変わらないんだけれども、一体こういう記念切手なんかも何か改善の方法はないんですか。

○政府委員(田代功君) 記念切手でありまして、記念切手は私どもの郵便の仕事の基本になるお金をちようだいする手段であるとともに、趣味の世界でも非常にこれは関心の強いものでございまし

て、お話のような記念切手を出してはしいという要望は毎年大変たくさん参ります。私もそれをどうやって絞るかに実は苦労してゐるところでござります。

お話のように、今日日本では記念切手は、全国どこでも同じものが買えるようにということで、要するに全国一律のものしか出しておりません。そろそろこれも見直してみようかという議論も実は内部でしてゐるところでございまして、ただ長年の経験なり、それから切手というものは、やっぱりある面ではお金にかわるものではない、やっぱり、それから非常に難しい問題もありまして、もう少しバラエティーに富んだ、あるいはローカル色のある切手なども試しに出せないかという勉強も今しております。

○大森昭君 はがきなんか全部、東北へ行けば東北の各県の風景を入れて四十円で売つてゐるわけでしょう。僕は素直に回答を聞けないんだけれども、だから、趣味で実は記念切手の問題をというだけじゃないんじゃないかと思うんです。別にここで何も解明しようという気はありませんが、ただ、記念切手を本省の権限で、今地方には何の権限もないわけだから、本省の権限で、そして年に十四回かな、大体十二回か十四回か決まつてゐるわけですね。そういうやり方で記念切手を発行していくことが、今局長が言うように趣味に適合するかどうか。とにかく押しつけなんだから。国宝シリーズなんて、国宝のお城を出して買わないかというんだからね。自分が松本へ行つて、松本城の記念切手買つてくるならいいけれども、そうじゃないわけでしょう。

だから今局長が言うように、にわかここでどうのと言つても無理ですが、こういう点も十分検討してもらつたのと、この前もちよつと指摘しておきましたけれども、寄附金つきの年賀はがきの寄附金の配分。これもだれがどこへ幾ら渡してゐるんだか、何だかさっぱりわからないんだけれども、聞くところによると多くの団体に渡してゐる

ようなんだけれども、どういうぐあいになつてゐるんですか。もう少しこの辺は、例えば福島県に何とか団体があるのでその団体に渡すということになれば、福島県の統括局長がその方々を呼んで、その方に渡した方が、ああ福島局の局長さんというの、こういうことで年賀はがきを発行して、その寄附金を活用してやつてくれているのかというところで、それは多分福島民報に恐らく出るよ、局長室へ呼んで贈呈式があれば。そういうことも必要だと思ふんだけれども、我々實際の話、何か新聞のこんなところで記事読むだけだね。あれだけ年賀に苦労してすよ。

そうすると、あの年賀はがきというのは本当はもうやめた方がいいんじゃないかというぐらい僕も考えたことがあるんだけれども、もう殺人的な作業ですからね。郵便労働者にしてみれば、あの年賀というものは集中して、あれだけ苦労してやつて寄附金を取つて、それが何だかさっぱりわからないというんじゃないかだめだこの間指摘をしておいたんだけれども、何かお考えありますかね。

○政府委員(田代功君) 三月二十二日の当委員会での御指摘がございまして、私も今内部で検討中でございます。

御指摘のとおり、今まではこの寄附金の配分というの、配分を受ける団体を所管するいろいろなそれぞれ専門がございまして、どちらかというと、そちらの意見をできるだけ取り入れるという気持ちで実施してきておりましたが、寄附金を集めるのはうちの職員でございまして、できるだけやっぱり地元の郵便局の意向が反映できるように方向に行けないかというつもりで現在検討しておりますが、まだちよつとやり方についての結論が出ておりませんので、もう少しばらばら結論をお待ちいただきたいと思います。

○大森昭君 時間が来ましたからこれでおしまいにしますが、先ほどいろいろ私言いたいことを言つてゐるわけでありまして、なかなか役所の機構、制度、こういうことから見ますと、思ひついたり考えたからといってそうにわかにはできる

そこで、今後の健全な郵便事業の経営と利用者にとって利便性の高いサービス提供を願って、若干の質問をさせていただきます。

まず最初に、郵便事業は五十五年度に二千五百億円の巨額の累積欠損金を抱えていたわけでこ

ますか、そういったものが崩れるようなことになっては困ると思うわけですが、このような点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(田代功君) 郵便事業は明治以来、国による独占事業ということで運営してまいりました。

したがいまして、このたび省令で弾力的に料金が決定できるようにしても、この条項を乱用して値上げを行い、国民に負担をかけるようなことがあつては困るわけですが、今の局長さんのお話

を聞くと、そういうことにはならないという強い御発言でございますので、私も安心したわけでございしますが、どうか経営努力を怠らないようにする。また、事業運営が安易にならないように重ねてお願いしたいわけでございます。

○国務大臣(中山正暉君) 先生御指摘いただきまして、私もたいしたしましては、みずから律してサービスの徹底に努めることに専心してまいりたいと思っておりますが、民間との競争の問題等がありますので、また厳しいその条件をつけておりますので、安易な値上げによって糊口をしのぐというようなことのないようなシステムになつておりますし、むしろ自主的にいろいろ決めさせていただくことによりまして、皆さん働く現場の人たちの意欲を高揚してまいりますし、そういうことで自主性という、みずから律するという、その厳しさの中で安易な運営をしないように私どもは心がけてまいりたいと思っております。

○陣内孝雄君 大臣のお言葉をいただきました、ぜひそうあってほしいと、さらに強くお願いしたいわけでございますが、そこで今後の問題といたしまして、サービスの改善等についていろいろと具体的なお考えをお持ちではなからうかと思ひますが、そういう点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(田代功君) 郵便事業と申しますのは、速くて安く、そして確実に届けるというのが基本でございます。したがって、私どももいろんなサービスの改善を実施いたしますが、あくまでも基本はこの三つの要素をこれから先もどんどん追求していく、これが私どもの仕事の基本であるかと思ひます。

そのために、例えば今不在のお宅がふえてまいりましたので、こういう社会の変化に対応して、なるべく在宅時に書留などを配達できるように仕組むもこれから考えていきたいというようなことも考えております。そのほか最近の需要にたえるという意味でのサービスの開発といたしましては、ことしの十月から、小包の追跡システムと私

ども言っておりますが、お客様からお預かりしました小包が先方に配達になったかどうかというところが瞬時にわかるようなシステムを現在構築中でございます。そして、ことしの秋からはそれが実用になると思ひます。これでまたお客様からの問い合わせにも非常に便利に対応できるようになります。そのほか今回の法案でお願いしておりますプリペイドカードの発行も、これも一つの利便性を高めるのに役立つかと考えておりますし、それから昨年の法律改正でお認めいただきました、くじつきの切手も今着々と準備中でございます。これもことしの暮れの年賀状用の切手には間に合うように作業をしたい、こういうことを現在考えております。

○陣内孝雄君 郵便事業がこの七年来にわたって黒字経営を行ってきた原因としては、先ほどの局長のお話にもございましたように、大変サービスの改善による郵便の需要拡大に努める一方で、コスト上昇をできるだけ抑えるよう努力してきたことにあると思ひます。郵便事業財政は、その八割が人件費であると聞いておりますけれども、今後とも安定した事業経営を維持していくためには、やはり省力化の施策を進めて、そしてその面からコストの抑制に努めていかなければならないと思ひます。この点について今後の取り組みについてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(田代功君) 郵便は昨年一年間をとりましても約八割の物数の増加を見ております。このまま郵便がふえていきますと、大変人手がかかるものでございますから、私どもそれをいかにして人手をふやさないで、大量にふえる郵便を処理するかというのが非常に大きなテーマになっております。

従来から、例えば昔は徒歩で、そのうち自転車、そのうちオートバイでというふうになっているいろいろな手段も講じてきましたし、今でも差し出す方の郵便は番号で、封筒に書いていただいております。郵便番号を機械が自動的に読んで仕分けをする、

こういう機械はどんどん郵便局の中に入れておりますが、まだまだこれで終わつたというふうには考えておりません。例えば今検討中なのは、封筒の上に書いてあります受取人の住所を機械が自動的に読んで、それを配達区分、町名ごとぐらいいは機械がひとりでに区分するようなことを今開発中でございます。これも日本の電子技術からいいますと、近い将来実用化のめどもつてまいりました。

こういったことを今考えておりますし、それから今、定形郵便物といふ小型の郵便しか機械にかかりませんが、もう少し大きな郵便もこれにかかるといふ工夫も現在進めてもらつております。それから、窓口が大変お客様が込んでおりますと、手間がかかりますと並んでしまふといううなことがございますので、いろんな作業をできるだけ簡単に機械で、料金もばつと出るような、そういうものも今開発を進めております。こういういろいろな手だてを講じながら、増大する郵便をなるべく人手をふやさないで効率的に実施できるようになことを考えていきたい、こういうふうな考へております。

○陣内孝雄君 省力化によるコストの抑制というのは大事な問題でありますけれども、これには先を見越してのいろいろな施設に対する、あるいは技術に対する研究開発投資とか、あるいは設備投資といふものが必要になっていく、重要な点かと思ひます。今後の事業経営には、そのための内部留保がなければならぬと思ひます。ぜひ料金の今後の決定に当たっては、そういう面からの、そういう観点からの配慮もしていただくように、これは要望でございますけれども、お願いしておきたいと思ひます。

さて、サービスの改善について、今いろいろとお話ございましたけれども、私の身の回りといひますか、感ずるところを二、三お伺いさせてもらいたいと思ひます。その一つは、郵便局舎の有効な利活用の問題で

ございます。郵便の利用についてのサービスの改善が必要なことは言うまでもございませんが、せっかく郵便局という施設を全国至るところに持っているわけでございます。知らないところに行つても、郵便局を起点にしていろいろ行き先を案内してもらえんというふうなところもあるような状況でございます。したがって、この局舎を開放して、おのの地域の地域の方にもっと利用してもらつて、おのの地域密着のサービスを提供し、より一層国民に親しまれる郵便局づくりに取り組んでいけたらどうかと思ひます。いかがなものでしょうか。

○政府委員(田代功君) 御指摘のとおりでありまして、最近地方の時代ということが言われるようになりまして、この地方の時代というのは、これから先当分続いていくのではないかと。私どもの持つております郵便局二万数千の拠点というのは、地方の時代には非常に有力な武器といえ、非常に貴重な宝だと思ひます。

そういう意味で、ここ数年郵便局をできるだけ地元の人に親しんでもらう、利用してもらつて、直接直ちにそれが収入増につながるというものではございませんけれども、郵便局に来ていただくことによつて郵便局を愛してもらつて、そしていろいろな機会に使ってもらえんと思つて奨励をしております。郵便局にはもとより年末のためにある程度の予備のスペースもっております。もので、こういったものは普段は外部のお客様に十分に利用してもらおうということで、例えば切手展とか手紙の書き方教室とか、果ては盆栽の展覧会まで実施しているとか、そういうことで実施しておりますし、いろいろなカルチャー教室などもそれぞれの局の事情、あるいは地元の事情に応じて現在実施いたしております。郵便局舎を建てかえたり、あるいは新しくつくるときにも今までの以上にそういった地元のおつき合いといひますか、利用がよりやりやすいようにということ、局舎の建てかえのときの基準なんかも少しず

つ変えて、一定の要望にこたえられるように持っ
ていっているところがございます。

○陣内孝雄君 地域社会における郵便局の有効な
活用というものは、郵便事業の発展に必ずつな
がっていきと思ひますので、どうか積極的に御努力
をお願いしたいと思います。

次に、郵便に親しんでもらうということでは今
でもあるわけですが、郵便友の会とか文通サーク
ルの結成、こういうものをもっと助成して、積極
的に郵便ファンをつくらせていくというふうな、こ
ういうことも大事ではなからうかと私は思ひわけ
てございます。こういうことによりまして、将来
の郵便利用者が育ち、あるいはひいては事業財政
に貢献することになると思ひわけでございます。
この辺のことについて現在の状況、あるいは今後
の取り組みがありましたらお伺いさせていただきます。

○政府委員(田代功君) 電気通信が発達するにつ
れてといひますか、あるいは世の中がだんだん変
わるにつれて、なかなか若い人が手紙を書か
なくなってきたという傾向が戦後ずっと続いて
おります。郵便は個人の手紙だけで成り立ってい
るものではございませんが、やはり郵便の原点
は、皆さんに手紙を書いてもらうことだという考
えが私ども中心でございますので、今御指摘の郵
便友の会とか、あるいは文通サークルについては
できるだけのことを地元郵便局でお手伝い
をし、そしてそれを振興するということにいたして
おります。

郵便友の会は全国で三万数千人の会員がおりま
して、毎年若干ずつふえておりますが、もう既に
来年で四十年を迎えますので、またこれを機会に
いろいろPRをしたり、新しい活動を奨励してい
こうかと思ひつております。友の会活動だけ
でなくて、学校教育の中でもできるだけ手紙のこ
とを取り上げてほしいと思ひまして、教育指導要
領の中にも何かの形で入れてほしい、あるいは入
れなくても、小学校の授業のどこかで手紙につ
いて教えてくださいます、そして、できれば郵便局にも

見に来てくださいます、こういうことを各郵便局で
積極的に指導してございまして、それぞれの地域地
域でいろいろ工夫を凝らしながら、手紙を書く習
慣を広げる運動をしているところでございます。

○陣内孝雄君 これは私の地元の話題ですけれど
も、ある町で郵便友の会の中学生がポストを掃除
しているということが写真入りで大きく報じられ
ておるわけでございます。郵便友の会のこうした
気持ちや大事にしながら、また今お話にございま
したけれども、子供のころから郵便を通じて手紙
文化、あるいは文字文化へ貢献させる意味もある
うかと思ひます。どうか郵便、郵政事業の発展の
ためには、こういう郵便友の会など大いに育て、
活用していくように努力されることを願うわけ
でございます。

次に、「ふるさと小包」についてお伺いしたいと
思ひます。これは村興しにも役立っており、なか
なかいアイデアだと私は思ひつております。これ
まで私も建設行政を通じて地域づくりに関係
してきた一人として、これを注意深く見守つてお
るわけでございます。ところで、現在の小包代
金というのは、郵便振替を使って発送をもとに行
われておりまして、郵貯が一体となったサービス
ということではございませんけれども、さらに一歩
これを進めまして、「ふるさと小包」の代金を郵貯
口座から引き落とせるようにしてはどうかという
ふうに考へるわけでございます。これは、特にこ
れから海外へも多くの人が住むような時代になりま
すと、海外の人へ国内からいろいろ物を頼まれて
送る場合にも、こういうシステムがあれば大変便
利じゃないかというふうな気もするわけございま
すけれども、それは別として、郵便口座から
引き落とせるようなことは考へられないのかど
うか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(田代功君) せっかく郵便局で郵便と
貯金、あるいは保険も一緒にサービスを提供して
いるわけでありまして、今御指摘のように、こ
の「ふるさと小包」の代金も郵便貯金の口座から引
き落とせまると、それなりに大変便利なシステム

だろうと思ひます。ただ、実務的にはいろいろ面
倒さうと思ひます。非常に多くの業者がこれ
に絡んでおりまして、なかなかばつと突現できる
ものではないと思ひますが、方向としては、非常に
将来当然私も考へていかなきゃいけぬなあと
う感じがいたしております。お客様の需要がどの
程度あるかなあというのちよつと気にはなりま
すので、この辺また顧客の動向などを見ながら、
そしてこのシステムを構築するにはどういうこと
が可能なのか、どこに問題があるか、もう少し実
務的に詰めた上で、できるものならこういう方向
でいきたいというふうに考へております。

○陣内孝雄君 次に、プリペイドカードに関して
お尋ねをしたいと思います。

今回の法改正におきまして、郵便のプリペイド
カードを発行して、それで切手やはがきなどを入
手できるようにしようとしておられますが、この
カードをどこでもいつでも利用できるようにする
には、かなりの数の自動販売機というものを配
置する必要があります。このカードの使え
る自動販売機の配備計画をお伺いしたいのが一つ
でございますが、もう一つは、このカードの利便
性を高めるには今申し上げました、例えば「ふる
さと小包」の料金をこのカードで支払えるように
するということも、このカードの幅広い利用の一つ
の方法ではなからうかと思ひわけでございます。
この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(田代功君) カードが使える自動販売
機、切手、はがきの自動販売機でございますが、こ
今回法案が通りますと早速準備に入りますが、こ
とはは初年度でもありますので、とりあえず大
都市を中心に三百台程度からスタートさせていた
きたいと思ひつております。ただ、これは数がふ
えないことには効果がございせんので、来年以降
大いに予算をつぎ込んでふやしていこうかと考
へております。

それから、このカードで買える品物の範囲でござ
います。現在の法律ですと、一枚のカードで
何でも買えるというわけにはいきません、今お

願います。その切手、はがきを中心として郵便の
利用上必要なものというふうになってございま
す。したがって、切手、はがきや封筒のほか、
郵便小包を送るときに使います箱ですとか、袋で
すとか、その辺までは現在の法律で大丈夫でござ
いますけれども、それ以外に今御指摘の、「ふる
さと小包」の小包の方の身金の代金までこのカ
ードでというのは確かに便利ではございますが、こ
れは多目的利用と申します。カードの性格が、
今の一つのものを買う目的のためだけにしな
いといけないということ、政府内部でも今検討
が進んでおりますので、こういった動きに合わせ
て、郵便のこのプリペイドカードも、それを使
って買える範囲を将来的には広げていきたいと、か
ように考へております。

○陣内孝雄君 最後に、外国と日本の一人当たり
の年間の郵便の文通量を比較してみますと、日本
は非常に少ないようでございます。まだそういう
ことから考へると、どんな郵便需要というの
はふえていくような気がするわけでございます。し
たがいまして、これを今後円滑にさばっていくと
いうことは非常に大きな課題だろうと思ひます
が、そういう際に経営の合理化、あるいは効率化
を図るという意味で従来も活用しておられますけ
れども、民間への委託、こういったものも必要に
なるかと思ひます。その点についての基本的な
考へ方を最後にお伺いをして終わります。

○政府委員(田代功君) これからますますふえる
大量の郵便をすべて郵便局の職員で処理するとい
うのは、これはもう限りがございますので、不可
能なことでございます。したがって、現在でも既
に輸送部門は原則として民間に委託をいたして
おります。このほかにも例えば取り集めですとか、
あるいは辺地の配達ですとかといったところで一
部民間の手をかりて業務を運営いたしております
です。今後ともどこまでがうちの職員でどこまでが
部外の人の手にゆだねるかという単純な線の引き
方というのは非常に難しくございまして、郵便

事業の信用とか、あるいは郵便事業運営上の支障がないとか、そういったことを総合的に勘案して、外部委託によって乗り切らざるを得ないところでは外部委託をということで考えていきたい、というふうなことを考えております。

○陣内孝雄君 近年の電気通信メディアの発展というのは本当に目をみはるものがございます。これが同じ通信手段としての郵便に少なからず影響を与え、あるいは競合関係を強めていくだろうと思ひますし、また小型物品の送達分野におきましても、民間宅配便や急配便などが発達して、その面での競争性も強まっていくだろうと思ひます。そして一方では、利用者が通信や小型物品の送達に当たって求めるサービスレベルというのがますます高くなっていくだろう、こういうことを考えますと、これからの郵便は、こういった時代のニーズの変化に適切に対応していただきたいと願うわけでございます。この点を最後にお願いいたします、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(田代功君) 御指摘の点は、私ども今郵便事業が抱えている一番基本的な問題だと思っております。これから先も、民間の間でもあるいは電気通信の間でもお互いにいいところを伸ばしながら、郵便事業も健全に、そして国民に喜ばれるような郵便局を目指してこれからも努力してまいりたい、かように考えております。

○岡岡洋君 この郵便法の改正にちょっと関係はないんですが、最初に一、二問、大臣含めてお尋ねをしたいんですが、昨年廃案になりました大型間接税の導入問題についてのいわゆる世論調査の賛否の公表についてでございますけれども、先日放送法が改正をされたわけでございまして、その際にも、NHKは公共放送公共放送と、また受信料制度をとっているいわゆるNHK、これは国民の信頼を受けるNHKであるとか、こういうことで盛んにNHKのいわゆる公共性というものがある法案の審議のときに出てきたわけでございまして、この十二月ですか世論調査が

行われまして、その際賛成が四六%、この調査は公表された。しかし、反対の四八%の調査は発表されなかった。この問題については、先ほど昼休みの時間にNHKの放送で私見たんまでけれども、ニュースで見たんですが、午前中に衆議院の方で審議されたようでございましてけれども、私ももう一度、この監督官庁である大臣、もちろん御存じだと思ひますので、どのようにこの点について感じてもらえるのか、思っておりますのか、大臣からお願いいたします。

○国務大臣(中山正輝君) 放送法審議の際にも再三申し上げましたように、放送の内容についての私どもとやかく意見を付する権限がございませんで、私も先ほどの昼のニュースで見えておりました、いろいろ世論調査の結果は、調査資料として集めたものである、政府税調等との関連から、その問題を公表しなかったというふうなニュースを拝見いたしました。それなりの理由だという気持ちで聞いておりましたわけでございまして、NHKから来られておりますので、また放送行政局長もおりますこととございまして、詳しくはNHK並びに私どもの局長から御聴取いただければと存じます。

○政府委員(成川富彦君) NHKではいろいろと世論調査をやっておりますが、今回の調査は当面する時事問題を中心といたしまして、国民の政治と生活についての意識を把握して、放送の資料あるいは素材とするために本年三月に「くらしと政治」調査を行ったところでございまして、この中に新型間接税導入に対する賛否の意見調査が含まれておりまして、この調査結果の一部については、三月二十三日以降放送によりましてニュースとして流されたわけでございまして、新型間接税に関する部分につきましては、同時期に政府税調の方で行政改革についての素案の骨格が発表されたというところとございまして、その素案の骨格に対する意見として誤解を招くのではないかとというふうなことをNHKとして判断いたしましたして、ニュース放送に含めなかったというふう聞いておると

ところでございまして。放送番組につきましては、先ほど大臣から御答弁ございましたように、放送事業者の放送番組編集の自由という問題がございまして、みずからの判断で決めるべきものでございまして、私どもどのような取り扱いを行うかは、放送法三条によりまして、番組編集の問題として考えられますので、私どもも行政の立場としては、意見を述べることは差し控えるべきものだというふうな考えているところでございまして。

○岡岡洋君 それではNHKが来ていますから、NHKの方からそういうふう聞いておりますと、監督官庁としてはそういうふうにおっしゃっているんですけれども、NHKとしてはこれをどういうふうな今思っているのか、おっしゃっていただきたい。

○参考人(尾西清重君) お答え申し上げます。「くらしと政治」というテーマで世論調査を大体年に二回やっております。この調査は、かなり広範な政治意識の調査と申しますか、時事的な諸問題についての国民の意見を吸収しようというねらいでやっておりますのでございまして。この三月の調査でも、例えば土地改革の問題、あるいは貿易摩擦の問題、あるいは予算の問題、その他かなり数多くのテーマについて、国民世論の意向というものを調査したわけでございまして。私どもといたしましては、この三月の十二、十三両日に調査の日を指定いたしましたのは、大体二月中には政府税調の骨格と申しますか、素案というものがまとまるであろう、それが公表されれば、その骨格なり素案なりというもののについて、国民世論の動向というものを知りたいということで設定したわけでございまして。十一、十三の両日に調査いたしましたものをまとめまして、どうして二十三日の午後私どもで申しております放送文化調査研究所というところでまとめて、放送の現場に説明をしたわけでございまして。ところが、政府税調の骨格というものが二十二日に公表

されまして、私どもは二十二日の七時のニュース以降、この新しい骨格についてかなり詳しく報道したわけでございまして。新聞各社は、いずれも翌日の朝刊のトップでこれを伝えるという状況だったわけでございまして。したがって、政府税調の骨格が公表された翌日、つまり、その日の新聞は皆トップで伝えるという状況の中で、この税制に関する調査というものは、政府税調の骨格を見た上での世論の調査ではございせんので、その時点で放送するということとは、かなり誤解を招くということ、国民の一般的な税に対する関心、そういったものも調査しておりますので、その方は詳しく報道したわけでございましてけれども、この数字については担当の部長の編集判断に基づいて放送しなかったわけでございまして。

私は、NHKが常に正しいことをしている、無謬性と申しますか、過ちがないというふうなことは毛頭考えておりません。常に一つ一つの経験を踏まえて、打ち返しそれを次の取材、あるいは放送に生かしていきたいと思っておりますけれども、この時点におけるこの編集判断というものには誤っていないかというふうなことを考えている次第でございまして。

○岡岡洋君 今いろいろ申されましたけれども、放送法四十四条の二項には御存じのように、「協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しななければならない。」これは御存じですわね。この公表するのに雑誌に公表すればいいというものじゃないと私は思うし、また、今あなたのおっしゃった、政府税調とかち合うとか、素案のいわゆる調査と間違えられませんか、これは私から言わせれば、へ理屈だと思ひますよ。

結果として、何か賛成の方はこれは発表して、反対の方は発表しない、こういうことになれば片手落ちですから、片手落ちになったということ、結果として国民になぜ公表しなかったとか、そういう疑問を持たせたことは、これは間違いない

いわけですから、そういった意味から、また法律上厳密には明記されていないと、それは確かに今言ったような条文ですから、明記はされていない。ですけれども、私は片手落ちではなかったか、こういうふうにあるんですよ。誤解をもし招くならば何か注釈をつけて、かち合うんだらば、かち合うように、こういうことで政府税調はこういうふうな素案を発表しましたと、これはいつ調査したものでと注釈をつけられ、何ら私は差し支えないことだと思ふんですよ。また最後に、人間だから間違いもあると、こういうことで多少引込んであるようにすけれども、私はそれは強弁だと思ふんですよ。

本間にNHKに今回のこの件については反省の意思があるのかないのか、もう一度答弁してください。

○参考人(尾西清重君) お答えいたします。

調査というものは、やはり前提条件が狂えば、その調査の結果というものは必ずしも意味がなくなるというか、それはそれなりに一つの参考にはなるかもしれないけれども、私どもとしては、この時点における編集判断としては、これが妥当であったというふうに考えております。

○鶴岡洋君 なおしつこく言えば、編集判断に任せるということ、そういうことならば自己規制をしてもいいと、こういうことになってくるわけですか。

これは幾ら言ってもしょうがありませんから、これで終わりますけれども、それではこの三月に調査したものを現実に放送してないわけですから、これはいつ放送されるのか、予定はどうなっているのか、その点をお伺いいたします。

○参考人(尾西清重君) この新型間接税の問題は私ども最大の政治的な課題だという認識を持っておりまして、国民にとっても最大の関心事だというふうに認識しております。

先生も御承知かと思ひますけれども、私どもは四月の十日、十七日の日曜日のNHK特集で、通常四十五分の番組を二時間以上も割いて二週連続

この税制の問題を扱いました。これは私どもの今度の新型間接税に対する取り組みの端緒と申しますか、これからさまざまな形で取材をし、それをまた番組に結実させていきたいというふうに思っております。決して腰が引けるとか、あるいはこの問題について自主規制しようというような考え方は毛頭持っておりません。

今度の調査につきましては、先ほど申し上げましたような理由で放送しなかったわけでありまして、けれども、私の知る限りで申し上げますと、党税調に移って論議が始まり、それがいろいろと世の中で議論の対象になっていく時期がこれから予想されるわけでございますけれども、私どもとしては、そういう時期の中で、タイミングを見計らって調査をして、その結果を公表するつもりになっております。

○鶴岡洋君 それでは本題に入りますが、近年の郵政事業の推移を見ますと、順調に伸びておるわけですか。これは非常に結構なことだと思います。五十五年当時の二千四百九十四億円の赤字が六十一年度末においては十五億円で縮小されたわけですか。さらに郵政省の昨年度の予算では二百八十五億円の欠損、これを予想していたとは反対に、実績では今までの累積損金を解消して、その上に百億円の黒字になると、こういうことになるようにございすけれども、まずここ数年、郵政事業がこのように順調であった理由、順調できた理由はどこにあるのか、この点はどういうふうにお考えですか、大臣にお伺いします。

○国務大臣(中山正暉君) 五十七年の全通の大会のときに、郵政事業にこれからひとつ大いに協力をしていこうという全通の方針みたいなものが打ち出されて、大変労使関係がいい方向に向かってきたのが、私はまず最初の郵政事業が大変円滑なものになってきた理由ではないだろうか。それから、いわゆる国鉄改革というものがあつて、それから、国鉄事業に対するいろいろな動向みたいなものを、三十一万の職員の方々がいろいろな自覚を芽生えさせてきていただいたことが基本的なものではないかという感じがしておりますし、それからサービス

の改善とか、それから営業努力、現場の人たちの大きな行政当局と一致した方針が打ち出されたこと。それからまた、お客様の信頼の回復といえますか、郵政事業に対するいろいろな信用度が増してきたというのが私は三つの理由ではないだろうかという感じがしております。

それからまた、五千三百種類になると思いますが、「ふるさと小包」なんというものが地域振興といふものと結びついてきたこと。それから北海道から沖縄まで全国二千八百キロの長さ、それから三十七万平方キロのこの日本列島が翌日には郵便が配達される。また、生の新鮮なもの——先般もちょっとヨーロッパへ行つて、ストラスブルで郵便局の方々と語り合いましたときにも、北海道のサケが九州にすぐ送られていく、それから九州のエビが北海道へ翌日着きますというのを驚きの目をもって、生のままですという話をいたしましたら、驚きの目で私どもを見ていただいておりますが、そういうサービスの徹底みたいなものがいい方向に向かった原因ではないかと思っております。

○鶴岡洋君 昨年度の決算で、先ほど私申しましたように百億円の黒字が出る、こういう予想のようございすけれども、これはいつごろはつきりするんですか。

○政府委員(山口武雄君) 決算の確定ということございすけれども、仕組みの話ということになりますと、総体の決算の確定ということになりますと、これは秋以降ということございすので、これはさておきまして、決算の内容を構成いたします数字、計数の確定ということと申し上げますと、これはそれぞれの国全体の各会計におきまして数字をいろいろまとめ、それを財政当局に書類として持ち込む、送り込む、そして財政当局の方でその帳簿を締め切る、その日が七月三十一日ということに定められておまして、その時期というところに相なります。もっとも、それまで時間があるからゆっくりやっているということでは

は毛頭ございせんので、これは郵政の会計、いろいろその他、非常に多数の二十を超える他の会計、あるいは政府関係機関との受け払い、いろいろな仕事を委託しております関係もございすので、そういう面もございすし、それから二万を超す郵便局で非常にたくさんさんの契約、あるいは現金の受け払い等をやつてきたその最後の取りまとめということございすので、やはり実態的にかなり時間を必要とするということもございす。現在、相当膨大な作業でございす、関係者挙げて鋭意作業中という状態でございす。経営のために、できるだけ必要なデータというのは早く把握したい。もちろんそういう内部的な要請もございすので、せめて概数なりとも少しも早くつかむようにということで、現在やつておる最中でございます。

○鶴岡洋君 予防線張つてゆっくりやっているわけじゃないんで、こういうことですけれども、私から言わせれば、確かに郵便局も二万以上あつて、膨大な数字が出てくるわけですから、七、八月にならないと決算の数字がわからないと、こういうことでは、七月の決算というものは余り聞いたことがないですけれども、大概三月とか九月とかでね。

それに関連して、事業の経営上やはり三月に締められるんだら三月に締めた方が、これから計画にしても何にしてもやっていくのにスムーズにいくんじゃないかと、こういうことで今申し上げたわけなんです、民間では月次計算をやり、常に市場と実績を見詰めて、どういう経営をしていったらいいの、経営努力をしていったらいいの、こういうふうにするのがこれは民間であるわけですから。官業だから、それで七月でいいと、今ゆっくりやっているわけじゃないと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、私はコンピュータの時代でもありませんし、計算するのはそんなに難しいことじゃないと、こういうふうに思ひますので、こういうことについては、やはり三月なら三月に早目に締めて、そして次の経営努力に

それをやっていくと、こういうことでやってもいいかと思ひますけれども、こういう点については早くすると、決算を早くするという点については何かお考えがございませうか。

○政府委員(山口武雄君) 先ほどちょっと申し上げましたけれども、もちろん三月三十一日、前年度の年度の終わりに帳面をいわば締めまして、それから決算の総取りまとめの作業に入るわけでございます。

先ほど若干申し上げたわけでございますけれども、国の会計であるということから、やはり法令に基づいた決算を行うという、その計数の最終的な確定の時点というのが七月三十一日ということに相なっております。実態的に申し上げますと郵政会計、例えば年金、恩給の支給でございますとか、それから国庫金の受け払い、収入印紙の売りさばき等々、国、それから他の政府関係機関等から大変たくさんの事務を受託しております。そういう事務を取り扱っておりますということで、それぞれの会計と受け払いをやっております。これらの受け払いの確定のためには現実問題として相当な時間がかかるわけでございます。

また、内部的にはたくさん郵便局で扱っております現金の集計、それからまた、固定資産の増減にかかる計数の取りまとめ等々ございまして、やはり相当の時間と時間を必要としておるといふ現実をひとつ御理解願いたいと存じております。

なお、郵便業務の収入額でございますとか、経営上必要なデータにつきましては、概数でも極力早く把握するよう、事業に資するという観点から今後とも十分努力してまいりたいと、このように考えております。

○鶴岡洋君 次に、通常郵便のうち、第一種郵便物と第二種郵便物の一通当たりのいわゆる原価を見てみますと、六十一年度は第一種は五十七円、第二種のはがきについては三十九円と、こういうふうになっておりますけれども、郵便物は九割が人件費と、こういうことですので、将来は料金の値上げになるのではないかと、こういうふうに思

われまふけれども、現状の経済状態で将来とも今の状態が続くと仮定して、この郵便料金の値上げの件ですけれども、いつごろまで現状の料金体系が維持できるか、この辺は何かがお考えですか。

○政府委員(田代功君) 仰せのとおり、私も人手に頼っている仕事でございますから、物価がどの程度安定してくるかが非常に大きな要素を持つております。今の時点で何年もつという見通しをはっきり立てることは非常に難しゅうござい

ますが、郵便事業が置かれてこの環境というところから考えますと、一年でも長く今の料金を維持し、むしろ安くできるところは安くしてでも需要を拡大していくことが私どもの責務だろうと思っておりますので、そのような気持ちでこれからも進んでいきたいと思っております。

○鶴岡洋君 今回の改正案は、郵便料金の決定方法の弾力化と、先ほど質問が出ましたけれども、今までは昭和四十九年度からの累積欠損金が解消されるまでの間に限り一定の条件のもとで省令で改定できると、こういうふうになってきたわけでございまして、これを累積欠損金が解消された後でも省令で改定できるというのが今回の改正の内容になるわけでございまして、条文の二十七条の四に、「政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金が生じたとき」等に限り、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で引き上げることができるとありますけれども、この「政令で定める額を超える郵便事業に係る累積欠損金」とはどのぐら

いの額を言うのか。先ほどたしか五%とか六%と聞いたんですけれども、額にしたらどのぐらになるのか、教えてください。

○政府委員(田代功君) 今回の法律改正では値上げすることができる条件を幾つか並べてござい

ういうことを考えております。したがって、例え六十一年度でいきますと一兆三千億、二兆何百億か、一兆三千億前後の売り上げになりますので、これの五%と言いますと、六百五十億程度の額になるかと思ひます。

○鶴岡洋君 弾力的に引き上げる、引き下げるといふことでございけれども、ここで問題になるのは、この審議会に諮問をして値上げをする、値下げをする、こういうことでございけれども、いつもこの審議会については、ほかの部門でも問題になるんで

すけれども、この審議会の構成メンバーですが、この構成メンバーになるメンバーの選出基準というの、どんな人たちを選ぼうとしているわけですか。

○政府委員(森本哲夫君) 郵政審議会につきましては、根拠規定を御案内のとおり政令で郵政審議会を置く、そして、こうこうした役割を担うという決まりがございまして、それで審議会の人選については、この審議会令という政令では学識経験のある者、それから郵便貯金の預金者の利益を代表するものと認められる者、あるいはまた簡易保険の契約者の利益を代表するものと認められる者、こういう枠を示しておるわけでございまして、これは沿革的にかつて簡易保険の部会、簡易保険の審議会があったときに、行政改革の一環で、そういう審議会をつぶして郵政審議会に統合した、あるいはかつて法律で貯金の利率を決めておりました

が、これを政令でゆだねられたときにこの審議会が諮るようになって、こういって次に次から次へと付加されてきたというふうな経緯でございまして、したがって、この趣旨は、できるだけだけ郵政事業が広く国民の意向に沿った運営になるように各界各層の分野から人選をする、こういう趣旨だといふ理解のもとに現在できるだけ、先ほども御質問ございましたが、多角的に、多方面から人選をしたい、これもネームバリューだとか肩書だとか、そういうこととできるだけこだわらないようにやりたいということと人選をいたして

る次第でございまして。

現在には言論界、評論界、あるいは学界、あるいは経済・実業界、あるいは労働界、それからまた消費者代表、あるいは行政経験者とか、各般の分野から選んでおる次第でございまして、先ほどのお話にもございまして、審議会としての役割が重要でございますので、できるだけ幅広い人選を進めていかなきゃならぬと考えておるところでございまして。

○鶴岡洋君 広く国民の意思を反映する、こういう意味で各般の各分野からと、こういうことで、学識経験者ももちろんでございけれども、そこに二十五人以上とされているようですが、この構成メンバーの中に、それこそごく一般の方を入れるというふうな理解してよろしいんですか。

○政府委員(森本哲夫君) ごく一般という抽象的な話は非常に難しゅうございまして、私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、郵政審議会が担う役割に照らしてみても、それにふさわしい学識なり見識なりをお持ちの方と、しかし、それは必ずしも会社の社長であったり、団体の理事長であったりということの意味するものではないわけでございまして、審議会のメンバーは二十五人、数多くいらつしやいます。例えば去年人選して、まだ一年ばかりの任期の方で、照明デザイナーというお仕事をおやりの石井幹子委員なども、これは女性の方でございまして選任をさせていただいて、斬新な意見を反映させていただきたい。女性の方といえ、この方に限らず、例えば鯉淵

鯉子さんとおっしゃる母子・寡婦の福祉団体の役員をなさっておる方なども入っていただいておりますが、できるだけ広い範囲で人選に努めてまいりたいという気持ちでございまして、次にちょっと進ま

してまいりますけれども、この新聞ですけれども、「書留、夜間も配達へ」と、このことですが、夜型志向といひますか、核家族といひますか、女性の社会進出といひますか、そういう時代になってきて、書留の夜間配達、本人や家の人が不在のときでも、深夜営業のコンビニエンスストアですか、こ

ういうところで小包を受け取れるようにする、こういうことを今秋をめどに実施するというんですけれども、このサービスの概要についてはどのよう

に考えておられるわけですか。

○政府委員(田代功君) 実はこの新聞の記事、一面のトップに出ておまして、郵政省はこういう

方針を固めたと書いてございまして、私自身ちよつとびっくりしたわけでございますが、その議

論は実は前から、最近はその家庭が昼間多くな

ってきた、あるいは夕方再度配達してもいらっ

しやらない、あるいは郵便局に取りに来てくだ

さいと言ふことは遠過ぎる、いろいろ不便を

かけますし、私ども仕事の上でもなかなか難

しい問題を生じております。したがって、これ

先、こういう世の中の変化に対応して郵便の配

達をどういうふうに行うにしたら一番ふさわ

しいかという検討は常時しているわけござい

ます。したがって、そういう検討、別にないし

のところ、検討する必要があると思ふもので

、ある程度いろいろ人に意見を聞いたり、オ

ープな場で行っておりますので、恐らく新聞記

者の方の耳にも入ったんだと思ふますが、ま

だ問題いろいろございまして、人の差し繰り

もございまして、コストがどのくらいかかる

かとか、いろいろ角度、どういう方法が一

番効率的かという問題も含めて検討しな

きやいかぬと思つていますが、い

ずれにしても方向としては、こういうことを

いろいろ取り入れていかないとけないんじや

ないかと思つております。これもまた、全

国一斉にというのも非常に難しゅうござい

ますので、こういうことにはふさわしい地

域を選んで、また試しに始めてみようか

という考え方で今詳細を検討の真

々々最中でございます。

○鶴岡洋君 局長びっくりされたというの

は、何がびっくりされたのか知りませんけ

れども、じゃあそういう予定はないといふ

ことですか。

○政府委員(田代功君) 誤解を与えて申し

わけございませぬ。「方針を固めた」とい

うくんだり、それからこれだけ大きく取

り上げられるほどのまだ

中身が固まってないうちに、これだけこうい

う誤解を新聞記者に与えたというのを実は驚

いたわけございまして、方向としては、こ

こに書いてあるようなことは私も前から検

討しておりました。

○鶴岡洋君 わかりました。

いづれにしてもこういうサービスを

することは国民にとって、消費者にと

って非常にいいことであることは間違

いございませぬけれども、ただ、どこで

始めるのか、どういう形でやるのか。深

夜というところになりまして、例

えばコンビニエンスストアでや

った場合に、アルバイトの人が一人

で留守番をして、それで商売をや

っている、こういうことで、最近

新聞なんかにもよく出ております

ように、いわゆる金融的な犯罪

があるわけですね。そういう点も考

えなければこれは心配だ、という

ことで、秋にやるならばきち

っとどういう計画でやっている

のか、そういうことで私はお聞き

したかったわけなんです、検討中

ならば検討中で結構なんですけ

れども、そういうことをきち

っと計画した上でやっていた

だきたい、こういうことで申し

上げておきます。

それから、プリペイドカード等

についてお聞きしたいんですが、

時間が来てしまいましたので、最

後に信書についてですけれども、

三月二十八日の本委員会、宅配

便に入っている手紙等について、

郵政省が独占してやることには

限界があるんじゃないかと、これ

をある程度認めることにした

らどうかと、こういうふうに私

に考えておられるのか、この点をお聞かせ願

いと思ふ。

○政府委員(田代功君) 御指摘のとおり、

経団連から審議会に要望が出

NHKが請け負ってつくるといふことなどにつ

いて、放送法上のNHKの政治的中立公正を

めぐるその問題点の私は強調をしてまい

りました。今回のこの問題は、まさに私

は、今国会においてこの二つの問題をめ

ぐるて私が繰り返し指摘をしてきたこと

だけをとりまいてその問題の根の深さ、

つまり報道の政治的中立公正をいかに保

障するか、その問題の重要性を改めて浮

き彫りにしたものだと思ふ。

まあ幸い、今国会中に近くNHKの六十

年度決算の審議が行われる予定になつて

おりますので、私はその機会に改めて全

面的にこの問題について再度明らかに

しなければならぬと思つておりますが、

ぜひこの機会に放送法や電波法、関連

する直接の官庁である郵政省の方々の

この問題についての認識を改めて聞

いて、その政治的姿勢を振り返って

いただきたい、このことをまず初めに

強調しておきたいと思ふ。

さて、郵便法の改正の問題であります

けれども、今回の郵便法の改正は、八年

前の九十三国会で累積赤字がなくなる

までの間に限って郵便料金の改正は法

律を改正しないでもやれるようにした

というものでありますけれども、それ

をこれから無期限に国会の議決なしに

料金改正ができるようにしようとする

ことは私が今申し上げるまでもない

と思ふ。

この問題は、九十三国会のときも財

政法違反として大きな議論になり、

我が党も反対をしたところであり

ますが、改めて御紹介するまでもな

く財政法第三条は、「国の独占に属

する事業における専売価格若しくは

事業料金については、すべて法律

又は国会の議決に基いて定めな

ければならぬ」としております。

前回も赤字がなくなるまでの間から

法定制緩和を認めてほしいというの

が政府の言ひ分でございます。い

わば期限つき法定制緩和だとい

つてよろしいと思ふ。

ところが、今回は期限なし、つまり、

無期限に法律改正をしないでも料

金改正ができるようにしようとい

ふということでありまして、この無

期限法定制

第十一部 通信委員会会議録第十一号

昭和六十三年五月十二日

【参議院】

一九

緩和という問題は、郵便事業が国の独占事業であるのかどうか、財政法に照らしてそういう問題から議論をしなければならぬという重大な問題をやらんで、本質的にそういう問題だと私は考えています。

そこで、まず初めにお伺いするわけでなければならず、郵政省は、郵便事業は国営事業でなければならぬと考えていらっしゃるかどうか。もしそう考へていらっしゃるのであれば、その理由をまずお聞かせいただきたい。

○政府委員(田代功君) 郵政省は、郵便事業は国営であることが望ましいと、かように考へております。これは諸外国でもほとんどの国が、まだ完全に民営化したところがございますように、やはり国民の基本的な通信手段は、国が直接運営をするということが公共の利益のために望ましい、かような考へで私も国営が一番いいと、こういうふうに考へております。

○山中都子君 今までも折に触れて郵政省の見解として伺っているところでありますけれども、今もお話がありましたように、郵便は、国民の基本的通信手段として国が責任を持つべき事業である。国営独占事業であるからその料金が法律で定められている、そのように理解をしております。そして、料金改正や事業内容の変更による新設料金や料金の改正などについては国会で審議をしてきたところもそのゆえんである。これは国営事業としては当然のことだと。それを今回の改正では国会での審議、議決をしないでやれるようにしようというのでありますから、財政法第三条にも反するし、また、それとの関連であなた方が常々おっしゃっている、なぜ郵便事業が国の事業としてあるのかということにも反するものだとおっしゃるを得ないかと私は考へております。

その上、私もどうして理解ができないのが、五十六年一月の料金改正以来一度も値上げをもちんないで、そしてきょうまでずっと黒字を続けてきた。この中にはいろいろな働く方々を初めとする御努力がありました。赤字もなくなっ

た。それなのに、なぜ今急いで法定制緩和を無期限に続けたらというように法律を変える、そういうことをしなければならぬのか。つまり、法定制に戻したら郵便事業が非常に困る、現実には困るという、そういう事態があるのか、その辺を説明いただきたい。

○政府委員(田代功君) まず財政法三条との関連でございしますが、財政法三条は、国の独占事業の料金については、「すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」となっているのは御承知のとおりでございます。この法律に基づいて定めるといふに基づき方につきましては、料金そのものを法律で直接定める方式もありませんし、法律では料金額の決定に関する条件、要件を定めて、具体的な金額そのものについてはその要件に従って、直接法律によらないで、例えば省令で定める方式もあります。これらのいろいろな組み合わせがあると思ひます。財政法三条というのは、三条でどの方式をとるかという範囲はいろいろございします。これは立法政策の問題だといふふうに考へております。その選択に当たりましては、その事業の独占性の程度ですとか、あるいはその事業によつて提供しますサービスが、国民生活上の必要性がどの程度かとか、こういったことを勘案して一番ふさわしい料金決定方法をとることができると、こういう考へ方で私もおります。

この五十五年に、当時の累積欠損金が残っている間ということで暫定的に現在のような制度をお認めいただきましたけれども、それ以来確かに値上げは一度もしていませんけれども、こういうように弾力的に、小刻みに必要ならば料金がいろいろと増えるという条件を整備していただけたことがほかの条件と相まって、この七年間郵便事業が非常にうまく経営してこれたというふうに私も考へておりますので、これから先も、ずっと累積がなくなつたこの状態で、いつまでもこのいい経営を維持するためには、ぜひとも今後ともこういう弾力的な措置ができるような立法をお願いしたい

と、こういうことで提案した次第でございます。

○山中都子君 過去にも既に財政法三条の問題を含めた議論を繰り返してまいりました。ただいま財政法三条をめぐる議論をしている時間が長いのは大変残念でありますけれども、一言だけ申し上げるならば、それは法律の曲解だということでは、どうして最初からそうなつていないのか。それをなし崩しにだんだん料金を法律で決めなくていいようにしてきているということとは、実際にはもともと法律で決めるようになっていたわけでしょう。それはだから曲解だといふんです。曲解というよりは、それはすりかえであり、ごまかしである。そういう議論はもうさんざんしてきまして、今ちょっと時間がありませんからその点だけ指摘しておきますけれども、いずれにしても私が伺いたいのは一般論でなしに、現在法定制に縛られているために必要な対策がとれない、そういう具体的な問題があるんですかといふことを伺っている。私はないと思ひます。だけれども、そういうのがあつていいんですか。つまり、この法律を通して法定制を取り払って、そして自由に料金を変えることができるようにしておいて、すぐにでもしたい。要するに、これをそういうふうにしたいためにこの法律案を出しているんですといふものがあるまいしょうか。

○政府委員(田代功君) 値上げにつきましては、私も現在のところは、当分値上げの必要はないと考へておりますので予定ございません。値下げにつきましては、これはむしろ需要をふやすために、これまでもうちょっと決算を見まさんと数字はつきり結論出ませんが、値下げができることによつて増収が図れるものもあるよつだということでは、それは今検討中でございます。

○山中都子君 要するに、当面料金法定があるから非常に困るんだと、したがってこれを変えたいという、何にもないわけね、具体的な必然性、必要性がもし仮にあったとしても、将来何か考えられるとしても、値上げがないというのなら値下げがあるのかどうか。少なくともそういうことがあ

あるなら国会に出せばいい、法律で出せばいい、私はいつだって審議していますでしよう。そういうふうにするにすればいいのにもかかわらず、今回の法改正は、永久に国会議決なしに料金改正ができるようになる、そういう内容です。これからずつと、この法改正ができればね。

私はこれは余りにも国民をばかにした話だと思ひます。結局は郵政省は、国民や国会のチェックを受けないで、自分たちの好きなように料金を決めていきたい、そういうことができない理由を、おっしゃっているけれども、世の中が変わつてきて、郵便の行政が変わつてきて、民間との競争をしなきゃならぬとか、いろいろおっしゃっているけれども、私は問題の本質は、そこに国民と国会のチェックを郵政省がやはり積極的にならぬというふうに評価するか、そこがところの姿勢の問題だといふふうに思ひます。

ところで、けさほどの議論の中でも、郵政省は郵便物をふやす、そのことが今郵便事業を守る上でもとても大切なことだし、重要な課題なんだといふことを強調しておられる。今までの審議の中でもそれはたびたび聞かれました。そのことだけをおんなた方今前面に出しておっしゃっているけれども、それが一体、日本の郵便事業をどこに導いていくかというのをちょっと冷静にひとつ考へてもらいたい。もっと基本的な問題。私は郵便物扱い数、事業を上げていくということが必要でないと間違つておられるのか、そんなことを言うつもりはないんです。だけれども、基本は何かという考へ方を考へてほしいというのが、私のきょう申し上げたいところなんです。

具体的な問題の一つ提起をいたしますけれども、基本的問題を解決しないままに事業の拡大、あるいは扱い物数をふやすというふうなそういう問題が次々と出てきていますために、いわゆる黒字転換策の推進ですね、そういう中で働く人たちに對するしわ寄せやあるいは郵便サービスのゆがみがいよいよ生み出されてきています。例えば、

つきも局長認められましたように、そういう四時前後が大体最終の配達時間、常識的に考えて、それからまた勤務体制からいってもそうであると。そうだとすれば、やっぱりこういうふうな恒常的に慢性的に超勤が行われなければならない状況、そしてまた、その結果恒常的に、夕方夕刊が入る、まだ後もっと遅くにならなきや郵便物が来ないというふうなお家があるわけですね、全部が全部そうじゃないということはもちろんなんですけれども、特定の人たちが。その問題はやっぱり何とか解決をしなさいいけないというふうには思ふんですけれども、その改善策についてどのようにお考えになつていらっしゃるか。

○政府委員(田代功孝) 郵便の流れには、日により季節により時間によりいろいろ波がございますので、全部の職員が毎日四時四十五分に仕事が終るというものではないでございます。杉並南も御指摘がございましたので東京郵政局を通じて聞きましたけれども、職員一人平均に直しますと、月七時間程度の勤務でございますので、これは人によって多い少ないはあろうかと思いますが、恒常的の努力についてもお約束をいただきたいと思ひます。

に夕刊よりも遅いというのは少し極端じゃないかと私思っております。もちろん、ですから日によつては四時四十五分までに終わらないで、五時とか六時までかかつて配達する日もございます。そういうときには、最後の配達の人には恐らく夕刊より後になるうかと思いますが、これももう前々から議論になっていますが、効率的に郵便事業を行うために配達一度化をしたわけでございますので、この中でそういうった、夕方になってしまふケースが出てくるのは、これはやむを得ないということでお客様に御理解をいただくしかないということに考えております。

それから、誤配その他ですけれども、これも郵

便局の職員にはふなれた者もおりますし、ベテランもおりますし、いろいろでございますので、これはお互いに自分がプロとして、毎日の業務研究会やら打合せなど利用しまして、誤配のないようによく配達区域の状況を把握するような訓練は十分いたしておるつもりでございます。

○山中都子君 違ふの。私の言っているのは、さつきも申し上げたけれども、一人の人が毎日超動していると言わないですよ。それは一人何か七、八時間とおっしゃるんです。でも一人七、八時間、月でやっているわけでしょう。ということとは毎日必ず超動しているのよ。だからこれが慢性的な超動、超動というのは、そもそも本来は例外でしょう。三六協定にしても例外的精神ですよ。にもかかわらず、必ず超動を何人かですというのが連日続いているの。これはそうでしょう、これはお認めになるでしょう。それは郵政省の方、事前に私調べていただいて認められているところなの。だからそこは、ごまかすと言うと、またごまかしていいとおっしゃるから、そこは違わないように真実を述べていただきたい。必ず超動しているでしょう。つまり、だから私の言うのは、必ず超動を認めているということ、必ず規定の時間内に毎日すべて終わらないという郵便物が残るんですよ。それで残るのは、結局配達順路が決まっているから、当然必然的に一定の、特定の人がいづも遅くなる、これもまたそうなるでしょう、現実にもその問題を言っているんです。

○政府委員(田代功君) だんだん具体的な話になりますと、大変事実関係があれになります。……○山中都子君 細かくなくていいから、基本を言ってください。……○政府委員(田代功君) はい。申しわけありませんが、この杉並南の郵便局は配達が五十何区あるんです。ですから五十何人の配達人の中のどれかは多分、資料先ほど見ましたけれども、毎日どれかが残るというのは、あるいはあり得ることだと思ひます。これはしかし、先ほど申しましたよ

うに郵便の流れというものが一定でございせんので、この毎日どれかが残る状態がないような職場をつくるというのは、これは私どもの郵便事業にとつてはもう不可能に近づいてございまして、これはある程度職員には御苦労とは存じますけれども、超過勤務もお願いをせざるを得ないという気持ちでおりますので、御勘弁願いたいと思ひます。

○山中都子君 私の言っているのは、だから毎日必ず超動がやっぱあるんでしょ。あるということ、つまり勤務、本来なら四時ぐらゐまで配達が終わるべきだとあなた方も考えているし、勤務もそう組んであるにもかかわらず、それで降配に配達をされる家がたゞさん出てくるということ、よ、どのくらいかは別として、出てくることから決まるといふのが、配達順路が決まっているんだから。それは頻度が高くなるわけよ。すると、その家は、もっと言うならば、サービスとしては随分不公平な話ですね。公平なサービスでなくなるわけよ。その配達順路は、だけれども、そこまで言ったらそれは私は不可能だと思ひますよ。配達順路を毎日あちこち順路を変えていふのはできないでしょう。だから、そういうことが慢性的でないように改善しなきゃいけないじゃないですか、それで改善する努力を約束してくださいと、こう言っているの。だから素直に聞いていただい

ていいんじゃないですか。私は一人といえども超動を出すな、そういう約束をしろとか、一時間といえども超動をさせるなんて今言っているわけじゃないのよ。だけれども、その結果、今の状態というのは、まさにそういうふうな夕刊より遅くなるような家が、毎日遅くなるような家が結局出るんです。出る部分があるんです。どうしても出るんです。それは配達順路が決まっているから、そのことをなくすようにしてほしいというものが労働者の希望でもあるし、同時に、これはまた利用者というか、国民の希望でもあるんです。そういうことをなくすように改善してください、だからそのために努力をし

てください、という努力をなさるか、あなた方専門家だからいろいろあれなさると思ひますけれども。私は要員の手当てが大事だと思ひますけれども、そのこと、今要員交渉できないから、そのための時間とるわけにもいきませんから、そういうことを申し上げているの。

○政府委員(田代功君) 杉並南郵便局を例にとつてのお話でございますが、やっぱり今の郵便事業を考えると、ピークに備えて人の配置はもちろんできませんので、ある程度の超過勤務もしていただくを得ない状態にあります。ただ、それによつてお客様にどういふ迷惑をかけているかというお話も今ございまして、東京都内の郵便局を抱えております東京郵政局でかなりこれきめ細かく各局の業務運行状況ですとか、あるいはお客様に苦情、その他を把握しながら必要な実態調査をするなどして改善に努めておりますので、その一環として杉並南も東京郵政局によく検討するようになさると思ひます。

○山中都子君 杉並南だけの特別な状況ではない、ほかにも類似の状況が生まれているということも重ねて申し上げておきます。

同じようなことで、先日四月十二日の委員会では、私は為替・振替法の改正案の審議の際に、練馬郵便局の問題を例にとつて、書留等の受領確認を要する郵便物のサービスの問題を申し上げました。そして、それについて調査もなすたり、あるいはその結果資料も持ってきてくださいましたけれども、そのとき田代さんは、一日当たり八百以上の持ち戻りや窓口交付二百以上の局はさらにある。正確に議事録をとれば、「都内の局では非常に多過ぎます。多数の局がこの程度の処理をいたしております。」と、こうおっしゃっているんですけれども、やっぱりそうじゃないのね。私もまたさらに、だからよく調べてもらひました。そうしましたら、そうではなくて、やはりこの場合、練馬はダントツに多いんです。その後またさらにいろいろ資料も持ってきてもらったんですが、そして、三月の十五日から三月十七日の

一日平均ということで持っていりましたんですよ。それで練馬は窓口交付物数が百九十で、世田谷が二百四で、成城が百四で、板橋が四百三十二だ、こうおっしゃって、余り大したことがないような数字を持っていりましたのね。

私は、今これを蒸し返すつもりもないし、また時間もありませんから、指摘だけしておきますけれども、郵政省にそれでは、三月十六日から四月の十五日まで全部の物数を練馬郵便局でどうだったのかというのを持ってきてくれ。で、何でこれが三月十五日から三月十七日の三日間だけ平均して持ってきたのって聞いたんですよ。そうしたら、全国調査がどうのこうのっておっしゃっているんだけれども、要するに一月間を全部持ってきていたのなら、この三日間の数字だと百九十になるのが結局、そんな数字ではなくて、この全日数を平均いたしますと二百三十二。それからまた、特別に忙しいのは月曜日、金曜日、土曜日です。特に窓口の交付が。この特別に忙しい日を平均すると二百七十通からある。そしてまた、そういう数字が出るにもかかわらず、三月十五日から十七日の三日間を平均すると百九十通、こうなるのね。

私、こういうことを余りやらないでほしいって思うのね。都合のいい、非常に例外的に少なかった日を三日間取り出してきて、それで数字を並べてくるのよ。こういうことをやられると、あなた方が出してきてくださる資料を本当に信用して見られないんですよ。だから、そういうことを、こそくなくをやらなさい。それは郵政省の品位にもかかわると思ひますよ。今までも随分そういうふうなことはあるし、答弁聞いていても、もっとちゃんと率直に言え、早い、話早くわかるのと思ひます。ああでもない、こうでもないって、ぐだぐだ持って回って、余計な時間を使ひます。

そういうことをうんと私経験するので、本当にがっかりすると思うか、もう残念だというふうに思ひますけれども、みずから品格を落とす

ているんじゃないかというように思うんだけど、あなた方が持ってきてくださった、この前私が指摘した練馬郵便局の数字も、今申し上げましたように、特別に低い三日間の数字、結果的にです、動機はどうあれ、今言いわけは聞く時間はありませんから、動機はどうあれ、結果的には特別に低い三日間の数字を持つていらしたんです。こういうことは周りを調べればわかることです。この三日間だけじゃなくて前後を調べれば、この日が特別にやっぱ少ないんだと、もって全体を見れば、私が指摘したように、特別に練馬郵便局の混雑は大変なんだということがわかりになるはずなんです。そういうこそくなことはやめていただきたいということが私の申し上げたいことです。

次に、もう時間がありませんからもう一つだけ。これも全体を通じて共通する問題ですけども、具体的な問題として、大手町の東京国際郵便局で昨年十二月とことしの三月に、ある大手カメラメーカーから、カレンダーやあるいは書籍が大量に持ち込まれて、そして、あて名書きから包装、発送まで無料でサービスをしているということが訴えられました。こういうことは一体どの程度行われているのかということで、それで私はぜひ明らかにしたいと思っているんです。

仕事をとる、民間と競争しなきゃならぬというようないろんな問題があるんですとおっしゃっているんですけども、それで郵政省の方にこの問題はどうかというのを伺ったら、Nという会社だということで報告が来たのですが、六十二年の十二月にカレンダー、一般小包として四千二百六十個、これをあて名書き全部無料でやっているんですね。それから雑誌の書籍小包、これが二万一千二百三十三個、これがやはりあて名の貼付というのですか、名前を張りつけるサービスですね、それとこん包ですね。それから六十二年四月にやはり雑誌、書籍小包二万一千三百七十四個、それもみんなあて名の貼付、それからこん包です。

そういうものをみんな無料でやっているんですね。しかも、非常勤の職員が何人も当たるだけじゃなくて、常勤者もみんな、課長やなんかも総出でやって、しかもそれで大変な超勤があるわけでしょう。そういう状態で、こんなに莫大な無料サービスを結局大口の利用者、大口の利用者だから、大口だからとりたいていわけでしょう、あなた方はね。大口の利用者には結果的にどういう理屈があるかと、こういうサービスを、あて名書きのサービスから、こん包から貼付から、そういうサービスをみんな無料でやっているわけね。全国でどのくらいそういうことを実際にやっているのかと聞いたら、資料を持ってきてくださいましたけれども、随分たくさんほかにもやっていらつしやるどころありますね。

そういうことは郵政事業、郵便事業のやはり基本を本末転倒するものじゃないですか。つまり個人が、個人だって十通や二十通、十個や二十個の小包というか、書籍小包出すことがありますが、それでもあて名書きしてくれませんか、郵便局が。そんな十個や二十個のものは宅急便にとられたって、あなた方は目じゃないわけでしょう。一万、二万、三万だからとりたいていわけでしょう。つまり、それはまさに国として国民の基本サービスを確保しなきゃならぬ郵便法のよって立つところも、自分たちが取り崩しちゃっていくという方向になっていっているのではないのでしょうか。このところを私はぜひ考えていただきたい。いかがでしょうか。

○政府委員(田代功著) 私ども郵便局でも、今御指摘のようなサービスをしないでお客がとれば、こんな幸せなことはいくらでもありますが、特に小包は民間との競争の中で大きくなってきているものでございます。今お挙げになりましたような例は、いずれも民間でこういうサービスを受けておりました、同じサービスを郵便局でやってくれるならば、郵便局に出しなさいというものはかなりでございます。手をこまねいていたら、大口のお客はとれないというのが現実でございます。

したがって、国営事業としての節度とか、そういったことも私も念頭にはございますが、やはり現場で営業を進めていく上では、民間並みのサービスはしないといけないというふうに考えております。したがって各郵便局長、それぞれ自分の局のいろんな業務運行上の違いがございまして、その局その局の局状に応じて、これはまた私の仕事にとっては必要なことだと。これはDMの割引のときにも議論ございましたが、やはり大口の利用者というものは、大変一つ当たりのコストが安うございますから、郵便事業全体を安定的に維持するためには、大口利用者の仕事というものはぜひともふやしていかなければいけない、こういう宿命がございますので、これはある程度やむを得ないものだと考えております。

○山中都子君 そうすると、この種の無料のサービスですね、つまり、あて名書きだとか包装だとか差し出し、それからあて名の貼付、そういうものは一体、今のお話だと何か幾らでも大口利用者であればあるほど幾らでもやるか、何のそれについては基準もないというふうにしか受けとめられないのですけれども、もう時間がありませんから、私はそこをどうも考えて、どういふ何か基準をお持ちですかということもひとつ明らかにしてほしい。おのずと節度があるだろうということをお私はいは言いたい。

資料をいただいたら本当に相当な、私さっき二万ぐらいのことを言いましたけれども、三万とか四万とかという数字の、そういうサービスをしている局もあるんですね。そういうのは何の根拠も基準もなしに現場の責任者に任せて、とにかくとりさえすればいいんだと、そういうふうにして販売額が何か目標で競い合っているんですか。それは何の基準もなく、やれやれというところで奨励なすっているんですか。それはまずいんじゃないですかというのを今私は申し上げて、おのずと節度があるんじゃないですかということ、もう一つは、そのことによって利用者に対する、利

用者間のサービスに対する不公正が出てくるというところなのね。さっきも言いましたように、個人が出す場合にそういうサービスしてくれないでしよう、郵便局ね。それはしてくれるところだってありますよ。目の不自由な方が行つて、そうしたら、あて名を書いたんですけど、こんなのは当たり前な、私は当然なことだし、全国でたくさんそういうことをやってくださっているところもあると思うの。だけれども、普通の人たちが十個、二十個、三十個と仮に書籍小包持つていくわけね。あて名書きしてください、こん包もしてくださいと言ったって、してくれないでしよう、郵便局はね。そういうやっぱ不公正という問題が出てくる。ここに私は、だから、あなた方が仕事をふやすのが目的なんだ、そうしなきゃ今の郵便事業の生命線はそこにあるんだとおっしゃっている、二面のことだけを追求して、いろんな矛盾を引き起こしてきている問題点があるということを指摘をして、ぜひともその点については本質のところ、郵便法の、そして郵便事業のよって来るそのところに立って、しっかりと考え直していただきたい。基準の問題だけについてだけお答えをいただきたい。

○政府委員(田代功著) 基準の問題ですが、統一的に基準というものを示しているものではないです。おのずとそれぞれの郵便局が自分のところの局状、局の業務量とか仕事の繁閑の度合いとか流れとか、そういったものを見ながら実施しているものでございまして、おのずと制限といいますか、おのずと限度はございますが、今はその中で各郵便局、精いっぱい努力をされているというのが実情でございます。

○山中都子君 ありがとうございます。
○橋本孝一郎君 郵政事業の決算関係についてお尋ねしたいと思いますが、最近の六十二年、六十二年度の決算が非常に好決算な状況になっていくであろうというお話がございました。その理由として今大臣の方から、いわゆる労使関係改善だとか、あるいは企業努力並びに新商品の開発、それ

からいろんな委託業務とか、労働集約産業であるだけにそういったいろいろな工夫を凝らされて、全体として郵政自身の信用回復と、こういうことによって好決算に至っておるといってお話ございましたんですが、私聞き落としたかどうか知りませんが、五十五年で約二千五百億の大赤字と。その後は料金値上げをなさいました。それも大幅な値上げをなさったわけでありましたが、それが一番大きな私、要因ではなかったかと思うんです。ほかには全部軽視するわけじゃありませんけれども、これはやはりこの法律そのものに非常に影響してくるわけですから、私の聞き落としたのであればそれは訂正しなきゃならないと思いますけれども、そういう点について、値上げによる影響がどういふふうにかこの決算と結びついておるか、その理由については何か説明あったらお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(田代功君) 昭和五十年と五十五年には実は大幅な値上げをしたわけでありまして。五十年のときは、封筒の方がたしか二十円から五十円に二倍半。これで、これ値上げしたことによりまして、その値上げ前の物数に伸びるのに四年か五年かかりました。

それから五十五年、これは二段階ではありましたが、はがきを当時の二十円から三十円を経て四十円に、これも二倍にいたしました。この五十五年のはがきの値上げによりまして、これがまた値上げ前の物数に戻るのに実は七年かかったわけでございます。今回この法律の改正をお願いしましたのは、実はこういう経験が私どももございまして、こういう二倍の値上げをするような事態になったら、お客は郵便から逃げていくという、実は非常に辛い経験を当時したものですから、こういうことのないように、もちろん値上げを私ども好んでするわけでもないんですが、こういう形の値上げは非常に郵便事業の安定という上では望ましくないと考えて、今回お願いした次第でございます。

○橋本孝一郎君 赤字に関係する問題でだけれども、先ほどからのお話でも、現在の時点で想定して、激しい物価の値上げが限りとない限りという前提を置いて当分値上げの見込みはないと、こういうふうなお話もございました。間違っておつたら訂正していただきたいんですけれども、そうしますと今回の法改正、五十五年の改正の弾力化を法制化するという、その本当の理由というのはどこにあるんですか、重複するかも知れませんが、お伺いします。

○政府委員(田代功君) 実は五十五年に当時の累積がなくなるまでの間、暫定的にということでは省令での料金引き上げができるようなお願いをいたしました。ところが、累積は確かにもうことしでなくなるというところまでまいりました。しかし、この七年の間に郵便をめぐる事業環境というのは一層厳しさを増しております。したがって、これ一たん黒字に転換はいたしますが、再度赤字に転落したときに備えて、今の黒字のうちにこういう制度を整備しておきたい。これが今のこの好調な郵便事業をこれから維持していく上で、この料金の決め方を整備するというのが郵便事業の基本にかかわる問題なものですから、これをこの機会にぜひお願いしたいという理由でございます。

○橋本孝一郎君 取り巻く経済環境なり非常に変化をしていく。どのように見通しをつけるかというところは非常に難しい、変化に対応するための改正ということですから、そうしますと、何か現時点で改定を予定されておるといふものはあるんですか。

○政府委員(田代功君) 現時点で郵便料金を値上げする計画はございません。当分の間、なるべく長い間この今の料金を引き上げないで運営していきたいというのが私の気持ちでございます。それから、値下げにつきましては、値下げによって需要がふえるというのを考えたいと思っております。現在二つの点で検討しておりますが、一つは、市内特別郵便という制度がございますが、これは現在法律で、重さが百グラムまでという制限

がございます。今回これを省令で変えることができたならば、二百五十グラムまでの重い市内特別郵便を設定しようかと、これによってコストの安い分野で需要がふえるんじゃないかと思っております。もう一点は、定形外郵便物でございます。大型封筒でございますが、これの重いと、今私どもも五百グラムを超えるところで検討をしております。これが小包に比べてだんだん重くなると非常に高い金額になっておまして、需要を殺している疑いがございますので、これも値下げによって需要喚起ができるんじゃないかと思つて今検討中でございますので、法律改正後、またこの事業財政の行方なりを見ながら早急に結論を出したいと考えております。

○橋本孝一郎君 とりあえずはそういう方向での企画がされているようでありませうけれども、やはり事業体でありますから、もちろん単年度における決算状況を見なきゃならいけれども、ある程度値下げをして需要の拡大を喚起していく。初年度は仮にそのことによって収入の伸びが悪くても、さらにそれを受けて次年度に、次のとき拡大していくという、いわゆる商売のこれは普通当たり前のことですから、そういう面での長期計画というものはないんですか。

○政府委員(田代功君) 今後の料金の長期計画というものは今つくつておりませんが、基本的な考え方、今先生おっしゃったとおりでございます。まず、値下げによって収入が減つても、長期的に見てこれが需要増につながって収入増につながるならば、むしろ値下げした方がいいと、こういう気持ちでいろいろ検討しております。

○橋本孝一郎君 じゃ、プリペイドカードに関連する問題についてお尋ねしたいと思つてます。これもいろいろ御質問ありましたけれども、このカードの利用に伴って安全の確保ということも非常に重要になってくると思つてます。いろいろな偽造とか、その他機器に対する、そのものに対する安全とか、いろいろ問題あるんですけれども、そういう問題についてどのような対処を考

えておられるのか、お尋ねしたいと思つてます。○政府委員(田代功君) 御指摘のとおり、カードを悪用されますと、私ども大変信用をなくすことにもなりますので、この安全確保というのは非常に大事だと思つております。ただ、これ難しいのはどういふ方法で偽造を防止するかという、そのテクニク自身が実は秘密でございます。各企業からも今内々にいろいろ話を聞いて、企業の持ついろいろな方法を伺っておりますが、企業自身も、やはり現在委託を受けているお客さんとの関係があつて、なかなかむしろ出さない、それが本来の商道徳だと思つておられるけれども、そういう中で郵便のプリペイドカードは、街角で飲み物を買うようなカードよりは、むしろこちらの方が安全性が高くなければいけないんじゃないかという気持ちで、いろんなスペックを今検討しております。安全性の確保については十分気を配つていくつもりでございます。

○橋本孝一郎君 現在、切手やはがきの自動販売機が全国に約七百台、まだ七百台しかないわけでありまして、これには一台二百万円という高い価格もしているようであります。あるいはまた、設置する際には、近くに郵便局職員も配置しなければならぬという余り条件のよくない機器のようでございますが、これは拡大する方向にあるのか、あるいは、それからプリペイドカードとの関連もあるわけですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(田代功君) 今度カードを発行するのに伴いまして今考えていますのは、切手やはがきがカードで自動的に買える自動販売機、これが一つでございますが、これは局の例えば待合室ですとか、あるいは局の周辺ですとか、そういうところに置いていこうと思つてますが、これは初年度はひとまず三百台からスタートいたします。将来どんどんこれをふやしていきたいと思つてますが、それが一つのグループでございます。それからもう一つは、郵便局の窓口の職員のところへ置きまして、お客が来たときに小銭で、現金でなくてカードで支払うことができるようにし

よう、私たちはカードリーダーと言って、カード減算と言っておりますが、これは窓口事務も簡単になりますし、小包のように多額なものもそれで払うことができるということになりますので、これは初年度四千数百台、ですから二万の郵便局の中から四千局ぐらいにまずスタートとして置いていこうというふうに考えております。

○橋本孝一郎君 今の自動販売機はいいんですが、プリペイドカードそのものも局で金を入れて買えるという自動販売機のことなんです。

○政府委員(田代功君) 失礼しました。カードの自動販売機は、スタート時点ではまだ設置の計画ございません。あれもこれも一度にという能力もないものですから、当面は郵便局の窓口なり、あるいは切手の販売店なり、こういうところでカードを売っていかうかと考えております。

○橋本孝一郎君 カードには例え既に発行されておるJRのカードとかあるのはNTTのカードがあります。この利用範囲というのがある程度限定されておりますね。この郵便のプリペイドカードの場合には先ほどおっしゃられた、このカードを持っていて、切手のかわりにやってもええのと、か、そういういわゆる利用範囲について、何か今までのこのNTTとかJRという以外の、幅広い利用の方法というふうなことを将来も含めて考えられているような計画ございますか。

○政府委員(田代功君) 現在の法制上、紙幣等取締法とかいう法律ございまして、現在のその法制度のもとでは一枚のカードで何でも買えるというものはまだできないわけでございます。これは政府内部でいろいろなことに絡みございまして、その辺の法整備ができましたら、これ多目的カードと言っておりますが、こういったものがどんどん出てくることになるかと思っております。したがって、私も現在考えておりますのは、郵便の利便上必要なものということで、JRなりNTTのテレホンカードと似たようなものですけれども、郵便の利用上必要なものということで、郵便はが

きや切手や現金封筒ですとか、あるいは小包を入れる箱とか袋とか、そういったものをとりあえず対象にしていこう。これが多目的のほかにいろいろ使えるようにならしたら、例えば「ふるさと小包」の代金もこれでそのまま払えるとか、あるいはほかほかも広げていく夢は持っております。

○橋本孝一郎君 次に、先ほど出ておりましたけれども、民間のDM、宅配便、これとの関係について、三つお尋ねしたいんですけれども、ダイレクトメールでもあて名なしというのがほとんど入ってくる、これは郵便物じゃありませんし、郵便物じゃありませんと、あて名も書いて、しかも郵便物が飛び込むわけなんですけれども、これなんかまさに郵便、いわゆる郵便事業の独占という城郭と完全にラップしてきておるといふ、非常にその対策も考慮されているようにありますけれども、郵政省としてこれとの関係をどのようにこの矛盾を解決していくお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(田代功君) 確かに今民間の方大変知恵を働かされて郵便が便利になっていますが、非常に郵便に似たものを売って出しておられる方がふえてきております。郵便は郵便局の独占なんです、が、なぜ独占かといふと、やっぱり郵便事業というの、山間僻地も含めて全国均一料金で、しかも安い料金で、しかも国民の基本的な通信手段、最後のよりどころという意味で今のよう仕組みができ上がっていると思っております。この仕組みが成り立たないようなことを放置するのはいかかと思っております。私もその法律を振りかざしてどうこうするだけではないかと思っております。けれども、どう見ても今の郵便と同じではないかというものも二、三見受けまします。今いろんな角度から検討しておりますが、昨年一年間で見たか、去年の十二月に突はいろんな資料をとってみましたところ、郵便局に誤配がありまして、私あてでないのが入って来まして、持ってきた

たのが二百二十三件ございます。全部郵便じゃないんですね、実を言いますと。民間の方が間違えて配ったのを、お客さんはそれは郵便局が配ったと誤認をしておられた、こういうのが非常に最近ふえてきておりますので、このまま放置しますと、やっぱり私どもの事業運営にとっても非常に厄介な問題になりますので、何らかの手を打たなければいけないのじゃないかと思っております。検討しているところでございます。

○橋本孝一郎君 これ非常にいろいろな新しきことを考えてきますので、やはり早いうちにこういうものはきちっとしていかなければ、やはり独占という問題との矛盾が出、しかもまた、そこから逆に郵政自体もそれと同じようなことをやり出したら、それ自体を認知していくことになってきますし、非常に問題がこれ解決しにくくなっていくんじゃないかと思っておりますので、その点を意見として申し上げたいと思っております。

それから次に、国際郵便についてお尋ねしたいのですが、国際郵便も円高、あるいはその前の料金値下げ等で非常に値下げされました、これある意味においては、私はこれからの郵便事業の成長の一端だと思うんです。現在、この値下げ実施に伴ってどのような効果が出ておるか、まずお尋ねしたい。

○政府委員(田代功君) 国際郵便の料金の値下げは昨年の四月とことしの四月の二度にわたって実施いたしました。昨年は平均一〇〇、ことしは一二％ですが、特にことしは平均は一二％ですが、需要の多い例えばアメリカあたりなどは二〇％を超える割引などいたしました。これも需要喚起をねらったわけでございます。

その効果でございますが、一年間の郵便物の数で見ますと、昨年の四月の値下げ以後の一年間、つまり六十二年度の一年間は前年度に比べて郵便物が二％の増加にとどまっておりますが、しかし、これは実はじり貧でございます。実は六十年までは若干減っておったものでございます。前年の七・六％減っておったものが、六十二年度

二％の増加に転じたということで、この値下げの効果も数字としてあらわれたんじゃないかと、こういうふうにお尋ねしております。

それからまた小包ですが、失礼しました、ことしですが、まだ四月が一月分ですので、余り傾向を占うにはちょっと早過ぎますが、これも前年の四月に比べますと、通常郵便では二・七、小包では八・二％という伸びを示し始めました。こういう意味で、やはり値下げによる価格弾力性といえますか、それが如実にあらわれているというふうに分析しております。

○橋本孝一郎君 ではそれと関連しまして、これも新聞の報道ですけれども、最近五月からですか六月からですか、ちょっと日時がはつきりいたしません、多分その辺からだと思っておりますけれども、米国の最大の宅配業者のDHLというんです、もう御存じだと思っておりますが、専用の航空機を日本に乗り入れてサービスをやる、郵政省では、大げさに言えば、まさに黒船伝来だなんというふうなことで受けとめられているようにありますけれども、この国際ビジネス郵便ですね、これとの、しかもこれは二十四時間体制で宅配を行うというふうなことも言っておるようでありまして、けれども、最初は東京と大阪だけでもいいけれども、成長部門の一つとして、これに対抗する対策といえますか、を含めてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(田代功君) 仰せのとおり、国際間の郵便というのは、これから国際化が大いに進展いたしますと非常に有望なマーケットでございます。また、そこをねらって外国の業者も入ってきてたんだらうと思っております。御指摘のような新聞記事も出ておりました。何かいろいろまだトラブルがあるようですので、若干延びたりはしておりますが、いずれにしてもアメリカからはかなり大々的に、大規模に専用の飛行機を使って日本、あるいは日本のみならず東南アジア周辺とアメリカとの間の小型物品の運送といえますか、こういうものを旨として参入してくる動きはございま

す。

私ももうこういう動き前からございましたので、これは国内の小包と同じでございます。競争の分野でございますから、まずは商品の内容として民間に負けないようにということで、実はもう数年前から、この国際ビジネス郵便のサービス改善をいろいろ実施してきております。ここ三年ほどの間に、スタート時にはいろいろ制限をつけておりました取り扱ひの内容とか、相手先の国でとか、そういったものを、それから重量ですとか、こういったものをどんどん緩和しまして、かなりのものがこの国際ビジネス郵便で送れるようになりまして、これもアメリカの主要な都市へは翌日か翌々日には着けるような飛行機の利用してサービスしております。おかげさまでこの国際ビジネス郵便も、例えば六十二年度だけとりますと、前の年に比べて倍増いたしております。まだトータルは数の少ないんですが、三十万から六十万へと倍増するような勢いで伸びておりまして、値段は高いけれども、速いサービスというものが顧客に受け入れられているという側面があらわれているように思っています。

しかしながら、外国からの乗り入れ、あるいは国内業者もこの辺非常にいろいろまた新しいサービスを提供してきますので、私もこれに負けないような覚悟でいきたいと思っております。今具体的に考えていますのは、国内でも実施します追跡システム、これはお客から預かりました国際ビジネス郵便が、アメリカならアメリカへ配達になった後どうなったかというのが瞬時にわかるような仕組みを現在構築中でございまして、アメリカとの間ではおおむね話がつきましたので、ことしの十月から日米間でまずそういうシステムを採用しよう、あと順次カナダやフランスその他のヨーロッパ諸国とも広げていこうかと。これによって荷主の信頼がまた高まると思っております。そのほか、お客様のところにいくサービスなどもこれからも一層強化したい。こういうことをしながら、民間に負けず劣らずいい意味での競争によってバ

イを大きくしていきたいと、かように考えております。

○橋本孝一郎君 最後に、通告してありませんけれども、大臣にちょっと、退屈のようですから。先日、ヨーロッパへ行かれまして、VAN国際会議に出席なさっていて、いろいろと国際的なそういう関係についてのお話し合いがあったと思っておりますが、可能な範囲でひとつその結果について御説明願いたいと思います。

○國務大臣(中山正暉君) この間二十八日から連休を利用していただきました。フランスとそれから英国へ行かせていただきました。

フランスへ入りまして、フランスでは、パリという町は、ヨーロッパに五カ所に向かって放射状に出ておりますが、リヨンという南の方へ向かいます駅に参りまして、TGVの超特急郵便列車というのを見てまいりました。日本は、郵便局のマークは赤がイメージでございますが、向こうは黄色のようでございまして、真っ黄色に塗った最新型の新幹線が全部郵便車になっていて、中から見ますと、通路側に郵便袋がずつと全部積まれている。そして、一人で真夜中に運ぶようでございます。日本では狭いところにたくさん人の人口がおりますので、ああいう郵便列車は走らすことができないという感じで見えておりましたが、ほかには飛行機も十八機持つておるといふことを言っておりました。夜中に飛行機で運ぶんだそうです。ターボプロップのプロペラ機で、音が低いように配慮をしているという、ストラスブールの飛行場で偶然本物がとまっているところを見ました。

リヨンの駅で超特急郵便列車を見させていただいて、それから四時間半で今度はドイツとの国境に近いストラスブールという町に参りまして、その郵便局を見せていただきました。ストラスブールというのは国際交換局になっております。日本で、日本からフランスに行きます国際郵便が大体三百五十万通、フランスから日本に来ますものが四百五十万通で、百万通の差があるようでございますが、シベリア経由で入りますものはみんなその

ストラスブールの国際交換局に入るようでございます。そして、その郵便局の建物の中を上から下まで見せていただきましたが、おもしろいと思いたしましたのは、郵便番号はありませんが、みんなこうバーコードで打ち込んでいくようでございます。なかなか手の込んだことをしているような印象を受けました。中には判読不可能なものは拡大機にかけて、五十分働いて十分休むんだそうです。が、そういうものではなくて判読しがたいものをずっと明確に書いていくということもいたしておりました。それから、判読機は東芝の機械が入っておりまして、それが非常に印象的な感じがいたしました。

ストラスブールの局の方々と夜も話をしました。が、国境の町でございますので、昔、フランスになりましたり、ドイツになりましたり、いろいろ問題が起ったところで、紛争の場所になったところでございます。郵便局長が、自分は五回国籍が変わったというのを言っておりました。私は小学校が五回変わりましたと、戦争中のお互いの悩みみたいな話まで出ましたが、そのストラスブールというところがそういう紛争解決の象徴的な場所だということで、ECの本部がありますものですが、ECの本部にも伺いまして、ユングというECの、十二カ国でございますが、ほかにはポルトガル、それからスペインも入りました二十一年の国連評議会の議長にもお目にかかってまいりました。

それから今度は、取って返りましてパリへ行きまして、ロンゲという郵電大臣にお目にかかりまして、電気通信に關しまして、英国と同じように、ひとつ国際VANというものを何とかフランスとの間でもやりたいものだといふ話をしまして、私も聞いたが、大変誇りに思いましたことは、日本の電気通信事業法を参考に取寄せた、それを今翻訳をして、それで法制を確立したいという思いでおるといふこととございましたが、大統領選挙の結果によつては総辞職をシラク内閣がするの

になるであらうと。国会が解散になると、少しその方もおけるといふような見通しを話しておりますが、御承知のような結果で、シラク内閣が総辞職をいたしましたから、四十一歳の若い大臣でございますが、大臣がかわるようでございます。

それから英国へ入りまして、英国とは五回目の電気通信国際VAN協定をいたしました。その結果文書の交換を、国際VANに關するいろいろなプロトコルの問題で文書の交換をいたしました。それから、電気通信関係の新しい光通信とか、それからバイオ通信に対する協議を始めると、そんな約束も取り交わしてきたというのが、大体大ざっぱなフランス、英国を旅行させていただいた内容でございます。いろいろお世話になりました。たこと、ありがとうございます。

○橋本孝一郎君 終わります。

○青島幸男君 先ほど来皆さん方の御質疑をお伺いしてございまして非常に不安に思いましたのは、料金の決定方法の改善と申しますか、改悪と申しますか、この法律が決まると、従来の法定による料金の決め方の枠が外れて、省令でいじれるということになるということで、現在の状況から考えますと、大変に収支もいいうであります。値上げが即に行われるということではなさそうなので、そのところはちょっと胸をなでおろすところもあるんですが、これはこのまま今のようない状態が幸いに続けば結構でございますけれども、一回法律になってしましますと、局長もそれぞれの思いがあつてこれ御提案になつていと思ふんですけれども、その思いが局長もかわられ、大臣もかわられ、我々もいなくなりまして法律はそのまま存続するわけですから、つくった人あるいはそのこもった願いがそのまま反映されるとは限りませんで、勝手にひとり歩きしますと、その状況が変わった場合に勝手にどんどん値上げができるというようにも現実として起こり得るわけですね、理論的には。その辺考え合わせますと、多少の危惧がないで

もないんですけれども、いろいろなものがはまっています。いろいろの説明を聞いておられますうちに、そういう状況はなかなか幸いに来ないだろうと。ですから、その思いがそのまま反映できて、弾力的に運営すること、一層郵政が活力ある行動ができるんじゃないかというところに期待をしまして賛成をいたしますけれども、その危惧の念だけ私持っていることはここで明らかにしておきたいと思ひます。

それから、引き続きまして、災害時における郵便料金の問題などは、これ問題ないと思ひますが、プリペイドカードですけれども、先ほどからお話伺ってまして、だんだんイメージがつかめてきましたけれども、余り期待はできないんじゃないかという認識がありますね。

と申しますのは、郵便局へ行つて、何がしかのお金を払つてカードを買うわけですね。そのカードで切手なりはがきなりを買う。大抵の場合、具体的には郵便局へはがきの目的で行くわけじゃない。切手を買うか、はがきを買うかで行くわけですから、大抵の家では、その都度郵便物を出すために切手を買うのではなくて、切手というのは大抵買ひ置きがりますね、はがきもそうだと思いますけれども。わざわざ出かけて行くんだから、切手か、はがきそのまゝ買って、カードは買わないんじゃないかという気がしますね。

そのプリペイドカードを発行することを思ひつかれたその根拠にあるものは、やっぱりNTTのあれがやたらに便利で、非常にうまくついているところから、何とかあれに倣つて、うまいぐあいに利潤を上げると申しますか、漁夫の利が得られることがもしあったらあるんじゃないかというふうなことで、そういうお考えが根拠にあつて出されたんじゃないかという気がしますね。

というのは、ここでもさんざん議論がありましてたけれども、NTTの場合は、まさにこれは歴史的な成功のように見えます。とりあえず先に金は取っちゃう、それから一々の公衆電話に人が行つて、かぎをあげてお金を取ってくるという手間が

まず省ける、それから勝手にコレクションとして死蔵してしまふ分がある、少し残つた分は使わずに捨てるだろう、あるいはなくしてしまふ人もいるかもしれない、そういうようなあまたのことを考えますと、何得にもなるわけですね、あれは。まさにあれは電話機、公衆電話という、ああいうシステムがあつてこそ有効なんでありましてね、あれから比べますと、オレンジカードにしても地下鉄のカードにしても、それは魅力のあるものとは思ひません。ましてや、当面切手とはがきしか買えないというカードが、そう人々の名刺入れやポケットに一枚ずつ渡るといふようなことを期待なすつたら、これは無理だと思ひますね。

それから、どんな魅力的なデザインを施しても、恐らく今あるテレホンカードが市場で何倍だか何十倍だかで取引されておるといふようなことも聞きますけれども、そんなようなことになるはずもないかもしれないし、またそれを期待して出されるのはむしろおかしい話でありましてね、それこれ考えますと、このカードを発行して、しかもそのカードで、そのカードを持って郵便局へ参りましてね、局の何というか減算機ですが、それでやつてもうらくらいだったら、金払つて済ました方が速い。

このカードが最もその機能を発揮するのは、機械にカードを差し込むと、その機械に内蔵された機能が自動的に切手を出し、はがきを出し、しかも減算も行つていくことが一体になつて、初めてカードの機能というのが出てくるわけですね、そういう機械を各郵便局の局舎だとか、あるいは局舎にあつてもむしろ意味がないと思ひますね。そこに人がいて、窓口があるんですから、金出せばいいわけですね、むしろカードが意味を持つのは、日曜とか局が休みの日にも表にそういう機械があつて、そこにカードを入れると切手が出てくる、そういう状況こそこのカードの意味があるわけですね。

ですから、先ほどもお話出しましたけれども、切手の自動販売機だけでも二百万も三百万もかかる

という、カードを入れて即座にそれが機能する機械をつくつて、それを各郵便局の局舎に配付するといふ金額を考えますとね、これは出入りを考えると、決して得な勘定にはならないと私は思ひますね。こういうことをお考えになつて、やはりやつてみないやわからないことは確かですけれども、それこれ考え合わせますと、どの程度のことをお見込みになつておられるかわかりませんけれども、そんなに魅力あるものにはならないように私は思ひますが、その点はどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(田代功君) 私ども今回の法律改正にこのカードの導入を御提案いたしましたのは、社会がだんだんカード時代といひますか、キャッシュレス時代といひますか、そつちの時代に移つておられます。そういう意味では、郵便局のサービスもカードで買えるようにしておきたいのは、これは時代の流れとして必要だろうというものがまず出発点でございまして、いずれはこういうカード社会に取り残されてしまふ、放置しますと。こういうことのないようにというのが、実はもとの基本的なスタートの考えでございまして。お話のように、テレホンカードほど爆発的に売れるとはやはり私ども今のところ考えられませんが、便利は便利になりますので、どの程度ふえるか、これはまた本当にやってみなきゃわかりませんが、私もやる以上はできるだけ売れるようにしたいと思ひつておりますが、テレホンカードとは確かに違ふと私も思つております。

それから、もう少し長期で見ますと、多目的なカードもいずれは世の中に出てくる時代になりますので、このカード一枚でいろいろなものが買える時代が来るんじゃないだろうかと。それに備へておく必要もあるかと思ひます。郵便局だけとりまして、今お話にございました、一々切手を買わなくても、カードを差し込めば手紙に切手相当分の証紙がついてポストにポストと落ちるという仕組み、これは私たち夢物語ではなくて、例えば、今小包について実はこういうことで

きないかといふことを本気で検討しております。つまり、郵便局の窓口が閉まつておつても、例えばロッカーのようなものをデパートにでもつくつておいて、そこにお客さんに来てもらつて行き先と重さ、ばん、ばん、ばんとボタンを押してカードを入れれば、もう自動的にストンと小包が中に落ちるという、そういう仕組みも技術的には可能なるものから、将来こういう方向へ行くには、やはりカードも使えるようにしておくと必要あるかな、あれやこれやの思ひを込めて提案した次第でございまして。

○青島幸男君 実は切手の自動販売機というのは明治のころからあつたそうですね。一銭五厘入ると切手が出る。その機械を私、さるテレビのクイズの番組で見たんで、定かじゃないんですけども、それは郵便物を入れる窓口がついていて、ね、ですから、はがきなり封書なりを持ってその場へ行つて自動販売機に一銭五厘入れる、何がしかの金を入れると、それに相当する切手が出てくる。それをその場で貼付をして、しかも、それと直結といひますか一体になつた郵便ポストがありまして、そこに挿入できるようになっておる。大変すぐれた機械のように私も見ましたけれども、ただ、いずれにしても明治のころですから、まだ人件費も安いころで、それほど機械に価値が認められずに流れてしまつたさうですけれども、現在の自動販売機が隆盛をきわめてゐるのは、やはり簡便さもさることながら人件費の問題もありますしね、それからそういう機械の機能もよくなつたといふこともありますね。

貨幣の選別の能力だとかといふのは非常に高くなつていますから、そういう総合的な力が今日の自動販売機の隆盛を見ているんだと思ひますけれども、だから、例えば郵便局あるいは郵便局のそばのたばこ屋なんかで売つてゐるわけですね、切手なんかも。そこで両方休みだといふようなときに、ポストのそばにその機械があつて、カードを入れると切手が出てくるというふうなことになる、これは理想的だと思ひますし、それから局

長今言われましたように、ロッカーのようなものがあって、そこに適当に決められた大きさのものを置いて自動的にかぎが締まる。そこへカードを差し込むと、カードから減算して自動的にそれが運ばれてしまうというようなことができれば、それは確かに便利にはなりますけれども、その機械をつくること自体に相当の金がかかることは事実でして、それを各所に配置するというくらいだったら、今の窓口を改善する方がもっと早いんじゃないかという気がしますね。

このカードは、いずれにしても今切手とはがきの販売だけにしか用いられないけれども、先々そういう夢を込めているんだというお話で、これを端緒にするというのならわからないじゃありませんか、この上に非常にユーザの利便を考えて、どんなに宣伝をしても、呼びかけても、実際に利便なものでもない利用されないということも腹の底に据えまして、どうしたら使ってくれる方々に大考えにならないと、ただ追従型にテレホンカードもいい、オレンジカードもいい、じゃうちも出しましようというような精神でやりますと、むしろ足をすくわれることにはならないかということを考えておりますけれども、その点もう一度お尋ねします。

○政府委員(田代功男) 確かにカード時代ではあります、カードを出したからといって、すべてが受けるというつもりは毛頭ございませんし、テレホンカードとは機能的にも大分違いますので、郵便のカードの普及というのは、あの爆発的な伸びはないと思います。ただ、申しましたように、これからのカード時代にそなえて、いろんな準備をこれから私どももしていかなきゃいけない。そのためには今からこういうことを手がけておく必要があるということはあることだと思っております。

それから、先ほどお話ございました明治のときの、昨日御指摘ございました調べてみましたら、確かに通信博物館に現物がございます。明治三十

七年に当時としてはやはり西期的なアイデアのポストだと思いますが、そういうポストも私どもの先人が既に研究してきた形跡もございまして、私もこれから先、将来にわたって魅力のあるシステムといえますか、そういうものを考えることを考えていきたい、こういうつもりであります。

○青島幸男君 なるべくその線で御研究になられるように要望いたします。

それで、先ほど来気がついておることですけれども、大臣も局長もお客様という言葉をお使いになつていらっしゃる、先ほどからこれはやっぱり十年ぐらい前はなかったことだと思えます。やっぱりユーザとか利用者とか言つてましたよね。ところが、局の方々があえてお客様という言葉の使い方をなさるといふその精神が、そのお心遣いが今日こういういい経営状況をもたらしているんだと私は思っています。やっぱり郵便局の窓口を訪れる方々が、このごろ郵便局変わったなという認識をかなりの方々が持つて持っているように見受けまます。それはやっぱり局の、あるいは省のそういう姿勢が表に出てきて、ユーザといいますが、お客様方に理解をされて、信頼されてきていっているんじゃないかと思いますが、それは高く私は評価したいと思っております。

それにしてもちょっとおかしいということもあるんですよ。というのは、こういう投書があるんですよ。すけれども、「新しい図柄の四十円切手が発行されたことを知り、さっそく買いに行つたところ、旧切手を売り尽くすまでは売れない」と言つて断られたと、こういうのです。お客様はお客様として、ユーザを大事にしている割には、これちょっとおかしいんじゃないか。それでその方はこう言つておられます。「あいさつ状に使おうと思つた百枚の切手は、いつもと同じものになつてしまいました。こんなことなら、わざわざバスに乗つて本局まで行く必要はなかった、」こういうことを言つておられるんですね。こういうことは指令を出しておられるんですか、ここにあるように。あ

るいは手続の違いがあつたのかどうか、お尋ねします。

○政府委員(田代功男) 全く恥ずかしい話で、完全なその郵便局の職員のミスでございます。

新しい図柄の切手を出しましたのは、従来四十円が葉の花で、六十円が三つ鐘でございましたけれども、もうあのデザインになりましたから十数年たちますし、あの三つ鐘がちょっと余り評判がよくないというようにございまして、今の四十円、六十円というのは一番たくさん使われる切手ですので、図柄も一つにしないで複数にしよというつもりで、まず手始めに貝のシリーズで四十円と六十円を出しました。したがって、私どもの指導は、売り出し直後だったものですから、あるいはその局にストックが少なくてそういう気持ちになつたんだと思ふんですけれども、お客様の希望に応じてでも差し上げられるようにするというのが郵政省の考え方でございます。指導不行き届きで申しわけございませんでした。

○青島幸男君 それを聞いて安心しましたけれども、やっぱりそれはそれこそ本末転倒ということと、こういう事故のないようによろしく御指導のほどを要望しておきます。

それからもう一つ、極めて基本的にこのごろ考えるんですけれども、十年一日と申すすけれども、百年一日のごとくに切手の裏ののりがありやうは変わりません。最近ああいふのはないですよ。あれ、タックラベル方式とかいうやうですけれども、ちょっと何かべたべたしたのりがついていまして、その裏につるつるの台紙についています。子供のお菓子のおみやげに入っている、何かあれを子供に渡すとタンヌやなんかに張つてしやうがないんですけれども、ああいふ簡単に張れる粘着性のものがついたのりがありますね。ああいふ形にどうしてできないんでしょうかね。あれにしたからといって、さほど金のかかるものでもないし、あれ本当に百年一日のごとくに、いまだに我々切手をこうやって張りますけれども、あれ

は余り新しくないと言つては何ですけれども、百年変わらぬというの何か特別の理由があるのかないのか。あるいは今までこうしてやってきていたんだから、あれはあれでいいじゃないかということなのか。あるいは自動販売機なんかに入れたまして作動させる場合、ああいふのりは、それこそ六月の梅雨どきなどにお互い同士がくっつきやうたりなんかしてよくないんじゃないかという気がするんですね。ですから、あのやり方を変える方が、一般のそれこそお客様の利便を供するんじゃないかという気がいたしますけれども、何か特別な理由があつてあののりに固執しているのか、そうでないのか、お聞かせいただけますか。

○政府委員(田代功男) ちょっと私、事前に調べていまして、的確なことは申し上げられませんが、結論としては宿題としてお預かりしたいと思ひますが、一見変わつてないやうですけれども、たしか専門家の話ですと、あの裏につけていけるのりには随分苦労してまして、なめないう間はなるべくくっつかないでという、何かそれなりの苦労をして改善を重ねてきていることは事実でございます。しかし、今お話しのようにあの方法、今までののりでない、基本的に変わるかどうかという議論は、まだちょっと私、今こゝでわかに御説明するほど知識ございませんので、宿題としてお預かりさせていただきます。

○青島幸男君 接着剤に関する化学は大変に進んでおります、局長今御答弁になつたやうに、あれはきつと変わつていゝはずで、非常に分子構造をいろいろ究明したりして、あれはきつと百年一日のごとくじゃなくて、いろいろ構造も変わつていゝんだと思ひますけれども、いゝそれならそういうタックラベル方式といゝますが、シールといゝやうなあの格好にしても決して悪いことではないといゝ気が、あれはシールにするとかさばるからとか、そういうことじゃないと思ひますね。

ですから、例えば切手に、私、このことを自分

で持ち出しておいて、余り感心できないと思つて
いるんですけれども、何でも懸賞にして、ナンバ
ーを振つて、くじをつけて売ればそれでいいとい
う筋合いのものじゃないと思うんですよ。切手に
まで数字を打つてくじにしようとか、こういう考
えでしょう。しかも切手に消印があると、切手に
打ったナンバーが非常に判読しにくくなるんじや
ないか。ところが、それはちゃんと新しいインク
を開発したから、消印で煩雑に読み違えるような
ことのないような工夫もしておりますと言ふくら
いでしたら、いっそのことシールにして、そのシ
ールの台紙の方にナンバーを入れておくと、あ
るいはシールの台紙の余白に広告をとるとか、そ
のぐらゐのアイデアを出してやってみたらどうだ
ろうという気さをするんですよ。何でもナンバ
ーが打つてあつて、くじになつていけば売り上げ
が伸びるからというので、切手にまでやればいい
んじゃないかと、それこそ追従型で余り知恵のな
いやり方じゃないか。あの台紙を考へていった
ら、きつとまた違ったアイデアが出てくるんじや
ないか、その辺御検討いただけますでしょうか
ね。

○政府委員(田代功君) 切手にくじをつける話は
実は昨年の通常国会で法律改正をお願いしたばか
りでございますので、ことしの暮れに出すような
今準備をいろいろいたしております。くじのつけ
方その他は、今お話しのように、消印でも消えな
いようなとかいろいろ苦労はしておりますが、ひ
とまずそれはそれで実行させていただきたいと思
つておりますが、それ以外にやはり切手を使つて
いろいろ夢のある、そして私どもの商売にもプ
ラスになる切手の使い方については、またひとつ勉
強させていただきたいと思ひます。

○青島幸男君 さまざまなアイデアが局員の方々
の中になつてあるはずですから、なるべく広く皆
さん方のお知恵をおかりして、それこそお客様方
も喜び、省にも経済上の利益をもたらす、値上げ
をしなくていいように、一日でも先延ばしできれ
ばいいんですから、そのようにしていただきたい

と思ひますし、そういう工夫を持っていられし
る方かなりおいでになるはずだと思ひますね。

それからもう一つは、小包の問題なんですけれ
ども、現在のところは小包持つて局へ行つても、
祝祭日休みですから発送できませんね。ところが
が、一般の宅配便という民間の業者は日曜でもや
つてくれるわけでしょう。そうすると、どうしても
日曜分というのとはられてしまひますね。それで
一般の二、三私も近辺で聞いてみたんですけれど
も、普通の勤務者、普通は朝勤めて夕方帰つてく
るというのを日常的なパターンにしている大方
の勤務者の方々は、例えば新たに夏物を出してみ
たけれども、どうも子供が成長して着られない、
じゃ田舎へ送ろうじゃないかというふうなとき
に、主婦の方が、お父さん荷物こしらえてくださ
いと言つと、わかつたわかつたと言ひながらな
なかなできないですね。でも大抵の場合、日曜とか
祭日にやるそうですよ。それでつくつたものはす
ぐ発送したいと思ひますが、あつ、きょう郵便局
休みだということになると、宅配に流れるわけ
ですね。その辺も小包の発送の日曜による偏り方と
か、小包を発送する方々の動向ですね、大体どう
いうときに小包をつくつて出すかという、その時
期なり行動パターン、そういうものをやっぱ研究
究しておいた方が、それはお客様に利便にも供す
るし、物数も当然多くなりますわね。そういう配
慮でアンケートみたいなのをとつたことありま
すか。

○政府委員(田代功君) 残念ながらまだそういう
調査をしたことはないやうであります。

○青島幸男君 でも私の言つてゐることはわかる
でしょう。一般の普通の勤務者の方々が郵便局で
小包を利用するメーンのお客様だと考へてもいい
と思ひますね。そういう方々の生活の動向なり小
包を出す動機なり、日曜なりというものを明確に
調査してみれば、日曜にやることがあるいは利便
を図ることになりはしないかなあとか、そういう
ことは当然考えられると思うのです。そのため
に郵便局のすぐ近くにいて、いつも御利用してい

ただいてゐる方なのに、その方に民間の宅配業者
に行かれてしまふという事だつてありやうな気
がしますし、夜間サービスまでもやろうというよ
うなお考へがあれば、例えば局の方々の労働を過
重にさせてしまふということも考へなきやなりま
せんけど、それはそれなりにローテーションを
組んできちつとやればできないことはないという
ような気はするんですが、その辺、必ず祝祭日
は休みで一切受け付けませんというところは堅持し
ていかなきゃならぬことなのか、あるいはその
日でも受けられるようなサービスの門戸の広げ方
も検討できるんじゃないか、労働過重にならない
範囲でとか、さまざまな工夫がなされてしかるべ
きだと思ひますが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(田代功君) 非常にお話の趣はよくわ
かりながら難しいなあという気がしますが、それは、や
はりうちの職員の問題でございまして。ですから、
土曜、日曜という皆さんが休むときにむしろ開く
べきじゃないかという意見もございまして。交代で
休んではどうかとかいろいろございまして、今の
時点で郵便局の窓口を日曜日にあけるといふの
は、かなりのこれはうちの内部のいろいろな手だ
てを考へる上では大きな問題だと思ひます。現在
でも集配郵便局は午前中だけはせめて開いており
まして、午前中窓口を持てていただければ受け
付けられるやうになつておりますが、これでは
やはり今のお話のやうなパターンの方にはどつち
かというところ方にならうかと思ひますので、必ず
しもその役には立つておりません。

あと、今考へられますのは、郵便局以外の例え
ばスーパーだとか、切手販売店とか、そういうと
ころで小包をお預かりするやうな仕組みは今どん
どんふやしておりますので、これを利用していただ
ければなあという気もございしますが、いづれに
してもちよつとこれは大きな問題ですので、これ
またひとつ宿題にさしていただければと思ひま
す。

○青島幸男君 それでいいんです。ですから
私、正規の社員あるいは職員の方に日曜出勤して

もらつて、きちつと取り扱いをしなさいというこ
とを別に要求しているわけじゃないんです。た
だ、今言われたやうな日曜でも扱えるやうな手だ
ては逐次広げていくと、ほかに委託するにしても
何にしてもですね。そうしていけばきめ細かなサ
ービスが一層できるんじゃないかという気がして
いますので、そういう御要望を申し上げたわけ
です。

それからもう一つは、手数料の一通につき三十
円という、払い戻しといひますか、手数料です
ね。例えば、私のところへ局員の方が訪ねてこら
れて、郵便料金不足しております、十円不足して
いるんですけどと言つてこられて、手数料があり
ますからと、四十円取られるわけですね。そうす
ると、一般の方々やっぱこれは直した方がいい
と思ひますよ。例えば、ちよつと手がすいた
から、うとうとくつろいでいるところへ
どんどんとたたかれて、はいって言つて出てみる
と、お宅の郵便物ですけれども十円不足していま
す、そのほかに手数料三十円いただきますという
と、おれがミスをしたわけじゃないじゃないか
と。とろろしてゐるところをたたき起して四十
円持つていくとは何事だというお怒りは当然の
ことだと思ひます。これは今度やめるわけだ
ね、三十円。

それはそれでいいんですけれども、私もうかつで
わかりませんでしたけれども、同じ定形の封書で
も二百五十グラムを超えたと七十円になるん
です。二十五グラムですか、二十五グラムを超え
ると。それで、そのトラブルが多いやうです、伺
つてみますと。というのは、このごろは写真など
を同封しますと、便せん六枚程度で二十五グラ
ムとか伺つていますけれども、そういう多少と思
ひを込めて手紙を書いて、その上写真なんか同封
しますと、二十五グラムを超えることは割合間々
あることですよ。そうすると、いつもの習慣
で、同じ六十円で届いているからというんで、六
十円の切手を張つて投函すると、先ほど申したよ
うな結果になるわけですね。ということ、十グ

ラムふえますと七十円になりますよというこのPRが足りないんじゃないかという気がするんですね。

私も二十年間、通信委員としてここに御厄介になっていましたけれども、うかつにもそのことは失念しておりました。ですから、出す方も悪意がなくて六十円の切手を張って出すんだらうと思うんですね。受け取る方は何も知らないから、たたき起こされて四十円取られて、不愉快な思いをする。しかも、局員の方はそのためにわざわざ出かけていて、請求をしなきゃならない。受け取る方も出す方も三者嫌な思いをしてそうなるということ、よって、もっともとはどこにあるかと言え、二十五グラムを超したら十円余計になりますよというこの周知徹底の至らなさがそういう誤解とむだな努力を生むんだと思うんですね。ですから、二十五グラムを超えても十円余計取らないというシステムにするか、あるいはするんならするように周知徹底せしめる手段を講じるか、どちらかしないと、このトラブルは直りません。その点はどんなものでしょう。

○政府委員(田代功憲) 二十五グラムを超えたと料金が変わるといのは昭和四十一年から実施していますので、もう既に二十数年今の仕組みをとっております。私もPRしているつもりではございます。例えばいろいろな手帳などに全部入っておりますが、こういうところにも郵便料金を入れてもらうようにとか、そういう働きかけもしておりますし、いろいろ手を打ったつもりではあります。残念といえ残念、私ども手の打ち方が何かまだ抜けていたのかとか今いろいろ反省はいたしますが、いずれにしても一本の料金にするのも、これまた六十円に統一できればいいんですけども、全体で今一五%程度が七十円でございます。七十七円の一五%ぐらいでございます。これ一種の値下げみたいなものですけれども、それも今の時

点ちょっととりにくい、じゃ途中の料金というのどうだかと思う。いろいろございまして、ちょっと結論的にはやっぱり今の料金体系にして、せつせともう少しPRの方法を考えるべきなのかなあというのが、今の時点での私どもの考えでございます。

○青島幸男君 その辺のところをもうちょっと詰めていただけると、むだなトラブルといいますが、三者嫌な思いをしてというようにすることは避けられるんじゃないかという気がします。ダイレクタメールみたいに決まっていなくても出すその一五%は、もう既にわかってやっているわけですからね、トラブルも少ないでしょうけれども、私信です。問題は、ですから、私信とダイレクタメールとの区別を局で一々やるということもこれはなかなか面倒なことかもしれませんけれども、その辺のところをもう少し詰めて考えると、このトラブルを避ける手段が見つかるかもしれないということだけをアイデアとして申し添えまして、御検討いただくように要望します。

○平野清君 せっかく青島先生がユニバースに御質問されたんですが、そこでちょっと田代局長さんにお伺いしたいんですが、切手や印紙は売ってやるのか、置いてあるから買いにこいというのか、買っていただくのか、どちらですか。

○政府委員(田代功憲) 切手やはがきは、基本的な考えでございます。

○平野清君 そこで、ちょっと大臣にお伺いしたいんですが、先般、今出ております法律の提案理由の説明書、大臣恐らく何げなくお読みになっているんだらうと思うんですが、「この法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、第一郵便物」ずうと書いてあります。「利用者に対するサービスの向上を図るため、切手類等の給付を受けることができるカードを」発行する。三カ所「給付」「給付」と出てくるんですね。先ほど青島先生もお客様というお言葉がしょっちゅう出てきて、大変

今の公共事業の好成績につながったと褒められたわけですが、私、よく通信委員会で、郵便局さんの文章は非常に官僚的な文章が多いので、何回も御指摘申し上げて、特に例の不在者とも置き郵便物の、Aさんから私に送ってくるものを取りに行くときに、交付するから取りにこい、何で人が僕のところに送ってきたものをもらいに行くの郵便局から交付されなければいぬのか、早速前の唐沢大臣は訂正をしていただきました。大変よかったと思いますけれども、このように、こういう場合も、幾ら法律案の趣旨説明でも、こういう言葉を使われると、一生懸命お客様だ、お客様だと言葉を御発言なさっても、もっとも我々びんとこないのですよね。大臣、所感を聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(中山正輝君) 確かに一般の目にはなじみにくい言葉のようでございます。「切手類等の給付を受けることができるカードの販売についてであります」という部分でありますけれども、まあできるだけ法令上の用語を使うということでございます。営業活動に当たりましては、そのときのセールスにふさわしいわかりやすい言葉を使っている、例えば交付するというのは、お渡しするとか、それからお届けするとか、それから定形郵便物は封書、それから第二種郵便物ははがき、それから広告郵便物をダイレクタメールとか、それから郵便書簡というのをミニレターとかいうような言葉を使っているようにございます。

法制局、衆議院にも衆議院法制局、参議院には参議院法制局というのがある、私も議員立法した経験がありますけれども、なかなか専門家にかかると、ああこんなことがこんなふうになるのかなあと奇異の感じさえ受けるようなこともあります。それから、お客様に便利に使っていただくということ、子供にでもわかる用語みたいなものをどういうふうにするか法律の中に織り込んでいくかというのは、なかなかこれ難しい問題ではあります。長い間の言葉の慣習の上に法律用語というものを決めていくことでございますので、私も先ほど局長

と話をしておりますときに、下の方にはカードという言葉が使っているから、プリペイドカードとか、そういうわかりやすい言葉が入れられないものだろうかという話をちょっとしておりました。カードという言葉でもやっとなつたんだというふうな説明を受けておりました、その辺の難しさをしみじみと感じるところでございます。

○平野清君 時々議長さんが舌をかむような長い法律案がありますよね。法律案、法律そのものはいいと思うんですよ。何も大臣の趣旨説明に法律用語をそのままお使いにならなかつたって私たちがわかるわけで、試みに字引きを引いてみましたら、給付というのは、特定の相手に何らかの物品もしくは便宜を与えること、やっぱり与えるんですよ、何か上から。そういう意味でひとつ、やっぱりお客様というんだつたら用語の面からも、それからお客様に出す手紙の文句からも、郵便文化をしょっていらつしやるという意味から、言葉遣いにも印刷物にも十分注意をしていただきたいというふうに思います。

じゃ二番目に入りますけれども、四月十二日の為替法のとときに私、郵便貯金のオンラインシステムについてお尋ねをいたしました。協和銀行の例もあったんで、もしかしてオンラインが故障するようないことがあったら大変だぞという御警告を申し上げたつもりです。そうしましたら、民間よりも十年おくれたから、その分だけ技術も進歩して大丈夫だと思つたという確固たる何といひますか、御答弁をいただいたんですけれども、あつと言つた間に四月の三十日と五月の二日ですか、連続大トラブルを起こして、一万五千人が手作業で、すごい額の合計七億五千万円ですか、手作業で支払いをやった、受け入れをやったということなんですけれども、新聞では休日、連休を控えた合間に一斉に利用したので、パンクしてしまつたんだということなんですけれども、こういうことも想定して私警告申し上げたつもりだったんですけれども、本当の原因と今後の対策はいかがでしょう。

○政府委員(中村泰三君) 本当にゴールデンウィークのさなかに、協和銀行事件の先生の御指摘がありましたと同じように土曜日に発生をいたしました、しかも四月三十日と五月二日という二回にわたって事故を起こしましたこと、大変申しわけなく思っております。

事故の原因でございますけれども、他管内支払といいますが、自管内でおろされるカードにつきましては問題がなかったんでありますが、ゴールデンウィークのさなかにということで、人の移動も大変予想を超えるような状況であったせいもあるのかもわかりませんが、他管内支払いが非常に集中をしたということでございまして、そういう場合に交換システムと東京の計算センターを結んでおります通信回線の一部にデータが集中をし過ぎたというところに原因があったわけでございます。

早速このデータ処理方法の見直しをいたしました、データが特定の通信回線に集中するということがないように対処いたしました、五月六日以降は順調に稼働しておりますのでございまして。まあしかし、今後ともそういう利用が一時的に急増するという可能性というものはあり得るわけでありまして、今回の事故につきましても詳細に原因の分析を行いまし、システムの見直し等も含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。大変御迷惑をおかけしました。

○平野清君 去年でしたか、長時間大停電がありました。そのときも高校野球とか、いろんなものが猛暑が重なって需要を大幅に上回った結果だと。結果的には皆同じことなんですね。だから、需要の最大限をどこまで見るかということだろうと思ふんで、詳細に今原因を検討されるとおっしゃいましたので、二度とそういうことがないようにお願いしたいと思ひます。

ちょっと次に、がらりと変わりますけれども、今カセットテープというのが大分流行いたしました、特に御老人とか耳の悪い方、その方たちが講

演の内容だとか、肉親間のテープによる通信とか、いろんなことでカセットテープが愛用されております。これを郵便で送るとしますと、さっきも定形の話が出ましたけれども、厚さがひっかかってしまつて、小さなカセットテープ一本を送るのでも百四十円かかるようなふうになっております。それを定形の厚さを何とかもう少し許容範囲を広げていただけたら高齢者対策、それから福祉対策、いろんな意味で便利になるんじゃないか。かえって郵便料金、郵便のそれを扱う量もふえて、かえって増収になるような気がします。

ただ、機械で判別すると思ひますので、余り厚いと、どうしても手作業の方に回つて作業がそれだけ手数がかかって困るということもあると思ひますけれども、何かいい方法で、今多分十ミリです、私、厳密にはなかったら、箱を合わせると平均十六ミリぐらいなんです、カセットが。何とか十六、七ミリの厚さまで定形を許可していただけたら、もっとカセットの郵便というものがふえるんじゃないか。どうしてもだめなら、特別料金をお考えになることができないかどうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(田代功君) 定形郵便物は、自動読み取りのあの機械にかかるとを想定して大きさを決めております。したがひまして、縦横の長さもそうです、厚さも一センチというところで、これを超えますと、機械にひっかかってしまつてということなものですから、現在こういう条件をつけておりまして、これを例えば盲人の方や老人の方のテープのために緩めるとなりますと、これ全体の定形の郵便が今、年間八十億か九十億通ございしますもので、全体の仕組みがおかしくなつてしまひまして、ちょっとこれは無理かと思ひます。

それからもう一点、じゃ定形外が高いから定形を安くするといひましても、これもまた定形外はこの辺の重量の郵便物は大変な数でございします、このことを理由に定形外の料金をいじくるというの、これもまた私どもの事業運営上は非常に大きな打撃になるものですから、ちょっとこれ

も今のところとり得ない。そういうわけで、ちょっとせつかくの御指摘なんですけれども、今のところいいめどがございせん、御承知と思ひますが、点字図書館なんかの往復は無料で、私ども当然今の法律その他で無料でやりとりしておりますので、老人相互、あるいは盲人の方相互間のやりとりのケースだと思ひます。したがひて、これはどうも郵便の制度の定形、定形外をいじくることでは、ちょっとこの救済策というのはいじくられせんので、むしろやるとすればこれは福祉政策の一環として、そういう方々の郵便をどうするかという問題だろうと思ひます。今のところちょっとこれ、現在既に福祉対策にはいろいろ無料郵便物やあるいは小包の半額の措置とか、いろんな角度から実施しておりますので、今の時点でこれを広げるということも実はまだ検討しております。ということ、ちょっと非常に難問だなあという感じで実は受けとめておる次第でございします。

○平野清君 じゃ将来考えていただくこととして、先般来郵政のいろんな施策が問題になっていまして、電波とかそれから衛星、ハイビジョンというものは、もう大臣がしばしば二十一世紀の花形だといふんで、ベラ色の夢が盛んに振られていふんで、郵政そのものの事業という、何か話を通信委員会で聞いていまして、値下げの話が出ると思ひます。値上げの話が出たり、何かもうちょっと二十一世紀を展望した長期的な郵便事業の将来像といひますか、写真真といひますか、そういうものが描けないのかというふうな気がするんです。現実の六十三年度の重点施策を含めて、将来展望といふものをお聞かせいただけますか、この際。

○政府委員(田代功君) 郵便事業といふのは電気通信と違ひまして、どっちかといふとこれは地味なといひます。百年前から基本的な仕組みは変わらないうちにサービス提供しております。ために、今お話しのように、二十一世紀の夢が描けないという印象を与えていと思ひます。

郵政省として公式に、じゃ二十一世紀の郵便どうなるかといふものを描いたものがあるわけではございせんが、もう数年前から二十一世紀に向けて、これは郵便だけではございせん、全国にある二万幾つかの郵便局がどういう役割をこれから果たしていくべきだろうかという議論は、いろんなところで行っております。その議論から推察しますと、これから先はやはり地方の時代と、二十一世紀は地方の時代といふことで、二万の拠点を持っているこの郵便局が、それぞれの地域社会で非常に大事な役割を果たしていくだろうと、基本的には。

その場合に私も三つの角度からこの話をしております。一つは、郵便局が郵便も貯金も保険もサービス提供しておりますので、こういったものを組み合わせて総合サービスといひますか、健康ですとか福祉とか教育とか、いろんなものを郵便局に行けば、郵便、貯金、保険、トータルとしてサービスが受けられるようなものへ将来持っていくべきじゃないか。これは総合サービスセンターとしての郵便局の機能をこれから強化していくべきではないかといふのが一つの側面。

それからもう一つは、コミュニティセンターといひまして、その郵便局を地域の足場にして、そこに行けば例えば生涯学習の場もあるし、地域活動の拠点にもなるしといふことで、その町にあればいろんな地域活動ができるような方向へ持っていく。そのためには今の会議室も地元の人に使えるようにしなきゃいかぬとか、そういったことをこれから少しずつ広げていくというふうなことが一つございします。それからもう一つ、三点目は、情報の拠点といひます。郵便局といふのは郵便が中心でありまして、最近の例えはニューメディアの機能などもつけ加えまして、郵便局に行けば町の情報がわかる、あるいは新しいいろんなニューメディアの設備も自由に使えると、こういったものを目指すべ

きではないかといった、こういう三つの観点から、将来の二十一世紀の郵便局のあるべき姿というものを追求していこうじゃないか、こういう議論を私も役所の中ではいろいろしているところでございます。ただ、まだそれを世間に訴えるほどまとまって郵政省としてこうしますというのがないものですから、なかなか歯がゆいような、あるいは人それぞれが違った表現でこういったものを説明している段階でございます。

そういう二十一世紀の夢は別として、じゃ六十三年度、今現在始まっております六十三年度の郵便の重点施策と申しますと、これは三本の柱をつくっております、一つは豊かな地域社会への貢献と。これはやはりこれから先地方の時代です。それから、地域社会のそれぞれのニーズに合ったサービスをとしようという大いに開拓していこうという意図では、豊かな地域社会に貢献しようというのが一つあります。

それからもう一つは、郵便の量をふやそうというのをこしらへ一つの大きなテーマにしております。たびたび御説明しておりますように、郵便の量をふやすことによつて経営の効率化、安定につながるという意味ではこれからの量をふやしていくべきじゃないか。そのためには新しいサービスの提供ですとか、先ほど来の料金割引によつて需要増が図れないかといったことを今年度重点的に考えていく。

それから三つ目の柱は、業務運行の基盤を充実していこうと。これは郵便がふえたと、それなりにやはり郵便局大変な作業になりますので、人的にも施設のにもいろいろ整備していかなきゃいけませんし、一方でそこには働いている職員が十分気持ちよく働いて能率も上げるといふ、そういう三つの柱をこしらへるの郵便の方針として、今郵便局の方に流しているところでございます。

○平野清君 次に、郵トピアの他部面のことについてお尋ねをしようと思つたんですが、午前中に及川先生わざわざ私の名前を挙げて御質問してく

ださいましたので、ダブリは避けますけれども、この販売店のチラシの問題は、低賃金で働いている新聞販売店の配達員の方の副収入として大きなウェイトを占めているんですね。単なる、新聞を何部運んだから幾らでは、なかなか食べられるようなシステムになってないわけですね。あれだけのチラシを自転車に、そのチラシの分だけ重くなり、それを一生懸命運んでいるわけ、彼らの収入としては、これが相当なウェイトを占めているということをもう一度申し上げておいて、どんな指定されるときにもそういうことに随分の御配慮をお願いしておきたいと思ひます。

次に、「ふるさと小包」が極めて好調だと言われているけれども、苦情などはどういうことになっているんでしょうか。例えば不在の場合に、生ものや何かで腐つてしまふような場合もあると思ふんですね。そういうときに、じゃそれは果たして責任は郵便局にあるのか、発送業者に負わされてしまふのか、その責任の所在も含めてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(田代功君) 「ふるさと小包」に関する苦情は、昭和六十一年の数でございますが、一万件当たり四件というところでございます。で、それ以外の苦情、「ふるさと小包」でない一般の苦情はもう一けた、十万件で四、五件ですから、一般の小包よりはやはり多うございしますが、トータルとして私どもこの程度の苦情であれば比較的円滑に運営されているのではないかと、かように考えております。

これは民間とのいろいろな競争の中で、郵便局がお客さんと折衝する過程で、料金は例えば郵便局少し高いけれども、郵便局のいいのは事故が少なからだといふお褒めの言葉をしょつちゅういただきますもので、そういうことから見ますと、民間のサービスよりは恐らく一けたぐらいうちの方が事故は少ないと踏んでおります。ただやっぱり、たとえ一万件に四件でも事故は事故ですので、これは減らさなさいかぬし、事故が起つたときの体制はきちんととらなさいけれども、苦情

はやはり壊れた、あるいは腐つていたとか、それから着かなかったとか、こういうものがやはり多うございます。

で、その場合の処理でございますけれども、やはり「ふるさと小包」、商品はこれは郵便局のものじゃなくて、地元業者のものなんですけれども、やっぱり窓口で扱ったのは郵便局ですから、苦情は全部郵便局で受け付けます。そうして、この「ふるさと小包」システムの全体の中に、取りまとい役として財団法人のポータルサービスセンターというのがございまして、ここに例えば業者からも必要な経費ももらひ、郵便局もいろんなお願いをしていくという、そういう中心になるところがございまして、ここが保険会社ともいろいろ取り決まして、事故が起つたときには、例えば腐つておれば新しいものを直ちに届けるとか、壊れておればまた新しいのを届ける、着かなかったときにもというところで、お客様には迷惑をかけないような仕組みができておりました。これらの着かなかったとか、腐つたとかいう苦情にもすべてそういうことで処理をしております。

○平野清君 マル優が廃止されて二カ月近くなるわけですが、対象預貯金の三百兆円をめぐって激しい争奪戦が展開されているわけですね。郵政省もいろんなことで努力されているようですが、郵政省もその成果といえますか、今どのような形になっているかをちょっと御説明願ひます。

○政府委員(中村泰三君) 六十二年度末、いわゆる三つの三つの三月には、四月から非課税制度が改定される直前ということでございまして、マスコミにも非常にその辺の動きが喧伝されたというようにもございまして、郵便貯金のいわゆる純増加額というのはマイナスに転じて、八千九百九十二億円という減を記録したところでございまして。例年三月というのは、就職の準備であるとか入学の準備であるとか、あるいは行楽のシーズンだとかということで数千億減少する月ではありますけれども、九千億近い純減というのは、前年度

の約倍近い減少でございます。私も大変心配をしていたところでございますが、四月に入りましてこの支払いの方も非常に落ちついてまいりまして、ことしの四月の実績を見ますと、郵便貯金の純増加額は七百四十四億円、前年の四月は八百七十二億円の純減でございましたから、そういう意味ではことしは増加に転じているということでございます。支払いの方も落ちついてきております。定額貯金の伸びなんかを見ても非常に比較的順調に上がっている、九百億程度の増加になっておるといふ状況でございます。

その原因としては、やはり限度額が三百万円から五百万円に引き上げられたというふうなこともございまして、また職員の営業努力の効果も出てきたのかなあといいところでございまして。非課税制度の改定に伴ひまして競争が激しくなっていることは事実でございますが、今の状況から申しますと、それほど一方的に郵便貯金からほかの金融商品に出ていってしまふといったような状況ではないというふうに私も判断しております。

○平野清君 今局長のお言葉の中にも国債定期預金ですか、の言葉が出てきましたけれども、何か新聞、雑誌では大蔵省と郵政省がこの国債預金をめぐって対立をして、報復戦まで書いてあるような雑誌もありましたし、そんなことはないと言つて、中村局長がにこつと笑つていてつかい写真が載つている雑誌もありましたし、きのうちょっといろいろお聞きしましたら、郵便局の国債の方は民間と比べてそれほど利があるわけじゃないんだそうですね、ずっと長期に見ていきますと。なぜそんなにまで新聞紙上ににぎわすほど大蔵省との対立とか、やれ大蔵省が報復説に出るんだとか、いろんなことが言われているのがちょっとわからないんですけれども、金利の表なんかを見ましてそれほど変わつてないと思ふんですが、郵便局が有利になると思ふんですが、どういふことになっているんでしょう。それとも何かマスコミのレクの大蔵省と郵便局との違いなんですか。

○政府委員(中村三三) そもそもその構図としまして、マスコミの取り上げ方が何か郵便貯金で新しいサービスをするとか、新しい商品売り出すとかすると、いわば官民戦争が起こるのかのごとき扱いをされがちなところがございまして、私も記者会見等の席でも、あるいはあらゆる機会にもっと事実即して冷静に取り扱ってもらいたいという話をしているわけでございしますが、私も知らずれば、この四月に発売させていただきます国債定額貯金の扱いがあの様に騒がれるということは大変心外でございまして、民間でも五十八年からとくにあいつた国債と定期預金との組み合わせの口座はございまして、郵便局も四月から国債を売り出すことになったということになれば、郵便局を御利用の方も、当然利払いを半期ごとと郵便局にきて利子を受け取るよりも、通常貯金なりあるいは定額貯金なり希望を聞いておきまして、自動的にそこに入ってくるというふうなサービスは私も当然であろうというふうに思っております。まだそういう点につきまして、民間の方ではあるいはすぐには、いずれはそういう仕組み合わせ商品を発売するであろうけれども、四月の段階ですぐ発売することはないんじゃないかといったような期待もあつたやに伺っております。そういう点が非常に驚いたといひますか、そういう受け取り方をされたのではないかと

いうふうに思っております。しかし、私も十分大蔵とも意思疎通を図つてまいりましたし、十分な理解を得られたところまでは至らなかったわけでありましてけれども、それなりに私も立場なり、預金者の利便向上のためのみをねらいとして発売させていただいたわけでありまして、その後は冷静な受けとめ方をされているものというふうに考えております。

○平野清君 郵政省にいらつしやるマスコミの方は社会部の人が多分多い。大蔵省には経済部出身の記者が多分多い。大蔵省に経済部の記者と郵政省の社会部出身の記者との何か違

いがあるような気がするんですね。そこらの記者レクのこともうちよつとお考えになった方がいような気がする。これ余計なことですけども、参考のために申し上げます。

今、一生懸命やつていらつしやるもので郵便販売促進手当というのを何かお考えになつていて、新聞によりますと十一億九千万円も用意されているというのですが、これはどういう方法で販売促進手当をお払いになるのか。例えば局あてに出されるのか、個人にお渡しになるのか、それともや

○政府委員(田代功君) 郵便販売促進手当は、従来郵便には営業努力に報いる手当がございまして、その六十三年度予算で初めて算上したものでございまして、その具体的な手当の支給方法は今事務的にいろいろ詰めておりました。これは最終的にはまた関係の労働組合とも協議をしなければいけないこととございまして、まだ案が最終的に固まつたわけではございませんが、基本的な考えとしては、職員の営業実績を反映して支給をするというのが基本的な考えでございます。あと細かいいろいろな局単位どうするか、個人単位どうするか、いろいろな問題まだ煮詰めている最中でございまして、そういうこと

身は、これだけの大国になつたんだし、全国に二十や三十、おもしろい郵便ポストがあつたといふような気がするけれども、設置されてから大分たちますので、その反応というのはどうなんですか。

○政府委員(田代功君) 郵便ポストに指定しました都市は、地元の郵便局もいろいろ大変です。地元の市町村の方もやはり郵便局のためにいろいろ手を尽くしていただくわけですので、一つ三百三十万というのはいかぬか議論はありますけれども、郵

○平野清君 郵便局は地味なサービス改善だけでなく、ある程度目立つ、實際郵便ポストとしての機能はそれほど変わりはないと思いますが、こういうことで地元の人に喜ばれ、話題になり、そしてまた、ポストを愛してもらい、郵便局を愛してもらひきつかけになるような施策というのはそれなりにやはり効果があつたのだと、かように考えております。

ありますあの丸い型のポストというのは大変人気がございます。ただ、小そうございますので、郵便の量が多いところにはさすがにもうあれ使えませんが、あの不格好な四角いのに今切りかえつてございまして。全国では約一割、一万四千個が昔からのあの丸いポストでございまして、毎年少しづつこれが角型に切りかわつております。

で、この使い古しました丸型ポストは、博物館とか学校とか公園とか、そういうところに希望に応じては保育所とか、そういうところに希望に応じて寄贈しております。ただ、それは何といひますか、もう記念品ですから、間違えてお客さんが郵便入れると困りますので、そういうポストとして使えないように口をふさいだりしてはしてもらひますけれども、やっぱり教育のためということではないかとお分けております。

○平野清君 時間もありませんので最後に、光緒四月二十九日ですか、春の叙勲や春の褒章がありました。業界の新聞見ましたら、相当郵便に、郵政に努力をされた方が勲一等とか勲三等とか、偉い人がずらつと並んでいますけれども、第一線で働いて、山の中を何十年間郵便配達しているとか、雪国でもって長いこと苦勞されているとか、いろいろな方がいらつしやると思うのですが、そういう方たちの表彰の比率といひますか、どういふことになつていられるでしょうか。

○政府委員(白井太君) お答え申し上げます。褒章は主として民間の分野でいろいろ働かれた方に授与されるものでありますので、私も郵便局などで仕事をされた方が対象になりますのは勲章の方でございまして、勲章については御案内のように、かなりこの数の上での厳しい枠がございまして、春、秋、年に二回叙勲があります。が、いわゆる通常の生存者叙勲について言いますと、郵政省関係では全部でそれぞれ二百七十人程度が授賞の対象になっております。それで、これは郵便局で働いた方だけじゃなくて、例えば電話局で仕事をされた方とか、あるいは放送などの分野で仕事をされた方、それらもす

べて含めまして一回につき約二百七十名前後というような数字になっておりまして、大変厳しい枠になっております。したがって、いろいろな方が本当は叙職の対象になるということではあるのかと思ひますけれども、そういう枠の中でどうしても限られた方を選考しなきゃいかぬというようなことから十分なことにはなっておりませんが、あえて申し上げますと、郵便局で課長とか部課長とかいう、私も管理者と呼んでおりますが、管理者として呼んでおる方とそうでない方との敷金をお受けになった比率というのは大体半々ということになっております。

特に、この目立たない分野で仕事をされるというような方につきましては、例えば年齢などにも別の基準を設けてまして、比較的若い段階で選考ができるような方法がとられております。できるだけ敷金の実が上がるように、これは私もただけでどうこうできるというものでもございませぬけれども、そういう方向でいろいろ関係のところにもこれからお願いなどをしたいというふうに考えております。

○平野清君 偉い人だけに余りいかにように、本当に第一線で働いている人というように、ちよつと今後努力していただきたいと思ひます。終わります。

○委員長(上野雄文君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○山中都子君 私は、日本共産党を代表して、郵便法改正案に対する反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、今回の法改正が財政民主主義に反し、国権の最高機関である国会の審議権、議決権を制限するものであるからです。

財政法第三条は、「法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」と明記しております。

郵便事業は、郵便法第五条で、「何人も、郵便の業務を業とし、又、国の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない」とうたわれているように国の独占事業であります。これは郵便が文化国家にとって必要不可欠な国民の基本的通信手段であるからであります。それだからこそ、この事業の料金は郵便法第二十一条、同第二十二條及び第二十七條に明記され、料金改定に当たっては常に国会での審議を行つてきたのであります。

今回の法改正には、料金を改定する場合の条件を幾つか付しているといへ、国会での審議、議決を経ないで事業内容や料金を政府の判断で決定、実施できることになっております。我が党は、このような法改正は到底認めるわけにはいかないものであります。

反対する第二の理由は、今回の法改正が料金値下げを自由にできるようにすることにより、大口利用者に多大の便宜を与えようとする点にあります。

これは本日の審議で私も指摘したことですが、郵政省は、通信事業の状況の変化、類似業者との競争の激化を口実に、現在でも大口利用者には過剰なサービスを提供してきているのに、今回の法改正によってなお一層この方向が促進され、そのしわ寄せが一般国民へ押しつけられることになるなど、郵便の公共的性格が脅かされる危険が大きい点を指摘しなければなりません。

なお、最後に、本改正案のうち料金不足郵便の取扱手数料の廃止や、災害時の郵便物の無料取り扱いの範囲の拡大については当然行われるべきサービス改善であると受けとめていることを表明して、私の反対討論を終わるものであります。

○守住有信君 私は、自由民主党を代表して、郵便法の一部を改正する法律案に対し賛成の意を表

するものであります。

改正法案は、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度を整備するとともに、利用者に対するサービスの改善を図ることとしております。

まず、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の決定の特例制度の整備についてであります。現行法の法定制と措置は、昭和五十五年の法改正により、郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでの間、一定の条件のもとで省令で定めることができるよう特例措置が設けられたのであります。

昭和五十五年度末に二千四百九十四億円にも上つた巨額の累積欠損金は、その後の各種サービスの改善や職員の営業努力などにより、昭和六十一年度末で十五億円にまで縮小し、昭和六十二年度においてはすべて解消する見込みとなっております。この間の郵政省、郵便局職員の努力を高く評価するものであります。しかしながら、近年、情報通信メディアの多様化、高度化により郵便事業を取り巻く環境は極めて厳しく、今後これまでと同様に事業財政の改善を図っていくことは容易ではない状況となつておりますことは、政府当局の説明により十分理解されるところであります。

このような状況の中で、今後とも郵便事業が健全な経営を維持していくためには、一層の効率化の推進、各種サービスの改善及び営業努力を行うことはもとより、機動的に料金値下げができるようにすることと、一定の額の累積欠損金が生じた段階で小幅な料金改定ができる体制を整えておくことは適切な措置と考えます。

今回の措置は、期限がなく恒久的なものであり、財政法第三条に反するのではないかと指摘もありますが、財政法第三条は、具体的な料金の額を法律自体で直接定めることまで要求しているものではありません。法第三条の要請を満たすには幾つかの方式が想定されますが、どのような方式とするかは立法政策により決定されるものであります。

前述したごとく、最近における郵便の独占性の程度は昭和五十五年当時と比べて大きく変化し、国民生活に及ぼす影響の程度も相対的に低下している状況下において、その料金は原則として法律改正により定め、法律で定める一定の要件、すなわち発動の要件としては、累積赤字が収入の一定割合に達すること、またその場合の値上げ幅は物価変動率の範囲内であること、さらに手続については郵政審議会の議を経て定められるなど、厳格な要件が満たされたときにのみ省令で定めることとしても、財政法第三条に基づく料金決定方法としては許容されるものと考えます。

次に、サービス改善についてであります。今回の法案には、新しく郵便切手などの給付を受けることができるプリペイドカードを発行し、販売できるようにしております。このほか災害時における郵便料金の免除の範囲の拡大、料金未納または料金不足の郵便物に係る手数料の廃止などが盛り込まれておりますが、これらはいずれも国民の要望を取り入れたもので、妥当な措置と考えます。

我が党は、以上のような視点から本改正案に賛成するものであります。

最後に、郵便事業が健全に生き生きと運営され、国民にとってさらに利便性の高い郵便サービスの提供が推し進められ、より自主的、自律的の責任を持った事業の経営に取り組まれることを期待して、私の賛成討論を終わります。

○委員長(上野雄文君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(上野雄文君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

郵便法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(上野雄文君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと

のと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（上野雄文君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（上野雄文君） 次に、郵便年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、中山郵政大臣から趣旨説明を聴取いたします。中山郵政大臣。

○国務大臣（中山正輝君） 郵便年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみまして、郵便年金の加入者の利便の向上を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

第一は、郵便年金契約の加入申し込み時に掛金を一時に払い込むことができることとするものであります。

第二は、掛金を一時に払い込み郵便年金契約に加入した場合、その効力が発生した日から年金の支払いをすることができることとするものであります。

このほか、郵便年金契約が掛金払い込み猶予期間の経過により失効した場合、一定の条件のもとに、その復活の申し込みをすることができることとする内容をいたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からいたします。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長（上野雄文君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

第二号中正誤

第三段行 誤

三三七 証判 評判 正

第三号中正誤

第四段行 誤

四四九 政府委員 国務大臣 正

第六号中正誤

第六段行 誤

六一末 官舎 官署 正

昭和六十三年六月一日印刷

昭和六十三年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局